

# あきる野市一般廃棄物処理基本計画 (案)



令和 5 (2023) 年 1 月

あきる野市



# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
第1節 計画改定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	3
第3節 計画の対象区域.....	4
第4節 計画期間.....	4
第5節 点検、評価及び見直し.....	4
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	5
第1節 地域特性.....	5
1 自然的特性.....	5
2 気象.....	6
3 水象、水域環境、水質保全の状況.....	7
4 社会的特性.....	8
5 歴史・文化.....	13
6 市街地・集落.....	14
7 交通.....	15
第2節 将来計画.....	16
第3節 ごみ処理行政の動向.....	20
1 国の目標.....	20
2 東京都の目標.....	21
<b>第3章 ごみ処理の現状と課題</b> .....	22
第1節 ごみ処理の沿革.....	22
第2節 ごみ処理の現状.....	23
1 分別区分と排出方法.....	23
2 処理フロー.....	25
3 処理体制.....	26
4 中間処理の概要.....	27
5 最終処分の概要.....	29
6 排出抑制対策の状況.....	30
7 排出量の実績.....	34
8 処理・処分の実績.....	37
9 ごみ処理の評価.....	39
第3節 目標達成状況と課題.....	40
1 排出抑制.....	40
2 収集・運搬.....	41
3 最終処分.....	43
4 処理経費.....	43

<b>第4章</b>	<b>ごみ処理基本計画</b>	44
第1節	基本理念と基本方針	44
第2節	ごみ排出量及び処理量の見込み	46
1	推計方法	46
2	人口の見通し	47
3	モデルケースの設定	48
4	現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース1）	49
5	現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース2）	53
6	新たな施策を追加した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース3）	57
7	各ケースの比較結果	61
8	目標値の達成	62
第3節	発生抑制・排出抑制計画	63
1	循環型社会の形成	63
2	適正処理・処分の推進	67
3	生活環境・自然環境の確保	67
4	減量化・資源化のための役割分担	67
第4節	収集・運搬計画	68
1	収集対象区域	68
2	分別収集区分	68
3	収集・運搬量	69
4	資源化ルート	69
第5節	プラスチック使用製品の再資源化	70
第6節	中間処理計画	71
1	中間処理方法	71
2	中間処理量	71
第7節	最終処分計画	72
1	最終処分方法	72
2	最終処分量	72
第8節	その他の廃棄物対策	72
1	災害廃棄物に関する対策	72
2	不法投棄対策	72
<b>第5章</b>	<b>生活排水処理基本計画</b>	73
第1節	生活排水処理の現状	73
1	処理形態別人口の現状	73
2	し尿・浄化槽汚泥排出量の状況	75
3	処理主体	76
4	収集・運搬体制	76
5	処理施設の概要	77
6	合併処理浄化槽の補助状況	77

7	生活排水処理の課題	78
第2節	生活排水処理基本計画	79
1	基本方針	79
2	目標年度	79
3	生活排水処理形態別人口の見込み	80
4	収集・運搬計画	81
5	中間処理計画	81
6	資源化・有効利用計画	81
7	生活排水処理区域計画	82
8	その他検討すべき事項	82

—資料編—

1	ごみ排出量のトレンド予測	資料-1
2	処理形態別人口のトレンド予測	資料-6
3	処理形態別人口の予測結果	資料-10



# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画改定の趣旨

あきる野市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

あきる野市（以下「本市」という。）は、本市、日の出町、檜原村の3市町村で西秋川衛生組合（以下「組合」という。）を昭和48(1973)年7月に設立し、平成23(2011)年10月に奥多摩町が加わり、平成26(2014)年度から4市町村によるごみ処理を行ってきました。本市では、平成30(2018)年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、市民や事業者、組合とともに、3Rの推進、適正な処理・処分を進めてきました。

本市では、資源の分別収集や集団回収等を実施し、ごみの減量化・資源化に係る施策を展開してきましたが、今後の社会・経済情勢の変化や様々な問題などに対応した循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化を推進していくとともに、適正な処理をしていく必要があります。

一方、生活排水処理においては、公共用水域の汚濁の多くが生活排水に起因していることから、積極的な生活排水対策を迫られており、河川の水質環境保全を推進していくことがますます重要となっています。し尿処理については、秋川衛生組合の解散に伴い平成27(2015)年4月から組合において事務を承継しています。し尿を処理するだけでなく、発生した汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに、平成31(2019)年3月から稼働した汚泥再生処理センターで資源化しています。

国では、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でより良い世界を目指す国際目標（SDGs）<sup>1</sup>に取り組んでいます。特に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元(2019)年10月に施行され、国や自治体、企業、消費者が食品ロスの削減に取り組んでいます。また、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため「プラスチック資源循環戦略」が令和元(2019)年5月に策定され、令和4(2022)年4月には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の解決を図ろうとしています。東京都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を令和3(2021)年9月に策定し、持続可能な都市の構築を加速させる「サステナブル・リカバリー」の視点で、政策を展開しています。

また、令和2(2020)年以降は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の拡大に伴い、新しい生活様式が定着し、ごみの排出量に変化が生じました。

このように、計画策定の前提となっている諸条件が変動していることから、これまでの廃棄物施策に関する評価を行うとともに、前計画の見直しを行うこととしました。

---

<sup>1</sup> 平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された国際社会共通の目標

## 持続可能な開発目標「SDGs エス・ディー・ジーズ」

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 1 貧困の撲滅
- 2 飢餓撲滅、食料安全保障
- 3 健康・福祉
- 4 万人への質の高い教育、生涯学習
- 5 ジェンダー平等
- 6 水・衛生の利用可能性
- 7 エネルギーへのアクセス
- 8 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
- 9 強靭なインフラ、工業化・イノベーション
- 10 国内と国家間の不平等の是正
- 11 持続可能な都市
- 12 持続可能な消費と生産
- 13 気候変動への対処
- 14 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
- 15 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
- 16 平和で包摂的な社会の促進
- 17 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

本計画では、以下のゴールが関連しています。これらの達成に向け、市民・事業者・行政の三者が協力・連携することが大切です。





## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画で、一般廃棄物処理行政における事項を具体化するための施策方針を示しています。

なお、本計画は、ごみの処理に関する基本計画である「ごみ処理基本計画」と生活排水の処理に関する計画である「生活排水処理基本計画」の2つの基本計画で構成されます。

本計画の位置付けを図1-1に示します。

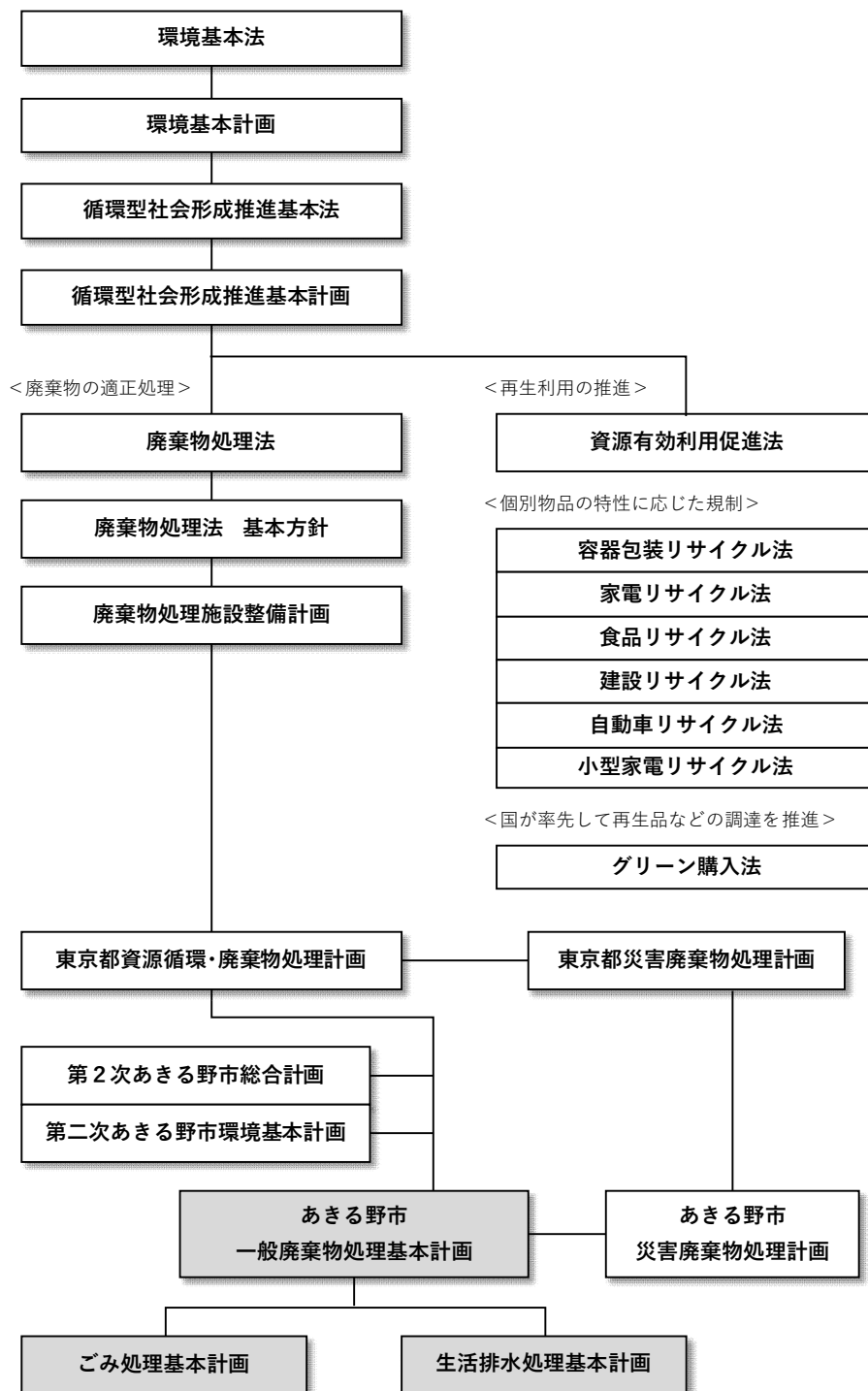


図 1-1 本計画の位置付け

### 第3節 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

### 第4節 計画期間

「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」及び「生活排水処理基本計画策定指針（平成 2 年 10 月厚生省生活衛生局水道環境部）」では、目標年度は、計画策定時から 10～15 年後程度とされています。また、前計画では、計画目標年度を令和 14(2032)年度としていました。

そこで、本計画の計画目標年度を令和 14(2032)年度とします。また、前計画の中間目標年度が令和 7(2025)年度であったことから、中間目標年度を令和 7(2025)年度とします。

年度	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)
内容・計画期間				中間目標年度		見直し (予定)					計画目標年度

図 1-2 計画期間と計画目標年度

### 第5節 点検、評価及び見直し

今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね 5 年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

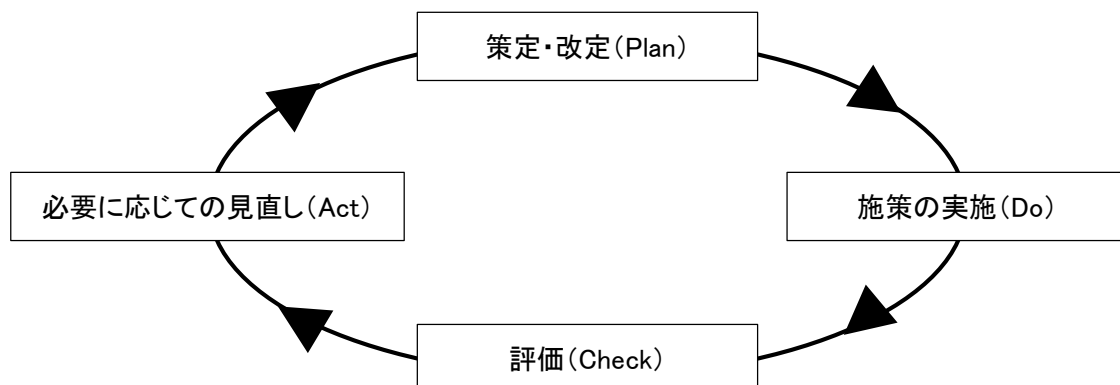


図 1-3 PDCAサイクル

## 第2章 計画策定の背景

### 第1節 地域特性

#### 1 自然的特性

本市は、東京都の西部に位置し、都心から40～50km圏内に位置し、面積は73.47k㎡となっています。

東は多摩川を隔て福生市及び羽村市、西は檜原村及び奥多摩町、南は八王子市、北は日の出町及び青梅市に接しています。

また、市域は山地、丘陵地、台地及び低地により構成されており、標高は西から東に向かって低くなっています。山地は市域の西部に大きく広がり、秋川、養沢川、盆堀川等が流れ、溪谷を形成しています。丘陵地は、市域の北に草花丘陵、南に秋川丘陵等が広がっています。台地は古くから秋留台地と呼ばれ、主にこの地域に市街地が形成されています。低地は秋川及び平井川沿いに広がり、本市特有の田園風景が見られます。

本市の位置を図2-1に示します。



図2-1 本市の位置

## 2 気象

気温・降水量の推移を表 2-1 及び図 2-2 に示します。

令和 3 (2021) 年における気候は、平均気温が 15.0℃と比較的温暖です。また、同年の年間降水量は、1,363.5mm と例年に比べ平均的な値となっています。

表 2-1 気温・降水量の推移

年	気温(°C)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成29年	14.4	37.2	-6.5	1,412.5
平成30年	15.4	40.8	-9.3	1,401.0
令和元年	15.0	37.2	-5.1	2,198.5
令和2年	15.1	39.6	-6.6	1,613.0
令和3年	15.0	37.8	-7.3	1,363.5
1月	3.2	17.8	-7.3	38.5
2月	6.0	21.6	-5.0	50.0
3月	10.9	24.1	-0.9	114.5
4月	13.6	26.6	3.5	65.5
5月	18.3	29.0	7.2	78.5
6月	21.6	31.4	14.0	142.5
7月	25.0	35.8	18.8	248.5
8月	26.3	37.8	17.9	206.0
9月	21.1	31.3	14.5	154.0
10月	16.8	30.2	4.8	135.5
11月	11.3	21.7	-1.5	68.5
12月	5.7	19.9	-6.7	61.5

資料:気象庁 青梅観測所

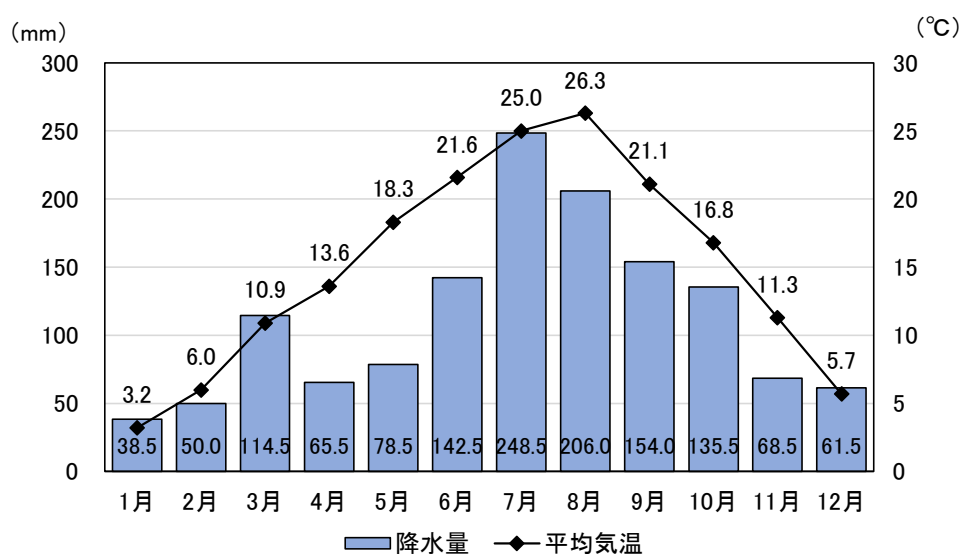


図 2-2 気温・降水量の推移 (令和 3 [2021] 年)

### 3 水象、水域環境、水質保全の状況

本市の主な河川は、市の中心部を東西に流れる秋川と市の北部を東西に流れる平井川があり、それに合流する養沢川、鯉川等の支流が複数あります。秋川、平井川は、市境付近で多摩川に合流しています。

秋川、平井川及びその支流では、年4回水質調査を実施しています。

このうち、環境基準が設定されている河川は、秋川、平井川及び養沢川で、各河川ともAA類型※に指定されています。AA類型には、最も厳しい環境基準が適用され、基準を達成できるよう水質の保全に努めています。平成29(2017)年度以降の過去5年間の水質調査の年度平均値では、大腸菌群数以外の項目については、ほぼ環境基準を満たしていました。

なお、水質の保全活動としては、市内の清流を守り残すため、平成15(2003)年4月に、「清流保全条例」を制定し、清流保全に努めています。

※水質汚濁に係る環境基準の区分は、AA類型からE類型までの6種類に分けられ、AA類型は最も水質が良好な河川とされています。

## 4 社会的特性

### (1) 人口及び世帯数

人口及び世帯数の推移を表 2-2 及び図 2-3 に示します。

人口は、平成 24(2012)年度以降、減少傾向にあります。令和 3(2021)年度の人口は、80,149 人となっています。

世帯数は増加傾向、1 世帯当たりの人員は、減少傾向で推移しています。

表 2-2 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人員 (人/世帯)
平成24年度	82,049	33,678	2.44
平成25年度	81,874	33,954	2.41
平成26年度	81,809	34,218	2.39
平成27年度	81,566	34,517	2.36
平成28年度	81,373	34,876	2.33
平成29年度	81,133	35,118	2.31
平成30年度	80,854	35,410	2.28
令和元年度	80,686	35,760	2.26
令和2年度	80,292	36,029	2.23
令和3年度	80,149	36,419	2.20

資料：東京都の統計「住民基本台帳による世帯と人口」(各年10月1日)

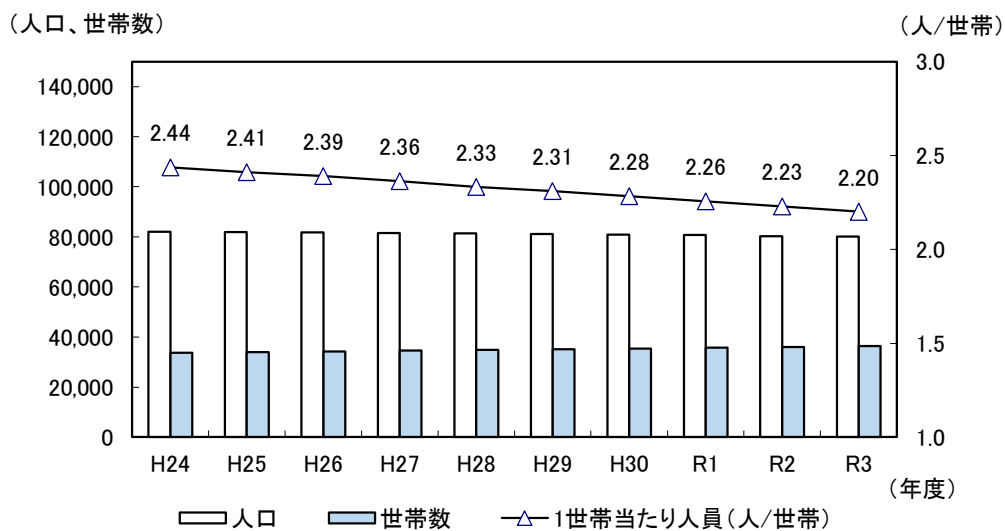


図 2-3 人口及び世帯数の推移

(2) 5歳階級別人口

本市の5歳階級別人口を表2-3及び図2-4に示します。

階級構成をみると、男性は50～54歳の階級、女性は70～74歳の階級が最も多くなっております。

表 2-3 5歳階級別人口

(単位:人)

		男性		女性	
年少人口	0～4歳	1,341	4,877	1,236	4,673
	5～9歳	1,592		1,607	
	10～14歳	1,944		1,830	
生産年齢人口	15～19歳	2,031	23,992	1,882	22,271
	20～24歳	1,995		1,891	
	25～29歳	1,725		1,628	
	30～34歳	1,883		1,688	
	35～39歳	2,144		2,015	
	40～44歳	2,608		2,410	
	45～49歳	3,354		3,070	
	50～54歳	3,415		3,043	
	55～59歳	2,569		2,405	
	60～64歳	2,268		2,239	
老年人口	65～69歳	2,345	11,023	2,462	13,276
	70～74歳	2,989		3,252	
	75～79歳	2,389		2,692	
	80～84歳	1,899		2,273	
	85～89歳	1,003		1,456	
	90歳以上	398		1,141	
総数		39,892		40,220	

資料: 東京都の統計「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(令和4年1月)

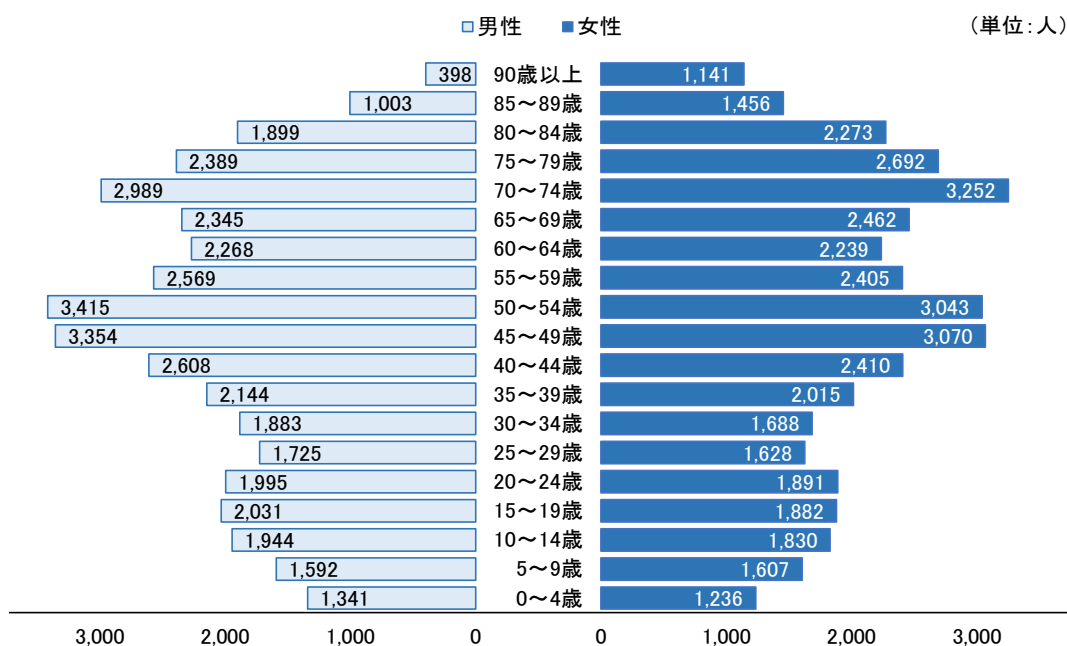


図 2-4 5歳階級別人口

### (3) 人口動態

本市の人口動態の推移を表 2-4 及び図 2-5 に示します。

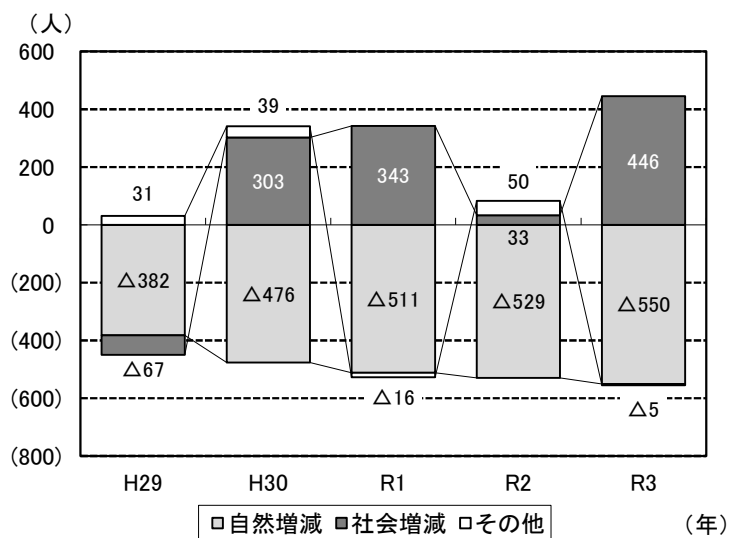
本市の人口動態は、過去 5 年間で自然増減は令和 3(2021)年が最も減少し、社会増減では令和 3(2021)年が最も増加しています。

**表 2-4 人口動態の推移**

(単位:人)

年	自然増減			社会増減			その他	計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
平成29年	544	926	△382	2,610	2,677	△67	31	△418
平成30年	493	969	△476	2,845	2,542	303	39	△134
令和元年	466	977	△511	2,920	2,577	343	△16	△184
令和2年	434	963	△529	2,651	2,618	33	50	△446
令和3年	424	974	△550	2,917	2,471	446	△5	△109

資料:東京都の統計「人口の動き」



**図 2-5 人口動態の推移**



#### (4) 就業構造

本市の産業大分類別の従業者数の推移を表 2-5 及び図 2-6 に示します。また、産業別従業者数の構成割合を表 2-6 及び図 2-7 に示します。

産業別人口について、平成 12(2000)年以降第一次産業及び第二次産業は減少傾向ですが、第三次産業は一時期減少傾向であったものの、近年では増加しています。令和 2(2020)年における全産業従業者に占める各産業別就業者の割合は、第一次産業が 1.8%、第二次産業が 24.0%、第三次産業が 74.2%となっています。

表 2-5 産業大分類別の従業者数の推移

(単位:人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第一次産業	751	773	613	628	607
第二次産業	12,223	10,706	8,577	7,906	8,146
第三次産業	24,843	25,748	23,829	23,449	25,119
総数	37,817	37,227	33,019	31,983	33,872

資料:国勢調査(分類不能の産業を除く)

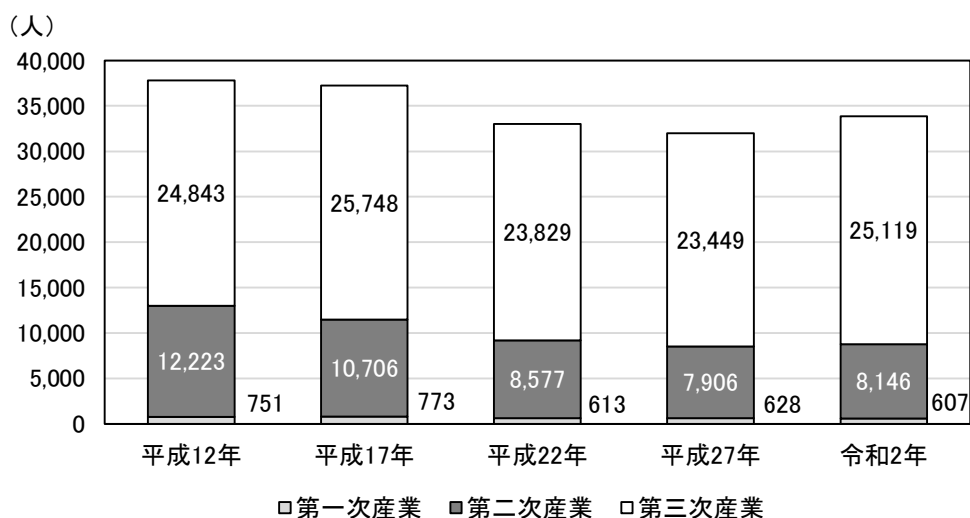


図 2-6 産業大分類別の従業者数の推移

表 2-6 産業別従業者数の構成割合（令和 2〔2020〕年）

（単位：人）

	あきる野市	
	従業者数	割合
従業者数	33,872	100.0%
第一次産業	607	1.8%
農業、林業	601	1.8%
漁業	6	0.0%
第二次産業	8,146	24.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	22	0.1%
建設業	2,995	8.8%
製造業	5,129	15.1%
第三次産業	25,119	74.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	133	0.4%
情報通信業	864	2.6%
運輸業、郵便業	1,889	5.6%
卸売業、小売業	5,007	14.8%
金融業、保険業	499	1.5%
不動産業、物品賃貸業	702	2.1%
学術研究、専門・技術サービス業	1,056	3.1%
宿泊業、飲食サービス業	1,907	5.6%
生活関連サービス業、娯楽業	1,462	4.3%
教育、学習支援業	1,719	5.1%
医療、福祉	5,765	17.0%
複合サービス事業	298	0.9%
サービス業	2,510	7.4%
公務	1,308	3.9%

資料：国勢調査（分類不能の産業を除く）

※ 割合は四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

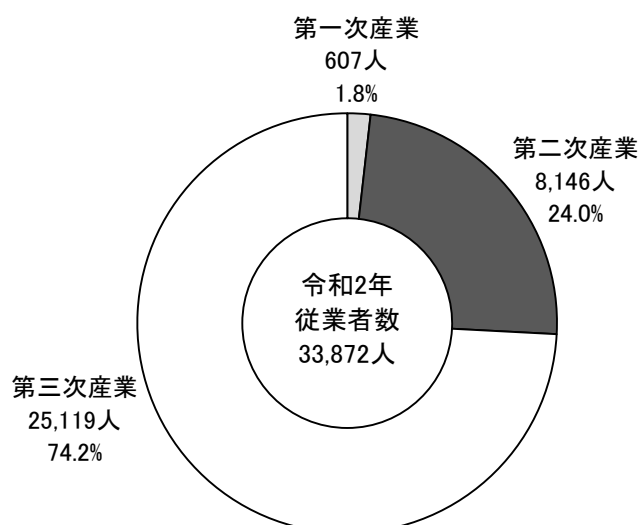


図 2-7 産業大分類別の従業者数の構成割合（令和 2〔2020〕年）

## (5) 土地利用

本市の地目別面積の推移を表 2-7 及び図 2-8 に示します。

令和 3(2021)年では、山林が 45.9%を占めており、次いで宅地が 22.3%となっています。

表 2-7 地目別面積の推移

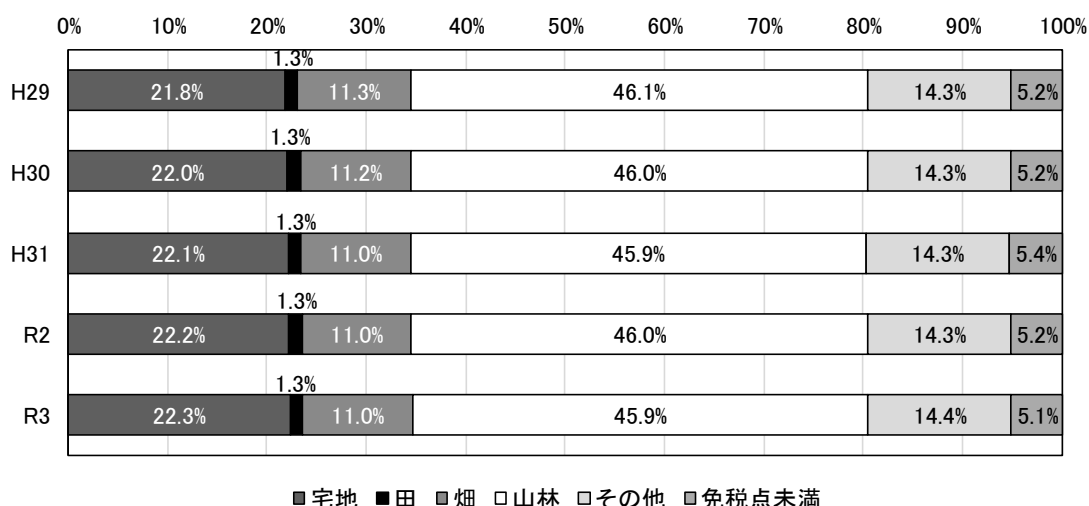
年	総数	宅地				田	畑	山林	その他	免税点未滿	
		商業地区	工業地区	住宅地区	その他						
H29	3,789.30	826.85	10.83	27.21	699.71	89.10	50.04	429.44	1,745.69	540.93	196.36
H30	3,778.96	831.27	10.86	39.43	692.12	88.86	49.83	424.56	1,737.16	540.28	195.86
H31	3,775.29	834.51	10.86	39.43	697.64	86.58	49.47	415.40	1,732.19	541.42	202.30
R2	3,776.02	837.41	10.82	39.36	700.42	86.81	49.63	414.00	1,736.09	541.43	197.45
R3	3,771.38	839.35	9.91	39.38	703.38	86.68	49.50	415.58	1,732.20	541.26	193.49

(単位:ha)

資料:東京都統計年鑑

(各年1月1日現在)

※固定資産税の対象となる土地面積であり、固定資産税が非課税とされている土地は除かれています。四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



■宅地 ■田 ■畑 □山林 □その他 □免税点未滿

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

図 2-8 地目別面積の推移

## 5 歴史・文化

明治 12(1879)年、五日市村が五日市町となり、同 22(1889)年に市制町村制が施行され、東秋留村・西秋留村・増戸村・明治村・三ツ里村・小宮村が誕生、小中野村が五日市町と合併しました。同 26(1893)年に多摩地域が神奈川県から東京府に移管され、大正 7(1918)年には三ツ里村・明治村が五日市町と合併しました。

昭和 30(1955)年に町村合併促進法により、東秋留村・西秋留村・多西村が合併し、秋多町が誕生するとともに、増戸村・戸倉村・小宮村が五日市町と合併し、新しい五日市町となりました。

昭和 47(1972)年には秋多町が市制施行し、秋川市が誕生、平成 7(1995)年 9 月に平成の大合併の先駆けとして秋川市と五日市町が合併し、本市が誕生しました。

## 6 市街地・集落

本市の地区別人口の推移を表 2-8 に示します。市内のほとんどの地区で人口は減少していますが、小和田、秋留などでは増加傾向にあります。

表 2-8 地区別人口の推移

町丁名	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
雨間	5,245	2,274	5,345	2,343	5,364	2,374	5,306	2,386	5,253	2,372
野辺	6,565	2,807	6,556	2,834	6,597	2,857	6,599	2,860	6,539	2,892
小川	2,274	984	2,278	1,005	2,287	1,022	2,293	1,042	2,294	1,052
小川東一丁目	952	410	941	408	935	418	936	416	948	431
小川東二丁目	630	260	607	250	611	266	616	272	604	274
小川東三丁目	148	72	145	70	147	74	145	74	148	76
二宮	4,998	2,222	4,956	2,232	4,931	2,240	4,900	2,244	4,880	2,246
二宮東一丁目	515	236	494	230	493	235	521	248	522	251
二宮東二丁目	410	185	383	172	370	166	387	179	387	182
二宮東三丁目	47	32	45	30	40	28	39	29	38	29
平沢	1,670	708	1,637	704	1,661	721	1,629	719	1,599	712
平沢東一丁目	169	73	176	77	163	71	147	67	162	73
平沢西一丁目	169	65	166	65	178	72	177	74	186	80
切欠	122	48	118	47	112	46	114	46	111	45
草花	11,224	4,653	11,155	4,672	11,165	4,718	11,065	4,745	11,041	4,783
菅生	1,649	934	1,637	931	1,600	918	1,556	893	1,559	897
瀬戸岡	3,567	1,498	3,559	1,501	3,694	1,627	3,650	1,644	3,672	1,686
原小宮	277	108	277	106	306	118	302	118	305	119
原小宮一丁目	689	245	672	245	682	253	700	262	695	267
原小宮二丁目	332	112	328	114	325	120	308	114	307	121
引田	3,850	1,586	3,876	1,616	3,837	1,624	3,827	1,644	3,843	1,683
淵上	1,554	605	1,533	599	1,529	616	1,511	614	1,510	618
上代継	1,090	467	1,080	473	1,033	453	1,002	443	987	436
下代継	1,691	699	1,726	710	1,710	714	1,693	719	1,647	710
牛沼	2,316	1,036	2,306	1,052	2,279	1,037	2,312	1,070	2,299	1,068
油平	2,312	1,009	2,316	1,043	2,269	1,043	2,279	1,064	2,263	1,074
秋川一丁目	231	115	211	108	212	109	221	120	216	118
秋川二丁目	447	211	429	209	418	210	418	214	434	230
秋川三丁目	518	241	492	251	521	271	530	284	535	299
秋川四丁目	658	330	650	331	660	337	653	336	653	339
秋川五丁目	767	360	745	360	757	379	756	378	778	392
秋川六丁目	608	274	624	290	605	281	595	281	586	288
秋留一丁目	669	323	710	348	720	359	727	369	717	371
秋留二丁目	309	106	305	105	305	107	312	111	309	119
秋留三丁目	393	128	390	128	398	137	397	139	409	146
秋留四丁目	401	144	404	147	410	151	420	153	412	151
秋留五丁目	401	139	395	139	420	150	430	154	447	163
山田	2,896	1,144	2,875	1,159	2,834	1,166	2,792	1,164	2,824	1,204
上ノ台	29	14	28	13	27	13	27	13	26	13
網代	357	214	353	211	360	214	346	210	350	215
伊奈	5,561	2,351	5,669	2,405	5,625	2,425	5,665	2,478	5,719	2,529
横沢	204	88	198	88	199	89	191	87	187	89
三内	1,208	717	1,182	708	1,066	613	1,078	625	1,088	647
五日市	2,827	1,181	2,821	1,195	2,774	1,201	2,775	1,211	2,815	1,240
小中野	980	403	961	405	944	403	922	407	906	401
小和田	373	150	389	158	459	217	458	220	444	213
留原	1,697	805	1,662	794	1,666	809	1,642	805	1,669	809
高尾	991	481	939	454	867	396	877	409	855	402
館谷	1,196	502	1,186	510	1,209	529	1,200	527	1,189	527
入野	1,360	633	1,367	634	1,376	637	1,354	629	1,327	624
深沢	69	33	64	32	66	34	64	35	60	34
戸倉	740	338	737	340	724	334	711	333	697	331
乙津	528	243	514	240	506	239	493	234	485	232
養沢	244	116	237	114	234	113	218	111	206	111
小峰台	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
館谷台	6	6	5	5	6	6	6	6	7	5
計	81,133	35,118	80,854	35,410	80,686	35,760	80,292	36,029	80,149	36,419

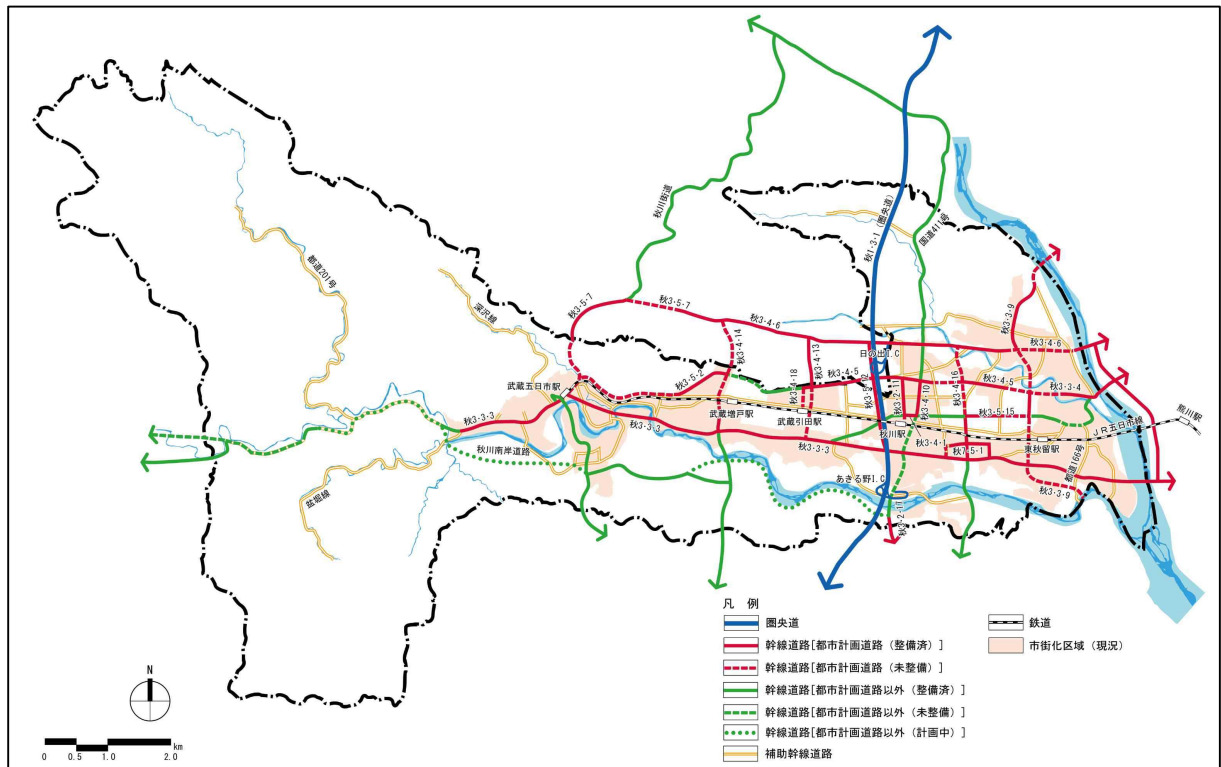
資料：あきる野市「町丁別の世帯数と人口構成」(各年10月1日)

## 7 交通

本市の幹線道路網を構成する都市計画道路は、20 路線あります。

また、段階的に整備されている圏央道（首都圏中央連絡自動車道）は、関越自動車道や中央自動車道、東名高速道路、東北自動車道等に接続され、本市から各方面へのアクセシビリティが飛躍的に向上するなど、道路交通における利便性が増しています。

鉄道は、JR五日市線が通っています。



資料:あきる野市都市計画マスタープラン

## 第2節 将来計画

本市では、令和4(2022)年3月に、「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野」の実現に向け、「第2次あきる野市総合計画」を策定しました。ごみや生活排水に関連する主な施策を以下に抜粋します。

「第2次あきる野市総合計画」	
令和4(2022)年度～令和13(2031)年度	
ごみに関する施策	<b>施策の成果目標</b> 市民1人1日当たりのごみ排出量 令和8(2026)年度 803.7g 総資源化率 令和8(2026)年度 34.3%
	<b>施策の内容</b> <b>1 ごみの適正処理(分別・収集運搬・処分)体制の構築</b> 一般廃棄物処理基本計画に基づき、分別・収集運搬・処分までを円滑に行えるよう、ごみの分別・減量に対する市民意識の向上を図ります。また、資源とごみの出し方カレンダーの充実や「ごみ分別アプリ」の活用により、ごみの分別徹底を図り、ごみの適正処理と減量化・資源化につなげていきます。 収集運搬については、より一層の環境負荷の低減を図るため、効率的な収集ルートを選定や環境に配慮した収集車の導入の推奨を図ります。
	<b>2 ごみ減量化の推進</b> 環境教育の一環として、市民や事業者に対し、プラスチックごみによる海洋汚染等を周知し、レジ袋等の削減に取り組みます。また、生ごみの水切りの徹底など、ごみ発生抑制の取組を促します。これらにより、ごみの減量化を推進します。
	<b>3 食品ロス削減の推進</b> 本来、食べることができるにもかかわらず、捨てられている食品の削減(食品ロスの削減)に向けて、講座の開催、ごみ情報誌「へらすぞう」への記事掲載、フードドライブの実施、食べきり協力店登録制度などを活用し、市民や事業者への周知・啓発に取り組みます。
<b>4 環境美化活動の推進</b> 美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、パトロールによる不法投棄の抑制や市内一斉清掃などにより、環境美化活動を推進します。	

<p>ごみに関する施策</p>	<p><b>5 リサイクルシステムの充実</b></p> <p>市民、事業所及び行政の協力の下、また、民間事業者との連携の下、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実を図ります。</p> <p><b>6 資源回収の推進</b></p> <p>資源化の啓発・指導や資源集団回収の取組などにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進します。</p> <p><b>7 ごみの堆肥化の促進</b></p> <p>E M菌処理容器の貸与やダンボール式コンポスト容器の配付などの取組により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進します。</p>
<p>生活排水に関する施策</p>	<p><b>施策の成果目標</b></p> <p>污水处理人口普及率 令和7(2025)年度 99.0%</p> <p><b>施策の内容</b></p> <p><b>1 污水处理の在り方の検討</b></p> <p>公共下水道や合併処理浄化槽の特性を検証の上、本市の污水处理の在り方を検討します。</p> <p><b>2 下水道等整備事業の推進</b></p> <p>下水道事業経営戦略等に基づく健全な公営企業としての運営の下、下水道等の整備事業を推進します。</p> <p><b>3 下水道施設の維持管理</b></p> <p>下水道施設については、民間活力による維持管理を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき計画的に更新します。</p>

また、平成 28(2016)年 3 月に、「第二次あきる野市環境基本計画」を策定しましたが、社会情勢の変化や「第 2 次あきる野市総合計画」との整合を図ること、これまでの施策の成果等を反映させるため、令和 4(2022)年 6 月に改訂しました。ごみや生活排水に関連する主な施策を以下に抜粋します。

「第二次あきる野市環境基本計画」	
令和 4(2022)年度～令和 7(2025)年度	
ごみに関する施策	<p><b>資源循環型社会の構築</b></p> <p><b>－目標－</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成 22(2010)年度に対し約 9% (56 g/人・日) 削減する。</li> <li>・平成 22(2010)年度に約 27%だったリサイクル率について、約 35%まで増加させる。</li> <li>・ごみの減量化や資源化(リサイクル)、処理処分を行う施設の充実が図られている。</li> </ul> <p><b>－3Rの推進(ごみの発生抑制に関する施策)－</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ会議の運営・推進</li> <li>●ごみ減量・リサイクル意識の啓発(「へらすぞう」の発行)</li> <li>●生ごみリサイクルの促進</li> <li>●落ち葉の堆肥化の推進</li> <li>●水切りの徹底</li> <li>●環境フェスティバルへの参加等のイベントの実施</li> <li>●廃食油の有効利用の促進</li> <li>●事業者へのごみ減量啓発</li> <li>●食品ロス削減の推進</li> <li>●廃プラ問題への取組</li> </ul> <p><b>－資源循環型社会に向けたシステムづくり－</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみの戸別収集・有料化の継続</li> <li>●資源集団回収の推進</li> <li>●資源回収の充実</li> <li>●新たなリサイクルシステムの検討</li> <li>●放置自転車リサイクルの実施</li> <li>●最終処分場掘り起こし再生</li> </ul> <p><b>－環境に配慮した収集・処理の推進－</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●直接搬入ごみの受入れ</li> <li>●環境低負荷型の収集の実現</li> <li>●清掃工場の適正管理</li> </ul>



<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ごみに関する施策</p>	<p><b>清潔で快適なまちづくりの推進</b></p> <p><b>－清潔なまちづくり－</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）</li> <li>●一斉清掃の実施（海ごみゼロウィークの取組）</li> <li>●ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など</li> <li>●ポイ捨て防止などの対策の研究</li> <li>●不法投棄対策の充実</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">生活排水に関する施策</p>	<p><b>公害対策の推進</b></p> <p><b>－公害の防止－</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続</li> <li>●生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続</li> <li>●下水道の整備</li> <li>●下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討</li> </ul>

### 第3節 ごみ処理行政の動向

#### 1 国の目標

国は、「廃棄物処理法」第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年1月21日環境省告示第7号。以下「廃棄物処理法の基本方針」という。）において、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

廃棄物処理法の基本方針の目標年度は令和2(2020)年度ですが、令和2(2020)年度以降は、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定。以下「第四次循環基本計画」という。）等の目標を参考にして施策を進めていくこととしました。

廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標を表2-9に示します。

表2-9 廃棄物処理法の基本方針における一般廃棄物の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	平成24年度と比較し、令和2年度において約12%削減 1人1日当たり家庭系ごみ500g/人日
再生利用の割合※	平成24年度と比較し、令和2年度において6ポイント増加の約27%
最終処分量	平成24年度と比較し、令和2年度において約14%削減

※再生利用の割合は、資源化率を表します。

また、国は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環基本法」という。）第15条第1項に基づき、平成30(2018)年度に第四次循環基本計画を策定し、一般廃棄物の減量化等に関する取組目標を設定しています。

第四次循環基本計画の数値目標を表2-10に示します。

表2-10 第四次循環基本計画の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	約850g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約8%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約28%削減
家庭系ごみ (資源除く)	約440g/人日 平成28年度と比較し、令和7年度において約13%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約33%削減
事業系ごみ	約1,100万t 平成28年度と比較し、令和7年度において約15%削減 平成12年度と比較し、令和7年度において約39%削減

## 2 東京都の目標

東京都は、令和3(2021)年9月に「東京都資源循環・廃棄物処理計画」を策定しています。これまでのリデュース・リユース・リサイクルの3Rをはじめとした資源循環社会づくりの取組を更に推し進め、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、「持続可能な資源利用の実現」「廃棄物処理システムのレベルアップ」「社会的課題への果敢なチャレンジ」の三本の柱を掲げ、持続可能な社会の構築に取り組むこととしています。

東京都の数値目標を表2-11に示します。

表 2-11 東京都の数値目標

項目	目標値
一般廃棄物排出量	令和12年度に410万t
一般廃棄物再生利用率	令和12年度に37%
一般廃棄物最終処分量	令和12年度に19万t
プラスチック焼却削減量 (平成29年度比)	令和12年度に40%削減
食品ロス削減量	令和12年度に82千t削減(家庭系)

### 第3章 ごみ処理の現状と課題

#### 第1節 ごみ処理の沿革

昭和48(1973)年7月に本市、日の出町、檜原村の3市町村で組合を設立し、昭和52(1977)年度に焼却能力150t/日の焼却処理施設が完成し、昭和53(1978)年度には、粗大ごみ処理施設と第1御前石最終処分場(施設)が完成しました。

平成4(1992)年度には、燃やせないごみの減容化と資源を効率よく資源化するために不燃物処理・資源化施設が完成し、平成12(2000)年度には、当初設置した最終処分場の埋立が完了したため、隣接して第2御前石最終処分場を設置しました。

その後、平成23(2011)年10月に、奥多摩町が組合に加入しました。また、平成26(2014)年3月には、新ごみ処理施設として熱回収施設が完成しました。

なお、秋川衛生組合の解散に伴い、平成27(2015)年4月から組合において事務を継承し、し尿処理業務を行っています。

年月日	内容
昭和48年7月2日	西秋川衛生組合(構成市町村:あきる野市、日の出町、檜原村)が設立
昭和52年1月	焼却処理施設本体工事着手
昭和53年4月	焼却処理施設稼働処理能力:150t/日(75t炉×2基)
昭和54年1月	粗大ごみ処理施設完成処理能力:30t/日(5時間)
昭和54年3月	第1御前石最終処分場完成埋立容量:97,000m <sup>3</sup>
平成4年9月	不燃物処理・資源化施設完成処理能力:不燃20t/日(5時間)資源20t/日(5時間)
平成13年3月	第2御前石最終処分場完成埋立容量:87,000m <sup>3</sup>
平成13年3月	第1御前石最終処分場埋立完了
平成16年4月	家庭ごみの有料化を実施
平成23年10月	西秋川衛生組合に奥多摩町が加入
平成26年3月	「熱回収施設」完成
平成26年4月	「熱回収施設」運転開始に伴い、ごみの分別方法を変更
平成27年4月	秋川衛生組合の解散に伴い、し尿処理業務を実施
平成28年3月	「リサイクル施設」完成
平成31年3月	「汚泥再生処理センター」完成

## 第2節 ごみ処理の現状

### 1 分別区分と排出方法

本市では、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源（缶・金属類、びん類、新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック、布類、ペットボトル、白色トレイ、使用済小型電子機器）」「有害ごみ」「粗大ごみ」の区分で排出しています。また、粗大ごみ以外を戸別収集方式とした収集形態とし、粗大ごみは申込制としています。

本市の家庭系ごみの分別区分及び排出形態を表 3-1 に示します。

表 3-1 分別区分及び排出形態

区分	主な内容	収集頻度	排出形態
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ類</li> <li>・資源にならない紙類</li> <li>・衛生上焼却処分するもの</li> <li>・生活用品(ちり紙、食用油等)</li> <li>・葉、草、板、棒</li> <li>・プラスチック・発泡スチロール類</li> <li>・ゴム・ビニール類</li> <li>・アルミ箔類</li> <li>・皮革類</li> </ul>	2回/週	指定袋
	・紙おむつ	2回/週	透明又は半透明の袋
	・木の枝(50cm 以下)	2回/週	ひもで束ねる
不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陶磁器類</li> <li>・ガラス類</li> <li>・鋭利なもの(釘、包丁など)</li> <li>・小型家電などの金属を多く含む混合物</li> </ul>	2回/月	指定袋
資源	・缶・金属類	2回/月	バケツ、ダンボールなど
	・びん類	2回/月	バケツ、ダンボールなど
	・古紙(新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙パック)	2回/月	ひもで束ねる
	・布類	2回/月	ひもで束ねる
	・ペットボトル	2回/月	バケツ、ダンボールなど
	・白色トレイ	2回/月	バケツ、ダンボールなど
	・使用済小型電子機器	2回/月	バケツ、ダンボールなど
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スプレー缶</li> <li>・カセット式ガスボンベ</li> <li>・ライター</li> <li>・乾電池</li> <li>・水銀タイプの体温計</li> <li>・蛍光管</li> </ul>	2回/月	種類ごとに透明な袋
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50cmを超えるもの</li> <li>・5kgを超えるもの</li> <li>・指定袋に入らないもの</li> </ul>	申込制	—

令和4(2022)年4月1日現在

また、家庭系ごみについては、可燃ごみと不燃ごみの各指定袋での排出となっています。粗大ごみは、処理券を購入・貼付して戸別で収集を依頼する方法、高尾清掃センターに直接搬入し手数料を支払う方法のどちらかを選択できます。

事業所ごみは自己処理が原則ですが、住宅併設（併用）事業所などの少量排出事業者の可燃ごみや不燃ごみについては、それぞれ指定袋で排出することができます。

家庭系ごみと事業系ごみの指定袋の価格を表 3-2 に示します。

**表 3-2 指定袋の価格**

	区分	容量	価格 (10枚1組)
家庭系ごみ	可燃ごみ	5L	70円
		10L	150円
		20L	300円
		30L	450円
		40L	600円
	不燃ごみ	5L	70円
		10L	150円
		20L	300円
事業系ごみ	可燃ごみ	15L	600円
		45L	1,800円
		70L	2,800円
	不燃ごみ	15L	600円
		30L	1,200円

令和4(2022)年4月1日現在

## 2 処理フロー

排出されたごみは、図 3-1 に示すように処理・処分を行っています。

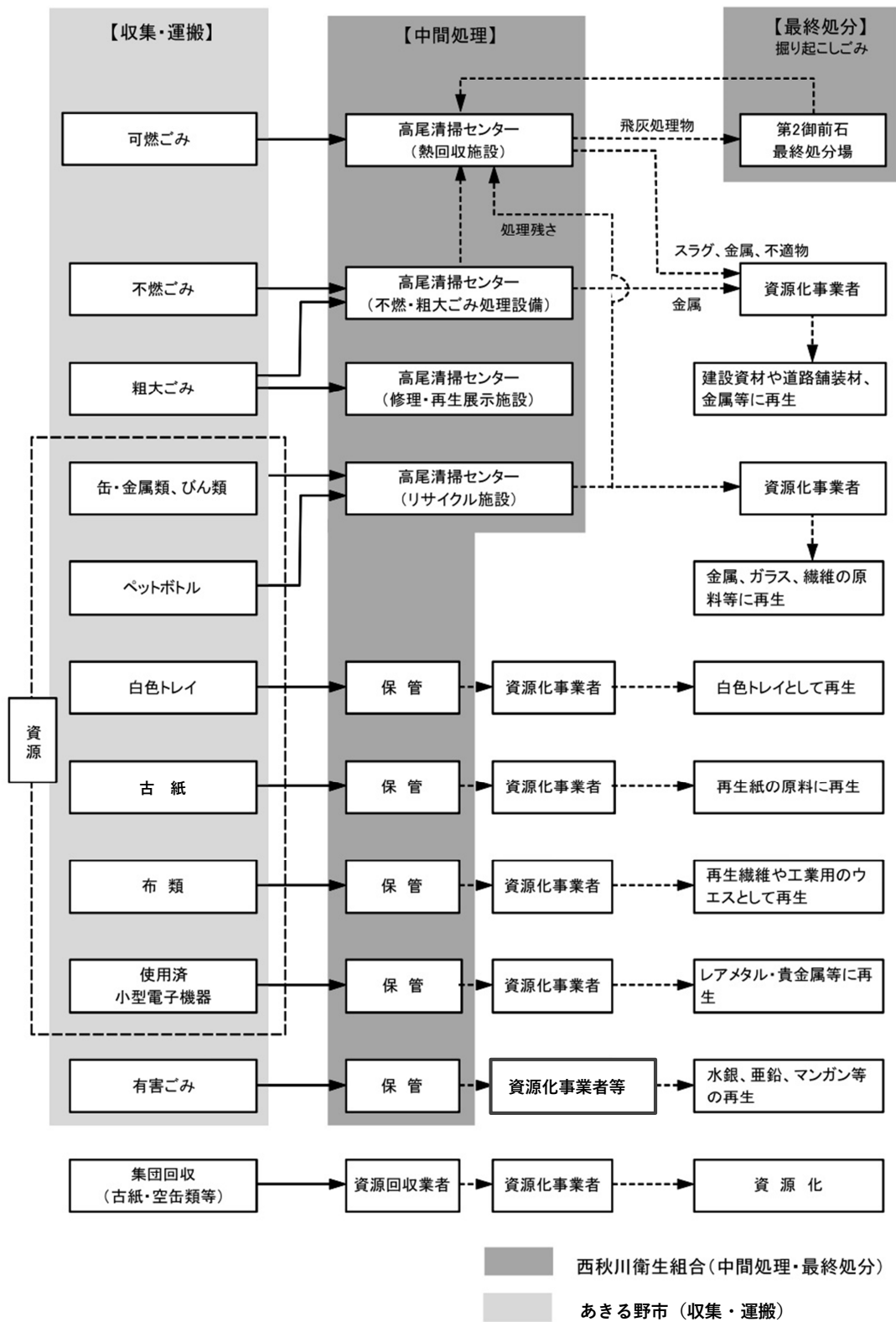


図 3-1 ごみ処理フロー

### 3 処理体制

ごみの収集・運搬は、委託業者が行っています。

各処理施設の管理主体は組合ですが、運営・維持管理については、熱回収施設ではD B O方式<sup>2</sup>を採用し、民間事業者に委託しています。

処理体制を表 3-3 に示します。

表 3-3 処理体制

事業区分		管理主体	運営方法
収集・運搬		あきる野市	委託
中間処理	熱回収施設	西秋川衛生組合	委託
	不燃・粗大ごみ処理設備		
	リサイクル施設		
最終処分		西秋川衛生組合	委託

令和4(2022)年4月1日現在

<sup>2</sup> Design Build Operate の略で、公共が資金調達を負担し、民間事業者に設計(Design)、建設(Build)、運営(Operate)を一括して委託する方式



## 4 中間処理の概要

### (1) 中間処理施設

本市から発生する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源及び有害ごみは、組合の高尾清掃センターにおいて、日の出町、檜原村、奥多摩町と共同処理を行っています。この施設では、ガス化溶融炉で発生した熱を回収し、蒸気タービン発電機で発電し施設内で利用しています。

なお、資源の一部（白色トレイ、新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布類）及び有害ごみについては、ストックヤードに保管後に資源化事業者、有害ごみ処理委託事業者に引き渡しています。

高尾清掃センターの概要を表 3-4 に示します。

**表 3-4 高尾清掃センターの概要**

施設の名称	西秋川衛生組合 高尾清掃センター		
所在地	東京都あきる野市高尾 521 番地		
処理施設	熱回収施設		リサイクル施設
	熱回収施設	不燃・粗大ごみ処理設備	
処理対象	可燃ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ	資源 有害ごみ
処理能力	117t/日 (58.5t/24h×2系列)	27t/日 (5h)	11.2t/日 (5h)
処理方法	全連続燃焼式焼却炉 (流動床式ガス化溶融炉)	破碎・選別	選別、圧縮、梱包
竣工年度	平成 25 年度		平成 27 年度

## (2) ごみの性状

組合では、毎月1回ごみの性状調査を行っており、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までのごみの性状を表3-5に示します。

ごみの組成は、紙類、生ごみ類、プラスチック類(固形系)、プラスチック類(フィルム系)の順で高い割合を占めています。

表3-5 ごみの性状

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
物理組成 (乾燥物当たり)	紙類	44.3	28.3	24.7	29.8	27.2	30.9
	生ごみ類	10.3	20.3	17.9	15.7	18.0	16.4
	布類	5.4	5.6	5.8	6.3	5.6	5.7
	草木類	11.7	8.8	11.4	9.9	12.4	10.8
	プラスチック類 (フィルム系)	10.9	14.2	12.0	11.6	13.9	12.5
	プラスチック類 (固形系)	10.8	12.5	12.6	15.5	12.4	12.8
	ゴム・皮革類	0.8	0.3	1.1	0.2	0.3	0.5
	その他類	2.1	4.9	5.7	4.0	3.4	4.0
	金属類	1.1	1.0	2.3	0.9	0.4	1.1
	非鉄類	0.9	1.1	1.6	0.6	0.5	0.9
	ガラス類	1.0	1.0	1.7	0.1	0.7	0.9
	セトモノ・砂・石類	0.7	2.0	3.3	5.7	5.2	3.4
	合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
見掛比重	kg/L	0.173	0.124	0.142	0.125	0.124	0.138
三成分	水分	46.5	45.4	45.5	45.7	49.1	46.4
	灰分	6.6	7.0	11.9	8.7	8.7	8.6
	可燃分	46.9	47.7	42.6	45.6	42.2	45.0
低位発熱量(計算値)	kJ/kg	7,668	7,835	6,880	7,446	6,717	7,309
	kcal/kg	1,832	1,872	1,644	1,780	1,605	1,747

※小数点第2位を四捨五入しているため、各割合の合計が100%にならない場合があります。

## (3) 維持管理状況

熱回収施設が稼動した平成26(2014)年度以降の排ガス分析結果については、1号系、2号系共に「大気汚染防止法」に基づく排出基準を下回っています。一部の項目で過去において自主基準値を超過したものの、現在は全ての項目において自主基準値を満たしています。

## 5 最終処分の概要

### (1) 最終処分場

高尾清掃センターから発生した溶融飛灰は、組合の最終処分場に埋立処分しています。

令和4(2022)年度まで、延命化を図るため、埋め立てたごみを掘り起こし、そのごみを熱回収施設で処理する再生事業を行ってきました。

最終処分場の概要を表3-6に示します。

表3-6 最終処分場の概要

施設の名称	第2御前石最終処分場	
所在地	東京都あきる野市網代 483 番地外	
形式・処理方法	準好気性	
埋立面積	1.01ha	
容量	87,000m <sup>3</sup>	
廃棄物処分容量	70,000m <sup>3</sup>	
埋立予定期間	平成13～平成25年度	平成26～令和25年度
埋め立て廃棄物の種類	焼却残渣(埋立) 破砕選別不燃物	溶融飛灰
竣工年度	平成12年度	

### (2) 維持管理状況

平成29(2017)～令和3(2021)年度に第2御前石最終処分場において実施したダイオキシン類の調査結果を表3-7に示します。

いずれも基準値以下となっています。

表3-7 ダイオキシン類の調査結果

(単位: pg-TEQ/L)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		基準値※
	7月7日	1月12日	7月6日	1月11日	7月5日	1月10日	7月10日	1月8日	7月9日	1月7日	
浸出水	0.00028	0.00033	0.00045	0.0073	0.0033	0.014	0.0085	0.0081	0.0021	0.16	—
処理水	0.00023	0.00021	0.0013	0.0063	0.0085	0.0011	0.0012	0.000060	0.006	0.029	10
地下水	0.019	0.019	0.019	0.041	0.041	0.029	0.043	0.420	0.057	0.080	1
上部観測井水	0.020	0.019	0.029	0.019	0.044	0.033	0.025	0.490	0.024	0.083	1
下部観測井水	0.080	0.019	0.020	0.023	0.220	0.032	0.079	0.046	0.023	0.093	1

資料: 西秋川衛生組合「御前石排水処理センター環境報告」

※一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号、以下「基準省令」という。)に示される基準、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年総理府・厚生省令第2号)

## 6 排出抑制対策の状況

本市で取り組んでいる排出抑制対策や環境美化対策を示します。

### (1) 資源集団回収奨励金制度

ごみの減量及び資源化を推進するため、市内の町内会・自治会、PTA、子ども会などの地域団体が資源の分別回収を実施した場合に奨励金を交付しています。

表 3-8 集団回収の実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
団体数	114	115	113	111	106
回収量(t)	2,045.581	2,041.951	1,960.425	1,740.087	1,790.057
紙類	1,957.180	1,948.878	1,863.794	1,664.076	1,709.021
鉄類	24.227	29.014	32.616	25.222	31.739
アルミ類、銅等	32.999	32.020	33.763	30.998	30.103
びん類	30.579	31.629	29.346	19.645	19.076
びんケース	0.596	0.410	0.906	0.146	0.118

### (2) EM菌生ごみ処理容器の貸与制度

本市では、1世帯2基まで、2年間EM菌生ごみ処理容器を貸与し、貸与期間終了後は無償譲与しています。

表 3-9 EM菌生ごみ処理容器の貸与実績

(単位:基)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
EM菌生ごみ 処理容器	148	121	92	197	158

### (3) ダンボール方式コンポスト講習会の開催

本市では、ダンボール方式コンポストを一般家庭に普及させるため、生ごみ堆肥化講習会を開催しており、参加者には無償で配付しています。令和 3(2021)年度は 3 回開催し、36 個配付しました。

#### (4) あきる野環境フェスティバルの参加

環境保全の取組のPRと普及啓発を図るイベントとして開催するあきる野環境フェスティバルにて、ごみの減量化・資源化を推進しています。

- ・フリーマーケット
- ・リサイクル品（家具等）再利用コーナー（無料抽選会）
- ・生ごみ堆肥化講習会
- ・フードドライブ
- ・ごみ減量の啓発パネル展示 等

#### (5) 環境問題啓発用絵画ポスターコンクール

環境に対する問題の認識及び啓発活動に役立てることを目的として、小学生から中学生までを対象にポスター作品を募集しています。入賞した作品は展示し、環境問題やごみの減量化・資源化の啓発を行っています。

#### (6) 廃棄物減量等推進員（ごみ会議）

ごみ発生抑制の推進等に係る課題を解決するため、市民、事業者等で構成された廃棄物減量等推進員により「ごみ会議」を設置し、市民・事業者・行政の協働によるごみの減量やリサイクル意識の啓発を行っています。

#### (7) ごみ情報誌「へらすぞう」の発行

ごみ情報誌「へらすぞう」を町内会・自治会に加入する世帯等へ配布しています。廃棄物減量等推進員が編集等を行っています。令和3(2021)年度は、SDGsを軸にごみ減量化の現状や数字を紹介し、EM菌農法の実践やごみ拾いに関する手記等を掲載しました。

#### (8) 資源とごみの出し方カレンダー改訂

資源とごみの出し方のカレンダーを令和3(2021)年度に改訂しました。改訂に際し、カレンダーには分別区分のほかに、本市のごみ処理の基本方針、減量に関する内容や取組、廃棄物減量等推進員制度を紹介しました。

#### (9) 不法投棄防止事業

週2回（年間約100日間）の不法投棄防止パトロール事業を実施しているほか、河川清掃、年2回の一斉清掃及び看板の設置などを実施することで、ごみを捨てられにくい環境をつくり、不法投棄されるごみ量を少なくしていくことに努めています。

令和3(2021)年度の不法投棄防止パトロール事業では12.63t、一斉清掃では20.66tのごみを回収しました。

### (10) 食べきり協力店の登録と紹介

本来食べられるのに捨てられる食品が多く発生していることから、食品ロスの削減に取り組む市内の飲食店・宿泊施設・スーパー等を「あきる野市食べきり協力店」として登録し、協力店及びその取組内容を広く紹介しています。

### (11) リユースに関する協定

市内では、多くの粗大ごみが排出されていますが、その中にはまだ使用可能なものも見受けられます。そこで、使用可能な家具や子ども用品を、地域の中で必要な方に譲渡・譲受ができるよう、インターネット等で譲り渡す取組を行う民間企業と協定を結びました。

### (12) フードドライブ事業

市民や団体の方からご提供いただいた食品を、フードバンクと呼ばれる施設などを通して、ボランティア団体、NPOなどの団体や支援を必要とする人に受け渡しています。令和3(2021)年度は年2回実施しました。

表 3-10 フードドライブの提供実績

(単位:kg)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
			1回	2回
本庁舎及び五日市出張所	120.2	287.7	456.9	303.3
環境フェスティバル	83.3	—	—	—

### (13) ごみ分別アプリ「さんあ〜る」

令和3(2021)年7月から、スマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信をはじめました。品目ごとのごみの分別を手軽に検索でき、資源やごみの収集日のお知らせを受け取ることができます。

#### (14) ごみ処理施設の見学会（組合）

小学校等を対象に、ごみ処理施設の見学会を実施し、ごみ減量化に対する理解を深めています。また、熱回収施設内に排出されたごみからの修理・再生展示施設を併設し、資料等の展示及び施設見学者・団体等の受入などによる3Rの普及啓発を行っています。なお、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は、新型コロナウイルスの影響から見学会は行っていません。

表 3-11 施設見学会参加人数

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
見学者数	612	529	499	—	—

## 7 排出量の実績

### (1) 総排出量

本市のごみ排出量の実績を表 3-12 及び図 3-2 に示します。また、令和 3(2021)年度の区分別の排出割合を図 3-3 に示します。

本市の集団回収を含めた総排出量は、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度までは約 25,100t で推移していましたが、令和 3(2021)年度は減少しています。種類別では、過去 5 年間で可燃ごみや資源(有害ごみ)は減少していますが、不燃ごみ、粗大ごみは増加しています。

令和 3(2021)年度の排出割合は、可燃ごみが 71.0%を占めており、次に資源(有害ごみ)が 16.0%、集団回収が 7.2%となっています。

表 3-12 ごみ排出量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口	人	81,133	80,854	80,686	80,292	80,149
年間日数	日	365	365	366	365	365
排出量	t/年	23,024	23,108	23,153	23,723	22,930
可燃ごみ	t/年	17,792	17,953	17,922	18,001	17,547
委託	t/年	17,629	17,746	17,740	17,828	17,377
許可	t/年	140	175	158	142	144
持込	t/年	23	32	24	31	26
不燃ごみ	t/年	352	368	377	438	379
委託	t/年	349	364	372	433	378
持込	t/年	3	4	5	5	1
粗大ごみ	t/年	806	828	916	1,117	1,052
委託	t/年	449	375	393	413	425
持込	t/年	357	453	523	704	627
資源(有害ごみ)	t/年	4,074	3,959	3,938	4,167	3,952
集団回収	t/年	2,046	2,042	1,960	1,740	1,790
紙類	t/年	1,957	1,949	1,864	1,664	1,709
鉄類	t/年	24	29	33	25	32
アルミ	t/年	33	32	34	31	30
びん類	t/年	31	32	29	20	19
その他	t/年	1	0	1	0	0
総排出量	t/年	25,070	25,150	25,113	25,463	24,720

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

(各年 10 月 1 日)



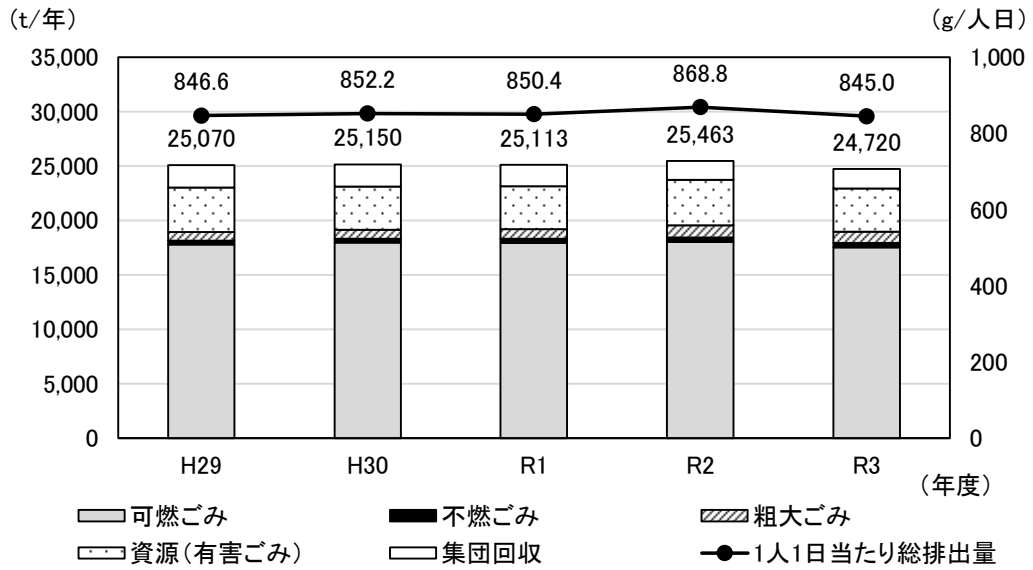


図 3-2 ごみ排出量の実績

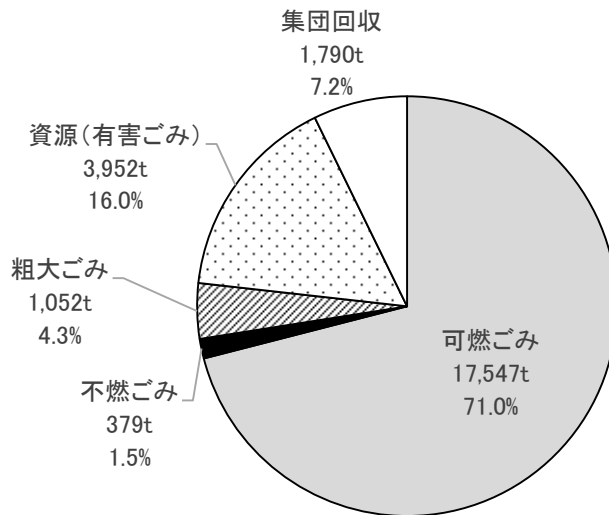


図 3-3 令和 3 (2021) 年度の区分別の排出割合

## (2) 1人1日当たり総排出量

1人1日当たり総排出量の実績を表3-13及び図3-4に示します。

令和3(2021)年度の本市の1人1日当たり総排出量は845.0g/人日であり、平成29(2017)年度から横ばいの傾向です。

また、全国平均や東京都平均と比較すると、平成29(2017)年度から令和元(2019)年度までの資源等を含む本市の1人1日当たり総排出量は、全国平均、東京都平均を下回っていましたが、令和2(2020)年度は東京都平均より多い排出量となっています。

表3-13 1人1日当たり総排出量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
1人1日当たり総排出量	g/人日	846.6	852.2	850.4	868.8	845.0
全国平均	g/人日	920	919	918	901	—
東京都平均	g/人日	888	875	871	839	—

※全国平均、東京都平均は令和2年度データが最新となります。

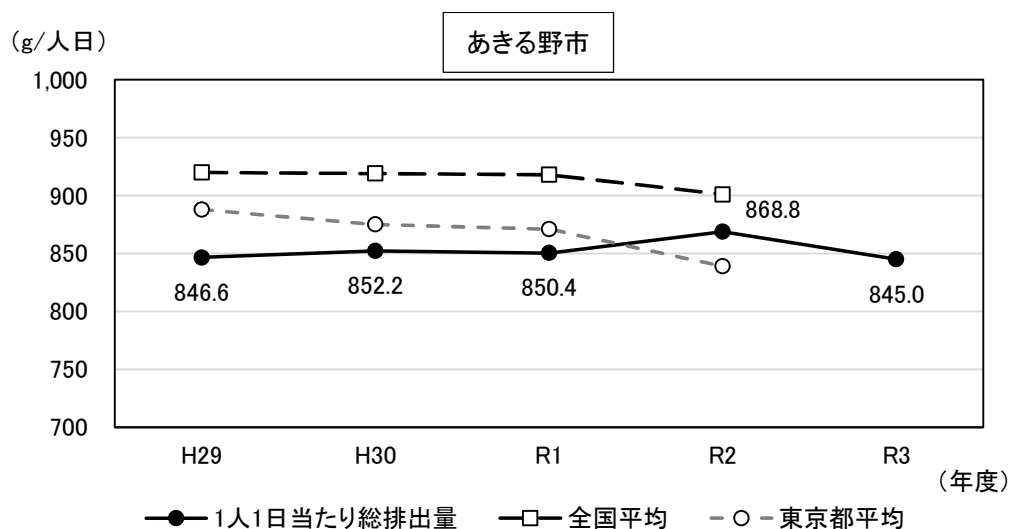


図3-4 1人1日当たり総排出量の実績

## 8 処理・処分の実績

### (1) 熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）

収集・運搬された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは、組合の高尾清掃センターに搬入しています。熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績を表 3-14 に示します。搬入量は約 21,000t 前後で推移しています。

表 3-14 熱回収施設への搬入量（不燃・粗大ごみ処理設備を含む）の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む) t/年		20,911	21,257	21,270	21,569	20,661
可燃ごみ	t/年	17,792	17,953	17,922	18,001	17,547
不燃ごみ	t/年	352	368	377	438	379
粗大ごみ	t/年	806	828	916	1,117	1,052
可燃残渣	t/年	141	143	154	184	171
掘り起こしごみ	t/年	1,820	1,922	1,828	1,732	1,450
助燃剤※	t/年	-	43	73	73	62
災害ごみ	t/年	0	0	0	24	0
搬出物 t/年		2,903	3,384	3,721	3,801	3,298
焼却残渣(飛灰)	t/年	985	987	1,102	1,088	1,009
スラグ	t/年	1,272	1,887	2,089	2,091	1,676
アルミ類	t/年	20	31	46	42	37
ミックスメタル	t/年	0	24	7	0	0
鉄	t/年	272	267	289	261	219
鉄(不燃・粗大)	t/年	156	172	178	204	190
非鉄	t/年	10	8	10	11	9
破碎不適物	t/年	188	8	0	104	158

※助燃剤: 汚泥再生処理センターで発生した汚泥を、脱水機により含水率 70%以下に脱水し、助燃剤として有効利用しています。なお、熱回収施設が稼働する平成 30(2018)年 10 月以前は、民間業者に処理を委託していました。

### (2) リサイクル施設への搬入量

リサイクル施設への搬入量の実績を表 3-15 に示します。搬入量は平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度まで約 4,000t 前後で推移していましたが、令和 2(2020)年度に増加し、翌年度は減少に転じています。

表 3-15 リサイクル施設への搬入量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
リサイクル施設搬入量 t/年		4,074	3,959	3,938	4,167	3,952
搬出物	処理残渣 t/年	141	143	154	184	171
	資源物 t/年	3,832	3,741	3,633	3,781	3,673
	選別有害物 t/年	33	35	35	36	37

(3) 資源化量と資源化率

資源化量と資源化率の実績を表 3-16 及び図 3-5 に示します。

資源化率は令和元(2019)年度に 32.8%となりましたが、令和 2(2020)年度以降は減少しています。

表 3-16 資源化量と資源化率の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
資源化量	t/年	7,829	8,215	8,247	8,270	7,789
熱回収施設	t/年	1,918	2,397	2,619	2,713	2,289
リサイクル施設	t/年	3,865	3,776	3,668	3,817	3,710
集団回収	t/年	2,046	2,042	1,960	1,740	1,790
資源化率	%	31.2	32.7	32.8	32.5	31.5

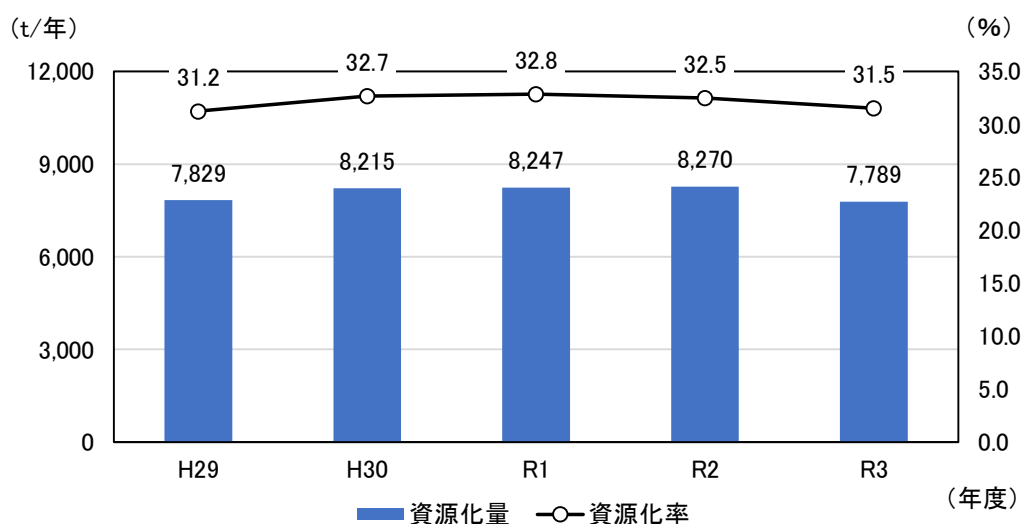


図 3-5 資源化量と資源化率の推移

(4) 最終処分

最終処分量の実績を表 3-17 に示します。

最終処分量は令和元(2019)年度以降、減少しています。

表 3-17 最終処分量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
埋立量	t/年	985	987	1,102	1,088	1,009
焼却残渣(飛灰)	t/年	985	987	1,102	1,088	1,009

## 9 ごみ処理の評価

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、環境負荷面、経済面等を類似市町村と比較しました。類似市町村との比較（令和2〔2020〕年度）を表3-18及び図3-6に示します。

類似市町村の平均値と比較すると、本市では、「人口1人1日当たり総排出量」「人口1人当たり年間処理経費」「最終処分減量に要する費用」は同程度ですが、「廃棄物からの資源回収率」「廃棄物のうち最終処分される割合」は高く、「廃棄物のうち最終処分される割合」は低くなっています。

表 3-18 類似市町村との比較（令和2〔2020〕年度）

	あきる野市	類似市町村平均値
人口1人1日当たり総排出量(g/人日)	869	883
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	32.5%	18.5%
廃棄物のうち最終処分される割合	4.3%	8.6%
人口1人当たり年間処理経費(円)	13,258	13,217
最終処分減量に要する費用(円)	41,136	42,319

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和2〔2020〕年実態調査結果)

※類似市町村は、都市形態、人口、産業構造が市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」に示される類型による。

※構成市町村の1人1日当たり総排出量、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合は、本計画で整理した令和2(2020)年度値を使用した。

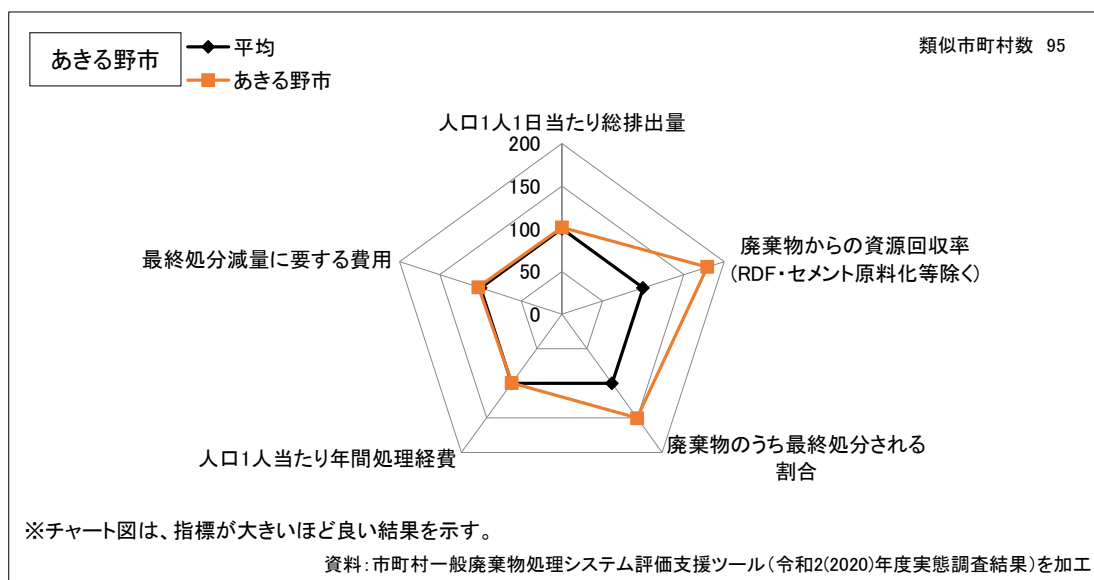


図 3-6 類似市町村との比較（令和2〔2020〕年度）

### 第3節 目標達成状況と課題

#### 1 排出抑制

本市の総排出量は、平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度まではほぼ横ばいでしたが、令和 3(2021)年度は減少しています。1人1日当たり総排出量は、平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度までの5年間では変わらないものの、令和 2(2020)年度は増加しました。これは、新型コロナウイルスの拡大に伴い、在宅時間が増えたことに起因し、ごみの排出量に変化が生じたものと考えられます。令和 2(2020)年度は、家庭系ごみが増加し、事業系ごみが減少している傾向が全国的に見られます。本市は、都心部に比べ、事業者が少ないこともあり、家庭系ごみの増加が顕著に現れています。

また、資源化率は平成 29(2017)年度から令和 3(2021)年度までの5年間でおおむね 32%前後で推移しており、類似市町村よりも高い資源化率となっています。

表 3-19 に示すように、令和 3(2021)年度について実績値と前計画の目標値を比較すると、1人1日当たり排出量(資源・集団回収を除く)も資源化率も目標値に達していないことから、今後も可燃ごみの更なる発生を抑制するとともに、生ごみ処理容器等の普及促進や食品廃棄物の削減等によるごみの減量化、分別の徹底によるごみの資源化の促進に努める必要があります。

表 3-19 実績と前計画の目標値

		実績	前計画の目標値(計画値)		
		令和3年度	令和3年度	令和7年度	令和14年度
あきる野市	1人1日当たり排出量 (資源・集団回収を除く) g/人日	648.7	628.1	609.3	573.7
	資源化率 %	31.5	34	34	35

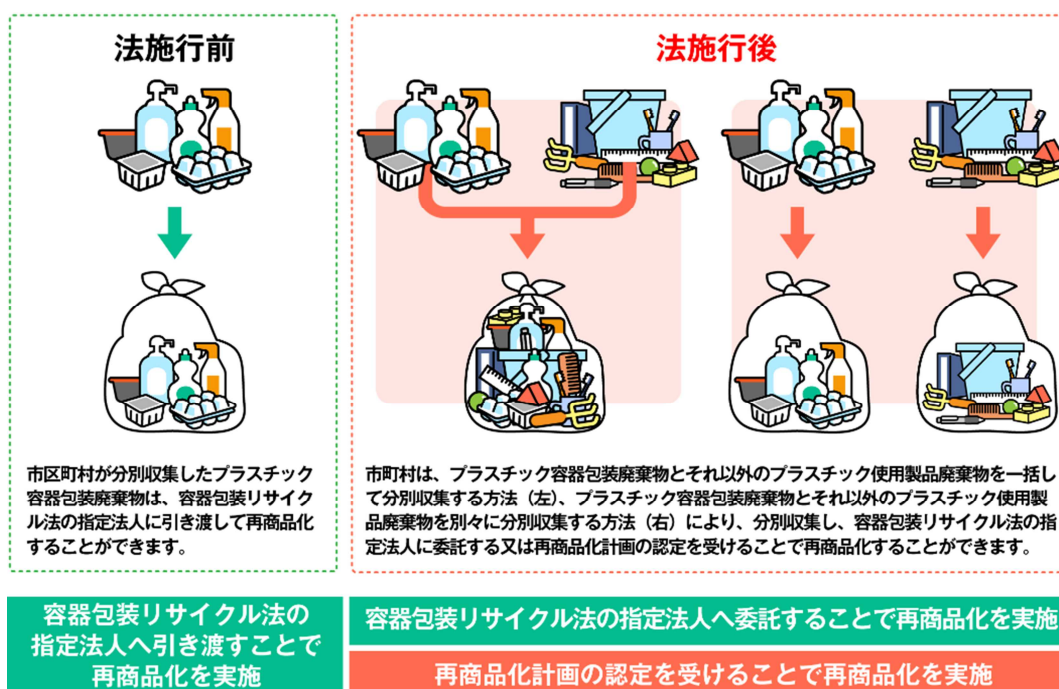
凡例(実績): 達成、未達成

## 2 収集・運搬

「ごみ処理基本計画策定指針」では、表 3-20 に示すように、標準的な分別収集区分を類型Ⅰ～Ⅲの三段階に分類しています。

現在、本市から排出されるプラスチック類は、可燃ごみとして焼却していることから類型はⅠとなり、類型Ⅱ、更には類型Ⅲへの段階的な取組が求められています。

さらに、「プラスチック資源循環促進法」が令和 4(2022)年 4 月 1 日に施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別の基準を策定し、その基準に従って適正に分別して排出するように市民に周知するよう努めなければならないことになりました。この制度により、プラスチックの分別収集は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して収集するか、あるいはプラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に収集するかを決定しなければなりません。そして、市区町村の状況に応じて「容器包装リサイクル法」に規定する指定法人に委託して再商品化するのか、再商品化実施者と連携して再商品化を行うのか、組合や組合の構成市町村とともに検討することが必要となっています。



資料：環境省

表 3-20 ごみの標準的な分別収集区分

類型	標準的な分別収集区分		
類型 I	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
	⑥燃やさないごみ		
	⑦その他専用の処理のために分別するごみ		
	⑧粗大ごみ		
類型 II	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	④小型家電		
	⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			
類型 III	①資源回収する容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部の区分について混合収集し、収集後に選別する（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組合せに留意することが必要）
		①-2 ガラスびん	
		①-3 ペットボトル	
		①-4 プラスチック製容器包装	
		①-5 紙製容器包装	
	②資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		
	③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス		
	④小型家電		
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
⑥燃やさないごみ			
⑦その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧粗大ごみ			

資料：ごみ処理基本計画策定指針（環境省）



### 3 最終処分

最終処分量は、熱回収施設の整備により焼却飛灰のみの埋立となったため、平成25(2013)年度の2,468 tから令和3(2021)年度の1,009tと大きく減少しました。貴重な最終処分場を使用していくため、引き続き、最終処分量の削減を図ることが必要です。

なお、第2御前石最終処分場は、平成26(2014)年度から再生事業により、埋め立てごみの掘り起こしを行っていたため、最終処分場の減容化が進んでいます。

### 4 処理経費

環境省が提供している市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いた比較結果では、本市の「人口1人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は、類似市町村の平均値程度となっています。

処理コスト低減のため、引き続き、更なる処理効率化を目指すことが必要です。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 基本理念と基本方針

本計画におけるごみ処理に関する目指すべき姿及び基本方針は、前計画で定めたとおりとし、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら、市民・事業者・行政の三者の協働による3Rの推進により、環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築を目指します。

### 『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』

#### 基本方針Ⅰ：

##### 循環型社会形成の推進



具体的な方策・施策を定め、適正処理の徹底及び再資源化量の増加を目指します。

減量化・再使用：啓発活動を行います。

再資源化：ごみの分別収集の徹底を図り、資源化と併せて、再生品等の積極的な利用に努めます。

余熱利用：中間処理施設における余熱の利用に努めます。

#### 基本方針Ⅱ：

##### 適正処理・処分の推進



中間処理及び最終処分は、安定安心で環境負荷の少ない処理・処分を行います。

##### ○中間処理施設の計画と維持管理

資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持できる施設計画を行うとともに、費用対効果の高い適正な維持管理方法の検討を行います。

##### ○最終処分容量の確保

ごみの減量化・減容化を行うことにより最終処分場の負荷軽減を図ります。

#### 基本方針Ⅲ：

##### 生活環境・自然環境の確保



適正な中間処理及び適正な最終処分を行うことで安定した生活環境の確保と自然環境の保全に努めます。

基本方針

目標（令和14〔2032〕年度）  
・1人1日当たりごみ排出量：554.0g/人日（資源除く）  
・資源化率：35%  
・最終処分量：703t/年

循環型社会形成の推進  
適正処理・処分の推進  
生活環境・自然環境の確保

発生抑制・排出抑制計画

- 循環型社会の形成
  - ① 食品ロスの削減
  - ② 広報・啓発活動
  - ③ 「廃棄物減量等推進員」の運営・推進
  - ④ 生ごみの減量促進
  - ⑤ 落ち葉の堆肥化の推進
  - ⑥ 水切りの徹底
  - ⑦ あきる野環境フェスティバルへの参加
  - ⑧ 廃食油の有効利用の促進
  - ⑨ 省資源化・ロングライフ化の推進
  - ⑩ グリーン購入の推進
  - ⑪ 事業者へのごみ減量啓発
  - ⑫ 資源分別の徹底
  - ⑬ ごみの戸別収集・有料化の継続
  - ⑭ 資源集団回収の推進
  - ⑮ 資源回収の充実
- 適正処理・処分の推進
  - ① 熱回収
  - ② 最終処分場再生
- 生活環境・自然環境の確保
  - ① 持込みごみの受入
  - ② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減
  - ③ 清掃工場の適正管理
  - ④ 最終処分場の適正管理
- 減量化・資源化のための役割分担

収集・運搬計画

プラスチック使用製品の再資源化

中間処理計画

最終処分計画

その他の廃棄物対策

図 4-1 施策体系図

## 第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

### 1 推計方法

ごみ排出量等の推計は、過去の実績値を基に、時系列に沿って実績値を直線・曲線に当てはめる数学的手法（トレンド法）を用いて行います。

本計画で使用する推計式の概要を表 4-1 に示します。

この予測方法は、過去数年間の実績に基づき、その線形から将来の傾向を複数の回帰式で示すものであり、5 年先、10 年先といった中長期の予測に適した方法であるため、直近の将来値とは乖離することもあります。推計式の採用は、各推計式の決定係数（各予測式の実績への当てはまりの度合い）や実績との整合性などを総合的に判断し、最も適当とするものを採用しました。なお、推計結果については資料編に示します。

表 4-1 本計画で使用する推計式の概要

推計式の種類	模式図	特徴
①一次傾向線 $y=a+b \cdot x$		最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増減することから、長期の予測では不自然な傾向になることもあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
②一次指数曲線 $y=a \cdot b^x$ ( $a>0, 0<b<1$ )		実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式である。式の特性上、数値が急激に変化する場合があることから、長期的な予測では推計値の妥当性について判断する必要がある。
③べき乗曲線 $y=a \cdot x^b$ ( $a>0, b<0$ )		実績の変動に対して将来的に徐々に緩やかな傾向へと変化するため、長期的な推計において、比較的あてはまりが良い。
④対数曲線 $y=a+b \cdot \log x$ ( $x>0$ )		徐々に増減率が収束していくような推移となる予測式である。長期の予測でも実績値との乖離が比較的少ない。

※「ごみ処理施設構造指針解説(厚生省水道環境部監修)(1987年8月)」に、一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線が紹介されており、そのうち比較的当てはまりがよいのは一次傾向線、一次指数曲線、べき曲線の3つである。3つの式のみから将来の動きを判断することは難しいため、対数曲線を加えて検討した。なお、べき曲線は計算不能となることがあるため、初期値をゼロとしたべき乗曲線を用いた。

## 2 人口の見通し

本市の将来人口は、令和4(2022)年3月に策定した「第2次あきる野市総合計画」より、令和7(2025)年度に78,274人、令和12(2030)年度に75,798人とします。その間の年度については直線補間により設定します。令和13(2031)年度以降については、令和7(2025)年度～令和12(2030)年度の傾向が継続するものとします。

将来人口の予測結果を表4-2に示します。

**表4-2 将来人口の予測結果**

区分	年度	人口(人)
実績	H29	81,133
	H30	80,854
	R1	80,686
	R2	80,292
	R3	80,149
予測	R4	79,680
	R5	79,211
	R6	78,742
	R7	78,274
	R8	77,779
	R9	77,284
	R10	76,789
	R11	76,294
	R12	75,798
	R13	75,303
	R14	74,808

### 3 モデルケースの設定

本計画の目標値設定に当たり、以下のようにモデルケースを設定します。

表 4-3 モデルと内容 (例)

モデル		内容	目標年度における 数値目標等の設定
モデル 1	モデル 1-1	・分別の徹底による資源化の向上 (現在実施している施策の強化)	・可燃ごみ中の紙類等約 12g/ 人日を資源に分別
	モデル 1-2	・生ごみの水切りの徹底や食べ残し等の削減による排出抑制(現在実施している施策の強化) ・食品ロス・食品廃棄物の削減対策(現在実施している施策の強化)	・生ごみの水分約 42g/人日を水切りの徹底や食べ残し等の削減により排出抑制 ・食品ロスの削減として約 14g/人日を排出抑制
モデル 2	モデル 2-1	・プラスチックの分別(新しい施策)	・可燃ごみ中のプラスチック約 15g/人日を資源に分別
	モデル 2-2	・事業系ごみの排出抑制(新しい施策)	・事業系ごみの排出抑制として可燃ごみの 20%(約 23g/人日)を排出抑制

#### 【数値目標等の設定例】

紙類の分別: R3 可燃ごみ 599.8g × 分別 2%(想定値) = 12.0g/人日

水切りの徹底や食べ残し等の削減: R3 可燃ごみ 599.8g × 生ごみ 28% ×

水切りの徹底や食べ残し等の削減 25%(想定値) = 42.0g/人日

※可燃ごみに含まれる生ごみの割合は、乾ベースでは表 3-5(P28)より過去 5 年間の平均が 16.4%ですが、湿ベースでの分析値がないため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」を参考に 28%(湿ベース換算)と想定します。

食品ロス: R3 可燃ごみ 599.8g × 生ごみ 28% × 食品ロス 32.4% × 削減 25%(想定値) =

13.6g/人日

※可燃ごみに含まれる生ごみの割合については、前段で記載したとおり 28%と想定し、食品ロスの割合は「令和 3 年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査報告書」より、令和 2(2020)年度の 32.4%と想定します。

プラの分別: R3 可燃ごみ 599.8g × プラの割合 18.9% × 分別 13%(想定値) = 14.7g/人日

※可燃ごみに含まれるプラスチックの割合は、乾ベースでは表 3-5(P28)より過去 5 年間の平均が 25.3%ですが、湿ベースでの分析値がないため、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 年改訂版」を参考に 18.9%(湿ベース換算)と想定します。

事業系ごみ: R3 可燃ごみ 599.8g × 事業系ごみの割合 19% × 削減 20%(想定値) = 22.8g/人日

※事業系ごみの割合は、令和 2(2020)年度の環境省一般廃棄物処理実態調査結果より、多摩地域の可燃ごみにおける事業系可燃ごみの平均割合から 19%と想定します。

表 4-4 モデルの組合せによるケーススタディの設定

ケース1	現状の施策を継続した場合
ケース2	モデル1を実施した場合
ケース3	モデル1とモデル2を全て実施した場合

#### 4 現状の施策を継続した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース1）

現状の施策を継続した場合（ケース1）のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

表 4-5 現状の施策を継続した場合のごみ排出量（ケース1）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
行政区域内人口	人	81,133	80,854	80,686	80,292	80,149	79,680	79,211	78,742	78,274	77,779	77,284	76,789	76,294	75,798	75,303	74,808	(1)	第2次あきる野市総合計画
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	23,024	23,108	23,153	23,723	22,930	23,163	23,135	22,979	22,875	22,768	22,711	22,530	22,409	22,285	22,222	22,030	(3)	(4) + (8) + (11) + (14)
可燃ごみ	t/年	17,792	17,953	17,922	18,001	17,547	17,683	17,638	17,495	17,399	17,298	17,240	17,089	16,984	16,879	16,820	16,667	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	17,629	17,746	17,740	17,828	17,377	17,511	17,467	17,325	17,230	17,130	17,073	16,923	16,819	16,715	16,657	16,505	(5)	(4) × R3の割合 99.03%
許可	t/年	140	175	158	142	144	145	145	143	143	142	141	140	139	138	138	137	(6)	(4) × R3の割合 0.82%
持込	t/年	23	32	24	31	26	27	26	27	26	26	26	26	26	26	25	25	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	352	368	377	438	379	407	412	414	414	417	419	418	418	418	419	415	(8)	(19) × (1) × (2)
委託	t/年	349	364	372	433	378	406	411	413	413	416	418	417	417	417	418	414	(9)	(8) × R3の割合 99.74%
持込	t/年	3	4	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	806	828	916	1,117	1,052	1,094	1,119	1,135	1,151	1,164	1,177	1,183	1,189	1,195	1,204	1,204	(11)	(20) × (1) × (2)
委託	t/年	449	375	393	413	425	442	452	459	465	470	476	478	480	483	486	486	(12)	(11) × R3の割合 40.40%
持込	t/年	357	453	523	704	627	652	667	676	686	694	701	705	709	712	718	718	(13)	(11) - (12)
資源(有害ごみ)	t/年	4,074	3,959	3,938	4,167	3,952	3,979	3,966	3,935	3,911	3,889	3,875	3,840	3,818	3,793	3,779	3,744	(14)	(21) × (1) × (2)
集団回収	t/年	2,046	2,042	1,960	1,740	1,790	1,748	1,716	1,681	1,654	1,627	1,607	1,578	1,557	1,535	1,521	1,499	(15)	(22) × (1) × (2)
総排出量	t/年	25,070	25,150	25,113	25,463	24,720	24,911	24,851	24,660	24,529	24,395	24,318	24,108	23,966	23,820	23,743	23,529	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	846.6	852.2	850.4	868.8	845.0	856.5	857.2	858.0	858.6	859.3	859.7	860.1	860.6	861.0	861.5	861.7	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	600.8	608.3	606.9	614.2	599.8	608.0	608.4	608.7	609.0	609.3	609.5	609.7	609.9	610.1	610.3	610.4	(18)	べき乗曲線
不燃ごみ	g/人日	11.9	12.5	12.8	14.9	13.0	14.0	14.2	14.4	14.5	14.7	14.8	14.9	15.0	15.1	15.2	15.2	(19)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	27.2	28.1	31.0	38.1	36.0	37.6	38.6	39.5	40.3	41.0	41.6	42.2	42.7	43.2	43.7	44.1	(20)	対数曲線
資源	g/人日	137.6	134.2	133.4	142.2	135.1	136.8	136.8	136.9	136.9	137.0	137.0	137.0	137.1	137.1	137.1	137.1	(21)	べき乗曲線
集団回収	g/人日	69.1	69.2	66.4	59.4	61.2	60.1	59.2	58.5	57.9	57.3	56.8	56.3	55.9	55.5	55.2	54.9	(22)	べき乗曲線
資源・集団回収を除く	g/人日	639.9	648.9	650.7	667.3	648.7	659.6	661.2	662.6	663.8	665.0	665.9	666.8	667.6	668.4	669.2	669.7	(23)	(18) + (19) + (20)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-6 現状の施策を継続した場合の処理処分量（ケース 1）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む) t/年	20,911	21,257	21,270	21,569	20,661	20,940	19,474	19,347	19,265	19,179	19,136	18,987	18,887	18,786	18,736	18,577	(24)	(25) ~ (31) の合計	
可燃ごみ t/年	17,792	17,953	17,922	18,001	17,547	17,683	17,638	17,495	17,399	17,298	17,240	17,089	16,984	16,879	16,820	16,667	(25)	(4) と同値	
不燃ごみ t/年	352	368	377	438	379	407	412	414	414	417	419	418	418	418	419	415	(26)	(8) と同値	
粗大ごみ t/年	806	828	916	1,117	1,052	1,094	1,119	1,135	1,151	1,164	1,177	1,183	1,189	1,195	1,204	1,204	(27)	(11) と同値	
処理残渣 t/年	141	143	154	184	171	244	243	241	239	238	238	235	234	232	231	229	(28)	(41) と同値	
掘り起こしごみ t/年	1,820	1,922	1,828	1,732	1,450	1,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(29)	R4で終了	
助燃剤 t/年	-	43	73	73	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	(30)	R3実績値を維持 62	
災害ごみ t/年	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(31)		
搬出物	焼却残渣(飛灰) t/年	985	987	1,102	1,088	1,009	1,022	950	944	940	936	934	927	922	917	914	907	(32)	(24) × R3の割合 4.88%
	スラグ t/年	1,272	1,887	2,089	2,091	1,676	1,698	1,579	1,569	1,562	1,555	1,552	1,540	1,532	1,524	1,519	1,507	(33)	(24) × R3の割合 8.11%
	アルミ類 t/年	20	31	46	42	37	38	35	35	35	35	34	34	34	34	34	33	(34)	(24) × R3の割合 0.18%
	ミックスメタル t/年	0	24	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(35)	(24) × R3の割合 0.00%
	鉄 t/年	272	267	289	261	219	222	206	205	204	203	203	201	200	199	199	197	(36)	(24) × R3の割合 1.06%
	鉄(不燃・粗大) t/年	156	172	178	204	190	193	179	178	177	176	176	175	174	173	172	171	(37)	(24) × R3の割合 0.92%
	非鉄 t/年	10	8	10	11	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	(38)	(24) × R3の割合 0.04%
	破碎不適物 t/年	188	8	0	104	158	159	148	147	146	146	145	144	144	143	142	141	(39)	(24) × R3の割合 0.76%
リサイクル施設搬入量 t/年	4,074	3,959	3,938	4,167	3,952	3,979	3,966	3,935	3,911	3,889	3,875	3,840	3,818	3,793	3,779	3,744	(40)	(14) と同値	
搬出物	処理残渣 t/年	141	143	154	184	171	244	243	241	239	238	238	235	234	232	231	229	(41)	(40) - (42) - (43)
	資源物 t/年	3,832	3,741	3,633	3,781	3,673	3,698	3,686	3,657	3,635	3,614	3,601	3,569	3,548	3,525	3,512	3,480	(42)	(40) × R3の割合 92.94%
	選別有害物 t/年	33	35	35	36	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36	35	(43)	(40) × R3の割合 0.94%
資源化量 t/年	7,829	8,215	8,247	8,270	7,789	7,801	7,594	7,517	7,458	7,401	7,362	7,285	7,233	7,177	7,142	7,070	(44)	(45) + (46) + (47)	
熱回収施設 t/年	1,918	2,397	2,619	2,713	2,289	2,318	2,155	2,142	2,132	2,123	2,118	2,102	2,092	2,081	2,073	2,056	(45)	(33) ~ (39) の合計	
リサイクル施設 t/年	3,865	3,776	3,668	3,817	3,710	3,735	3,723	3,694	3,672	3,651	3,637	3,605	3,584	3,561	3,548	3,515	(46)	(42) + (43)	
集団回収 t/年	2,046	2,042	1,960	1,740	1,790	1,748	1,716	1,681	1,654	1,627	1,607	1,578	1,557	1,535	1,521	1,499	(47)	(15) と同値	
資源化率 %	31.2	32.7	32.8	32.5	31.5	31.3	30.6	30.5	30.4	30.3	30.3	30.2	30.2	30.1	30.1	30.0	(48)	(44) / (16)	
埋立量 t/年	985	987	1,102	1,088	1,009	1,022	950	944	940	936	934	927	922	917	914	907	(49)	(50) と同値	
焼却残渣(飛灰) t/年	985	987	1,102	1,088	1,009	1,022	950	944	940	936	934	927	922	917	914	907	(50)	(32) と同値	
最終処分率 %	3.9	3.9	4.4	4.3	4.1	4.1	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.9	(51)	(49) / (16)	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



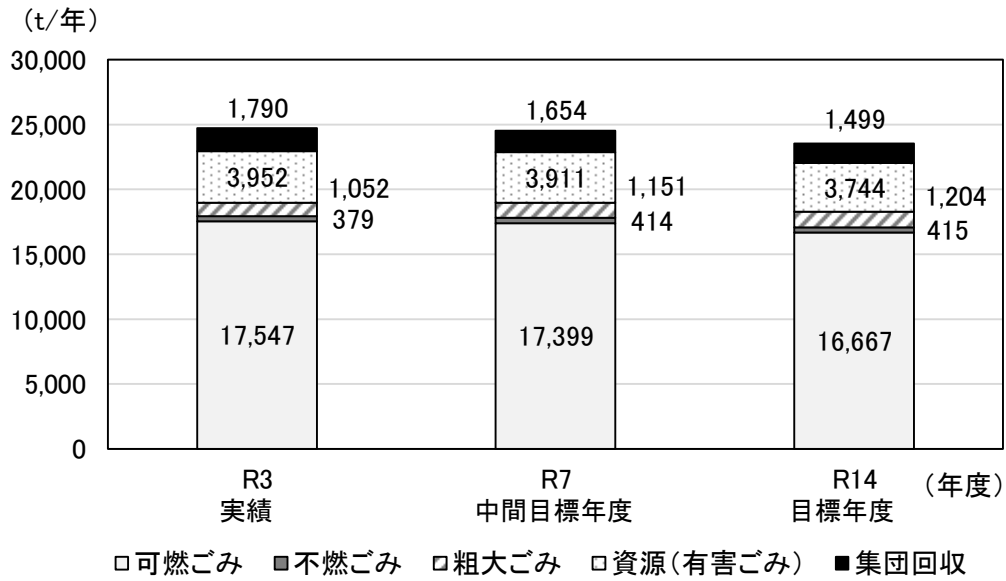


図 4-2 現状の施策を継続した場合のごみ排出量の推移

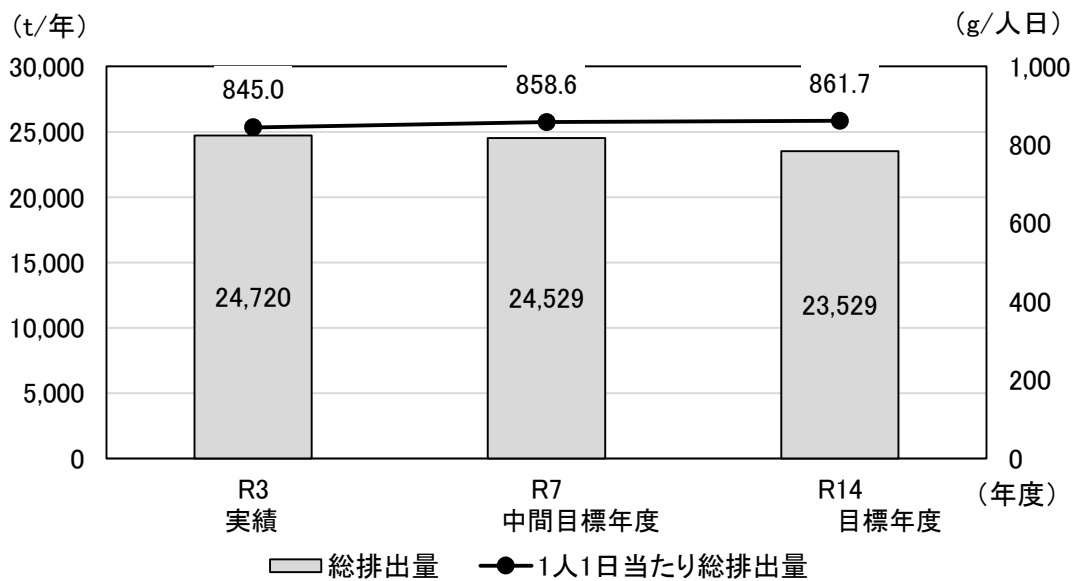


図 4-3 現状の施策を継続した場合の1人1日当たり総排出量の推移

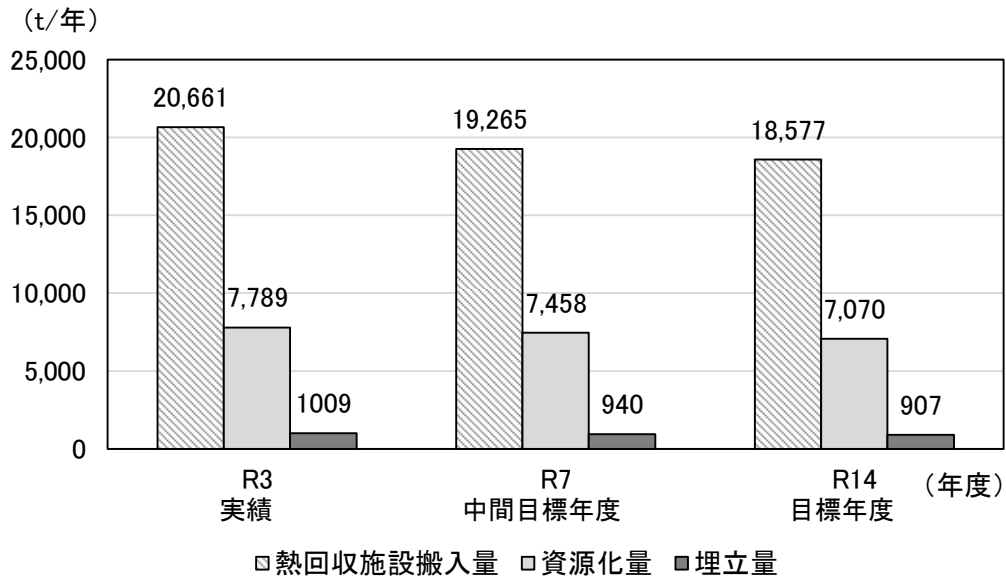


図 4-4 現状の施策を継続した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

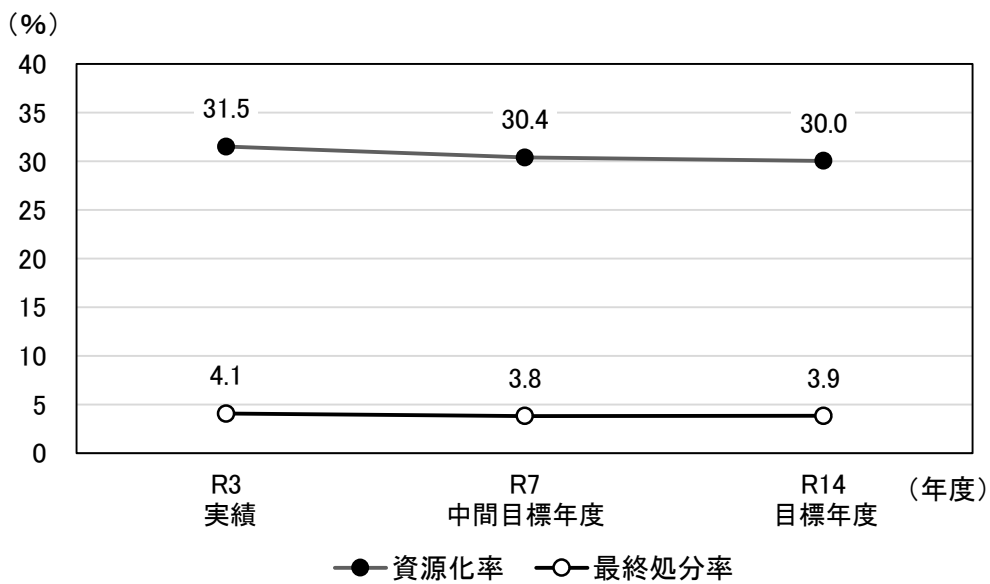


図 4-5 現状の施策を継続した場合の資源化率及び最終処分率の推移

5 現在実施している施策を強化した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース2）

現在実施している施策を強化した場合（ケース2）のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

表 4-7 施策を強化した場合のごみ排出量（ケース2）

区分\年度	実績						予測										No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
行政区域内人口	人	81,133	80,854	80,686	80,292	80,149	79,680	79,211	78,742	78,274	77,779	77,284	76,789	76,294	75,798	75,303	74,808	(1)	第2次あきる野市総合計画
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	23,024	23,108	23,153	23,723	22,930	22,863	22,764	22,289	21,870	21,675	21,532	21,271	21,066	20,863	20,717	20,457	(3)	(4) + (8) + (11) + (14)
可燃ごみ	t/年	17,792	17,953	17,922	18,001	17,547	17,444	17,200	16,627	16,102	15,918	15,775	15,547	15,363	15,180	15,040	14,821	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	17,629	17,746	17,740	17,828	17,377	17,275	17,033	16,466	15,946	15,764	15,622	15,396	15,214	15,033	14,894	14,677	(5)	(4) × R3の割合 99.03%
許可	t/年	140	175	158	142	144	143	141	136	132	131	129	127	126	124	123	122	(6)	(4) × R3の割合 0.82%
持込	t/年	23	32	24	31	26	26	26	25	24	23	24	24	23	23	23	22	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	352	368	377	438	379	396	412	414	414	417	419	418	418	418	419	415	(8)	(22) × (1) × (2)
委託	t/年	349	364	372	433	378	395	411	413	413	416	418	417	417	417	418	414	(9)	(8) × R3の割合 99.74%
持込	t/年	3	4	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	806	828	916	1,117	1,052	1,094	1,119	1,135	1,151	1,164	1,177	1,183	1,189	1,195	1,204	1,204	(11)	(23) × (1) × (2)
委託	t/年	449	375	393	413	425	442	452	459	465	470	476	478	480	483	486	486	(12)	(11) × R3の割合 40.40%
持込	t/年	357	453	523	704	627	652	667	676	686	694	701	705	709	712	718	718	(13)	(11) - (12)
資源(有害ごみ)	t/年	4,074	3,959	3,938	4,167	3,952	3,929	4,033	4,113	4,203	4,176	4,161	4,123	4,096	4,070	4,054	4,017	(14)	(24) × (1) × (2)
集団回収	t/年	2,046	2,042	1,960	1,740	1,790	1,748	1,716	1,681	1,654	1,627	1,607	1,578	1,557	1,535	1,521	1,499	(15)	(26) × (1) × (2)
総排出量	t/年	25,070	25,150	25,113	25,463	24,720	24,611	24,480	23,970	23,524	23,302	23,139	22,849	22,623	22,398	22,238	21,956	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	846.6	852.2	850.4	868.8	845.0	846.2	844.4	834.0	823.4	820.8	818.0	815.2	812.4	809.6	806.9	804.1	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	600.8	608.3	606.9	614.2	599.8	599.8	593.3	578.5	563.6	560.7	557.7	554.7	551.7	548.7	545.7	542.8	(18)	R3の(18)-(19)-(20)-(21)
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	4.0	8.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	(19)	施策の強化による削減量
水切り	g/人日	-	-	-	-	-	-	8.4	16.8	25.2	27.6	30.0	32.4	34.8	37.2	39.6	42.0	(20)	施策の強化による削減量
食品ロスの削減対策	g/人日	-	-	-	-	-	-	2.7	5.4	8.2	9.0	9.8	10.6	11.4	12.2	13.0	13.6	(21)	施策の強化による削減量
不燃ごみ	g/人日	11.9	12.5	12.8	14.9	13.0	13.6	14.2	14.4	14.5	14.7	14.8	14.9	15.0	15.1	15.2	15.2	(22)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	27.2	28.1	31.0	38.1	36.0	37.6	38.6	39.5	40.3	41.0	41.6	42.2	42.7	43.2	43.7	44.1	(23)	対数曲線
資源	g/人日	137.6	134.2	133.4	142.2	135.1	135.1	139.1	143.1	147.1	147.1	147.1	147.1	147.1	147.1	147.1	147.1	(24)	R3の(24) + (25)
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	4.0	8.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	(25)	(19) と同値
集団回収	g/人日	69.1	69.2	66.4	59.4	61.2	60.1	59.2	58.5	57.9	57.3	56.8	56.3	55.9	55.5	55.2	54.9	(26)	べき乗曲線
資源・集団回収を除く	g/人日	639.9	648.9	650.7	667.3	648.7	651.0	646.1	632.4	618.4	616.4	614.1	611.8	609.4	607.0	604.6	602.1	(27)	(18) + (22) + (23)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-8 施策を強化した場合の処理処分量（ケース 2）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む) t/年	20,911	21,257	21,270	21,569	20,661	20,686	19,040	18,489	17,986	17,817	17,688	17,462	17,282	17,104	16,973	16,748	(28)	(29) ~ (35) の合計	
可燃ごみ t/年	17,792	17,953	17,922	18,001	17,547	17,444	17,200	16,627	16,102	15,918	15,775	15,547	15,363	15,180	15,040	14,821	(29)	(4) と同値	
不燃ごみ t/年	352	368	377	438	379	396	412	414	414	417	419	418	418	418	419	415	(30)	(8) と同値	
粗大ごみ t/年	806	828	916	1,117	1,052	1,094	1,119	1,135	1,151	1,164	1,177	1,183	1,189	1,195	1,204	1,204	(31)	(11) と同値	
処理残渣 t/年	141	143	154	184	171	240	247	251	257	256	255	252	250	249	248	246	(32)	(45) と同値	
掘り起こしごみ t/年	1,820	1,922	1,828	1,732	1,450	1,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(33)	R4で終了	
助燃剤 t/年	-	43	73	73	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	(34)	R3実績値を維持 62	
災害ごみ t/年	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(35)		
搬出物	焼却残渣(飛灰) t/年	985	987	1,102	1,088	1,009	1,009	929	902	878	869	863	852	843	835	828	817	(36)	(28) × R3の割合 4.88%
	スラグ t/年	1,272	1,887	2,089	2,091	1,676	1,678	1,544	1,499	1,459	1,445	1,434	1,416	1,402	1,387	1,377	1,358	(37)	(28) × R3の割合 8.11%
	アルミ類 t/年	20	31	46	42	37	37	34	33	32	32	32	31	31	31	31	30	(38)	(28) × R3の割合 0.18%
	ミックスメタル t/年	0	24	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(39)	(28) × R3の割合 0.00%
	鉄 t/年	272	267	289	261	219	219	202	196	191	189	187	185	183	181	180	178	(40)	(28) × R3の割合 1.06%
	鉄(不燃・粗大) t/年	156	172	178	204	190	190	175	170	165	164	163	161	159	157	156	154	(41)	(28) × R3の割合 0.92%
	非鉄 t/年	10	8	10	11	9	8	8	7	7	7	7	7	7	7	7	7	(42)	(28) × R3の割合 0.04%
	破碎不適物 t/年	188	8	0	104	158	157	145	141	137	135	134	133	131	130	129	127	(43)	(28) × R3の割合 0.76%
リサイクル施設搬入量 t/年	4,074	3,959	3,938	4,167	3,952	3,929	4,033	4,113	4,203	4,176	4,161	4,123	4,096	4,070	4,054	4,017	(44)	(14) と同値	
搬出物	処理残渣 t/年	141	143	154	184	171	240	247	251	257	256	255	252	250	249	248	246	(45)	(44) - (46) - (47)
	資源物 t/年	3,832	3,741	3,633	3,781	3,673	3,652	3,748	3,823	3,906	3,881	3,867	3,832	3,807	3,783	3,768	3,733	(46)	(44) × R3の割合 92.94%
	選別有害物 t/年	33	35	35	36	37	37	38	39	40	39	39	39	39	38	38	38	(47)	(44) × R3の割合 0.94%
資源化量 t/年	7,829	8,215	8,247	8,270	7,789	7,726	7,610	7,589	7,591	7,519	7,470	7,382	7,316	7,249	7,207	7,124	(48)	(49) + (50) + (51)	
熱回収施設 t/年	1,918	2,397	2,619	2,713	2,289	2,289	2,108	2,046	1,991	1,972	1,957	1,933	1,913	1,893	1,880	1,854	(49)	(37) ~ (43) の合計	
リサイクル施設 t/年	3,865	3,776	3,668	3,817	3,710	3,689	3,786	3,862	3,946	3,920	3,906	3,871	3,846	3,821	3,806	3,771	(50)	(46) + (47)	
集団回収 t/年	2,046	2,042	1,960	1,740	1,790	1,748	1,716	1,681	1,654	1,627	1,607	1,578	1,557	1,535	1,521	1,499	(51)	(15) と同値	
資源化率 %	31.2	32.7	32.8	32.5	31.5	31.4	31.1	31.7	32.3	32.3	32.3	32.3	32.3	32.4	32.4	32.4	(52)	(48) / (16)	
埋立量 t/年	985	987	1,102	1,088	1,009	1,009	929	902	878	869	863	852	843	835	828	817	(53)	(54) と同値	
焼却残渣(飛灰) t/年	985	987	1,102	1,088	1,009	1,009	929	902	878	869	863	852	843	835	828	817	(54)	(36) と同値	
最終処分率 %	3.9	3.9	4.4	4.3	4.1	4.1	3.8	3.8	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	(55)	(53) / (16)	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

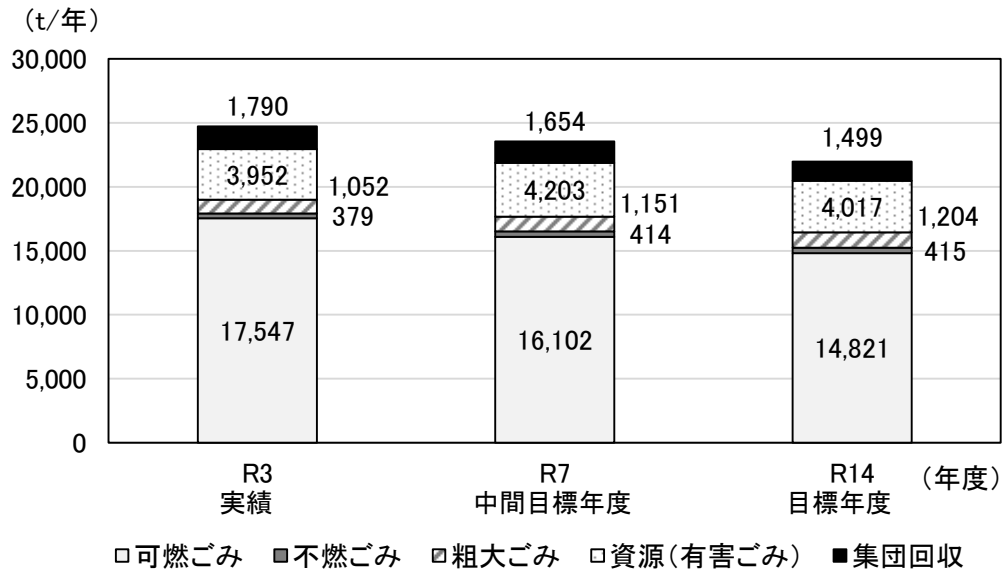


図 4-6 施策を強化した場合のごみ排出量の推移

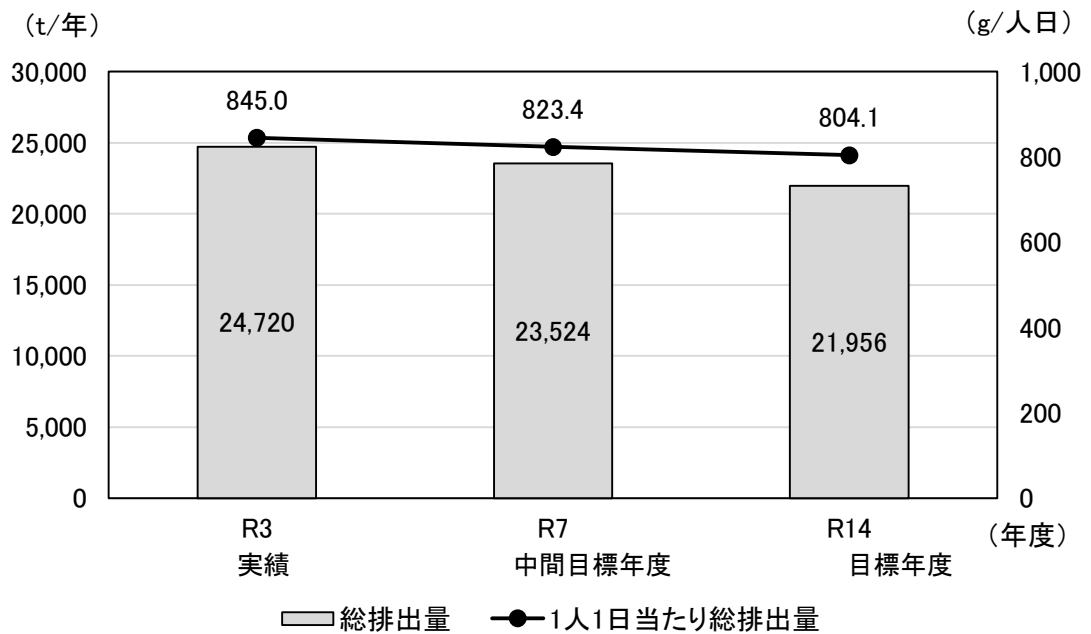


図 4-7 施策を強化した場合の1人1日当たり総排出量の推移

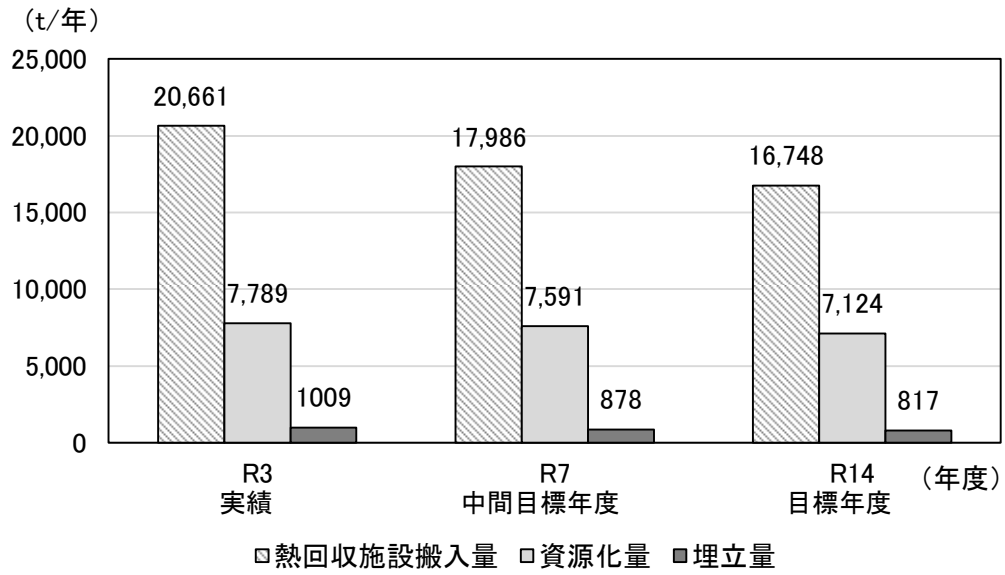


図 4-8 施策を強化した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

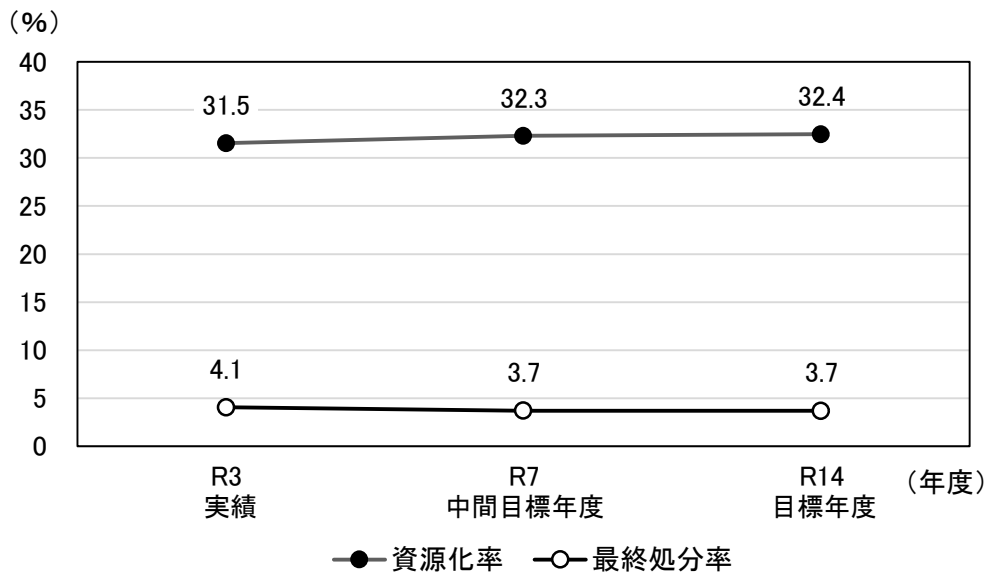


図 4-9 施策を強化した場合の資源化率及び最終処分率の推移

## 6 新たな施策を追加した場合のごみ排出量、処分量の見通し（ケース3）

現在実施している施策の強化に加え、新たな施策を追加した場合（ケース3）のごみ排出量、処理処分量の見通しを示します。

現在実施している施策の強化に加え、新たな施策を実施することで、1人1日当たり総排出量（資源除く）は554.0g/人日となり、資源化率は35%となる見通しです。

表4-9 新たな施策を追加した場合のごみ排出量（ケース3）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
行政区域内人口	人	81,133	80,854	80,686	80,292	80,149	79,680	79,211	78,742	78,274	77,779	77,284	76,789	76,294	75,798	75,303	74,808	(1)	第2次あきる野市総合計画
年間日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	(2)	
排出量	t/年	23,024	23,108	23,153	23,723	22,930	22,863	22,350	21,705	21,118	20,897	20,729	20,447	20,220	19,995	19,824	19,545	(3)	(4) + (8) + (11) + (14)
可燃ごみ	t/年	17,792	17,953	17,922	18,001	17,547	17,444	16,676	15,825	15,028	14,805	14,624	14,364	14,146	13,930	13,753	13,508	(4)	(18) × (1) × (2)
委託	t/年	17,629	17,746	17,740	17,828	17,377	17,275	16,514	15,671	14,882	14,661	14,482	14,225	14,009	13,795	13,620	13,377	(5)	(4) × R3の割合 99.03%
許可	t/年	140	175	158	142	144	143	137	130	123	121	120	118	116	114	113	111	(6)	(4) × R3の割合 0.82%
持込	t/年	23	32	24	31	26	26	25	24	23	23	22	21	21	21	20	20	(7)	(4) - (5) - (6)
不燃ごみ	t/年	352	368	377	438	379	396	412	414	414	417	419	418	418	418	419	415	(8)	(24) × (1) × (2)
委託	t/年	349	364	372	433	378	395	411	413	413	416	418	417	417	417	418	414	(9)	(8) × R3の割合 99.74%
持込	t/年	3	4	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(10)	(8) - (9)
粗大ごみ	t/年	806	828	916	1,117	1,052	1,094	1,119	1,135	1,151	1,164	1,177	1,183	1,189	1,195	1,204	1,204	(11)	(25) × (1) × (2)
委託	t/年	449	375	393	413	425	442	452	459	465	470	476	478	480	483	486	486	(12)	(11) × R3の割合 40.40%
持込	t/年	357	453	523	704	627	652	667	676	686	694	701	705	709	712	718	718	(13)	(11) - (12)
資源(有害ごみ)	t/年	4,074	3,959	3,938	4,167	3,952	3,929	4,143	4,331	4,525	4,511	4,509	4,482	4,467	4,452	4,448	4,418	(14)	(26) × (1) × (2)
集団回収	t/年	2,046	2,042	1,960	1,740	1,790	1,748	1,716	1,681	1,654	1,627	1,607	1,578	1,557	1,535	1,521	1,499	(15)	(29) × (1) × (2)
総排出量	t/年	25,070	25,150	25,113	25,463	24,720	24,611	24,066	23,386	22,772	22,524	22,336	22,025	21,777	21,530	21,345	21,044	(16)	(3) + (15)
1人1日当たり総排出量	g/人日	846.6	852.2	850.4	868.8	845.0	846.2	830.1	813.7	797.1	793.4	789.6	785.8	782.0	778.2	774.5	770.7	(17)	(16) / (1) / (2)
可燃ごみ	g/人日	600.8	608.3	606.9	614.2	599.8	599.8	575.2	550.6	526.0	521.5	517.0	512.5	508.0	503.5	499.0	494.7	(18)	R3の(18)-(19)~(23)の合計
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	4.0	8.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	(19)	施策の強化による削減量
水切り	g/人日	-	-	-	-	-	-	8.4	16.8	25.2	27.6	30.0	32.4	34.8	37.2	39.6	42.0	(20)	施策の強化による削減量
食品ロスの削減対策	g/人日	-	-	-	-	-	-	2.7	5.4	8.2	9.0	9.8	10.6	11.4	12.2	13.0	13.6	(21)	施策の強化による削減量
プラスチックの分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	3.8	7.6	11.3	11.8	12.3	12.8	13.3	13.8	14.3	14.7	(22)	新たな施策による削減量
事業系ごみの排出抑制	g/人日	-	-	-	-	-	-	5.7	11.4	17.1	17.9	18.7	19.5	20.3	21.1	21.9	22.8	(23)	新たな施策による削減量
不燃ごみ	g/人日	11.9	12.5	12.8	14.9	13.0	13.6	14.2	14.4	14.5	14.7	14.8	14.9	15.0	15.1	15.2	15.2	(24)	対数曲線
粗大ごみ	g/人日	27.2	28.1	31.0	38.1	36.0	37.6	38.6	39.5	40.3	41.0	41.6	42.2	42.7	43.2	43.7	44.1	(25)	対数曲線
資源	g/人日	137.6	134.2	133.4	142.2	135.1	135.1	142.9	150.7	158.4	158.9	159.4	159.9	160.4	160.9	161.4	161.8	(26)	R3の(26) + (27) + (28)
紙類の分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	4.0	8.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	(27)	(19) と同値
プラスチックの分別	g/人日	-	-	-	-	-	-	3.8	7.6	11.3	11.8	12.3	12.8	13.3	13.8	14.3	14.7	(28)	(22) と同値
集団回収	g/人日	69.1	69.2	66.4	59.4	61.2	60.1	59.2	58.5	57.9	57.3	56.8	56.3	55.9	55.5	55.2	54.9	(29)	べき乗曲線
資源・集団回収を除く	g/人日	639.9	648.9	650.7	667.3	648.7	651.0	628.0	604.5	580.8	577.2	573.4	569.6	565.7	561.8	557.9	554.0	(30)	(18) + (24) + (25)

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。

表 4-10 新たな施策を追加した場合の処理処分量（ケース 3）

区分\年度	実績					予測											No	予測の算出式等	
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
熱回収施設搬入量 (不燃・粗大ごみ処理設備 含む) t/年	20,911	21,257	21,270	21,569	20,661	20,686	18,522	17,701	16,931	16,724	16,558	16,301	16,088	15,877	15,710	15,459	(31)	(32) ~ (38) の合計	
可燃ごみ t/年	17,792	17,953	17,922	18,001	17,547	17,444	16,676	15,825	15,028	14,805	14,624	14,364	14,146	13,930	13,753	13,508	(32)	(4) と同値	
不燃ごみ t/年	352	368	377	438	379	396	412	414	414	417	419	418	418	418	419	415	(33)	(8) と同値	
粗大ごみ t/年	806	828	916	1,117	1,052	1,094	1,119	1,135	1,151	1,164	1,177	1,183	1,189	1,195	1,204	1,204	(34)	(11) と同値	
処理残渣 t/年	141	143	154	184	171	240	253	265	276	276	276	274	273	272	272	270	(35)	(48) と同値	
掘り起こしごみ t/年	1,820	1,922	1,828	1,732	1,450	1,450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(36)	R4で終了	
助燃剤 t/年	-	43	73	73	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62	(37)	R3実績値を維持 62	
災害ごみ t/年	0	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(38)		
搬出物	焼却残渣(飛灰) t/年	985	987	1,102	1,088	1,009	941	843	805	770	761	753	742	732	722	715	703	(39)	(31) × 4.55% (目標)
	スラグ t/年	1,272	1,887	2,089	2,091	1,676	1,678	1,502	1,436	1,373	1,356	1,343	1,322	1,305	1,288	1,274	1,254	(40)	(31) × R3の割合 8.11%
	アルミ類 t/年	20	31	46	42	37	37	33	32	30	30	30	29	29	29	28	28	(41)	(31) × R3の割合 0.18%
	ミックスメタル t/年	0	24	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(42)	(31) × R3の割合 0.00%
	鉄 t/年	272	267	289	261	219	219	196	188	179	177	176	173	171	168	167	164	(43)	(31) × R3の割合 1.06%
	鉄(不燃・粗大) t/年	156	172	178	204	190	190	170	163	156	154	152	150	148	146	145	142	(44)	(31) × R3の割合 0.92%
	非鉄 t/年	10	8	10	11	9	8	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	(45)	(31) × R3の割合 0.04%
	破碎不適物 t/年	188	8	0	104	158	157	141	135	129	127	126	124	122	121	119	117	(46)	(31) × R3の割合 0.76%
リサイクル施設搬入量 t/年	4,074	3,959	3,938	4,167	3,952	3,929	4,143	4,331	4,525	4,511	4,509	4,482	4,467	4,452	4,448	4,418	(47)	(14) と同値	
搬出物	処理残渣 t/年	141	143	154	184	171	240	253	265	276	276	274	273	272	272	270	(48)	(47) - (49) - (50)	
	資源物 t/年	3,832	3,741	3,633	3,781	3,673	3,652	3,851	4,025	4,206	4,193	4,191	4,166	4,152	4,138	4,134	4,106	(49)	(47) × R3の割合 92.94%
選別有害物 t/年	33	35	35	36	37	37	39	41	43	42	42	42	42	42	42	42	(50)	(47) × R3の割合 0.94%	
資源化量 t/年	7,829	8,215	8,247	8,270	7,789	7,726	7,655	7,708	7,777	7,713	7,674	7,591	7,532	7,473	7,436	7,358	(51)	(52) + (53) + (54)	
熱回収施設 t/年	1,918	2,397	2,619	2,713	2,289	2,289	2,049	1,961	1,874	1,851	1,834	1,805	1,781	1,758	1,739	1,711	(52)	(40) ~ (46) の合計	
リサイクル施設 t/年	3,865	3,776	3,668	3,817	3,710	3,689	3,890	4,066	4,249	4,235	4,233	4,208	4,194	4,180	4,176	4,148	(53)	(49) + (50)	
集団回収 t/年	2,046	2,042	1,960	1,740	1,790	1,748	1,716	1,681	1,654	1,627	1,607	1,578	1,557	1,535	1,521	1,499	(54)	(15) と同値	
資源化率 %	31.2	32.7	32.8	32.5	31.5	31.4	31.8	33.0	34.2	34.2	34.4	34.5	34.6	34.7	34.8	35.0	(55)	(51) / (16)	
埋立量 t/年	985	987	1,102	1,088	1,009	941	843	805	770	761	753	742	732	722	715	703	(56)	(57) と同値	
焼却残渣(飛灰) t/年	985	987	1,102	1,088	1,009	941	843	805	770	761	753	742	732	722	715	703	(57)	(39) と同値	
最終処分率 %	3.9	3.9	4.4	4.3	4.1	3.8	3.5	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3	(58)	(56) / (16)	

※四捨五入の関係から内訳と合計は一致しない場合があります。



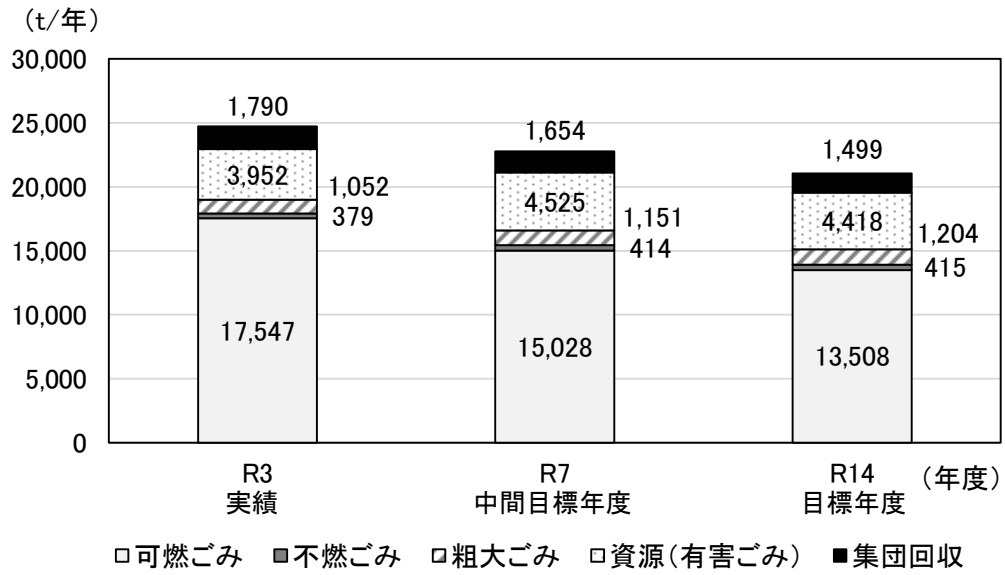


図 4-10 新たな施策を追加した場合のごみ排出量の推移

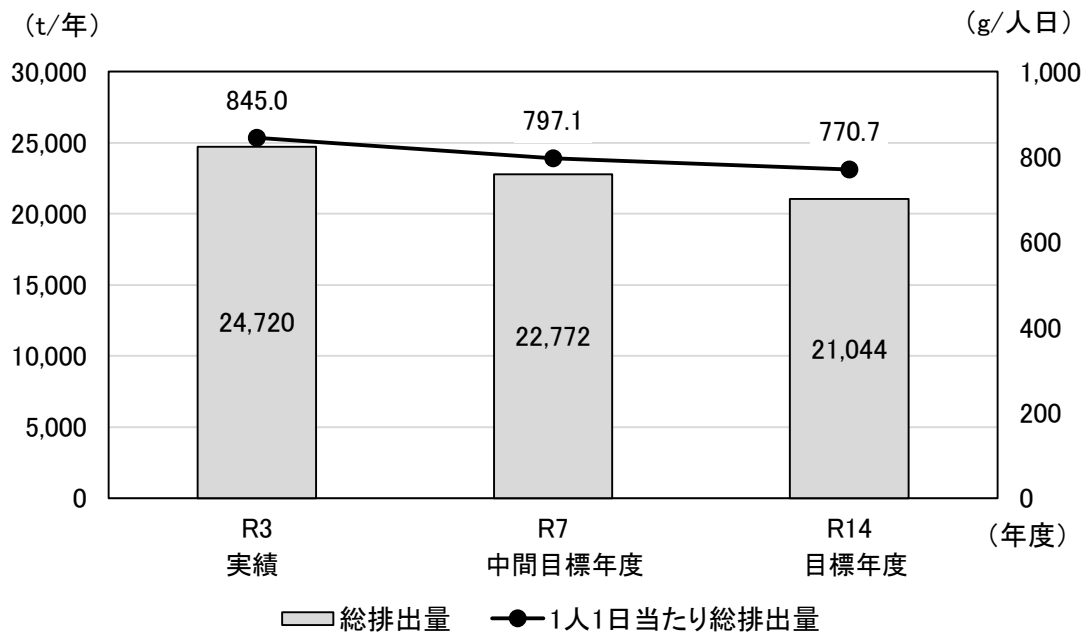


図 4-11 新たな施策を追加した場合の1人1日当たり総排出量の推移

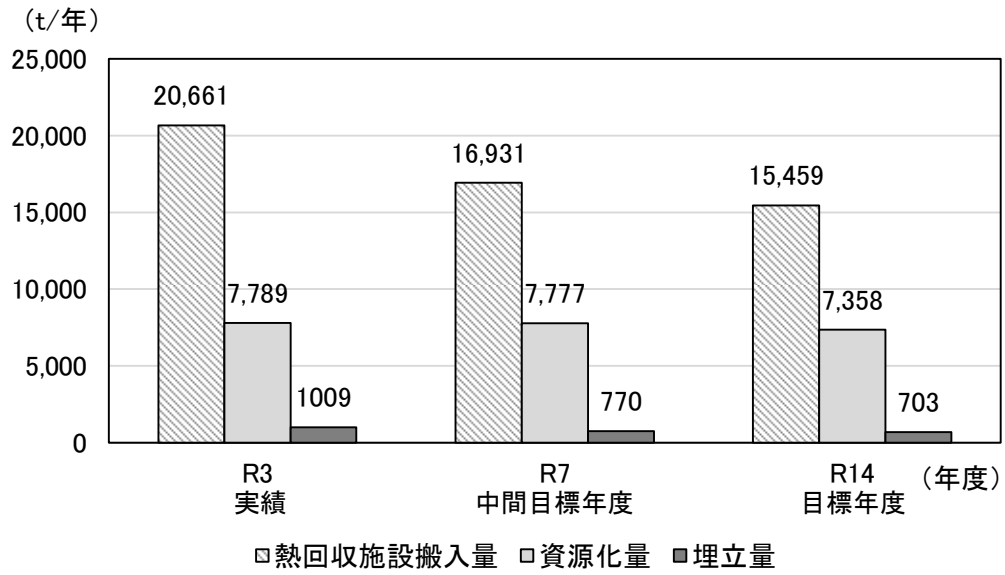


図 4-12 新たな施策を追加した場合の熱回収施設搬入量、資源化量、埋立量の推移

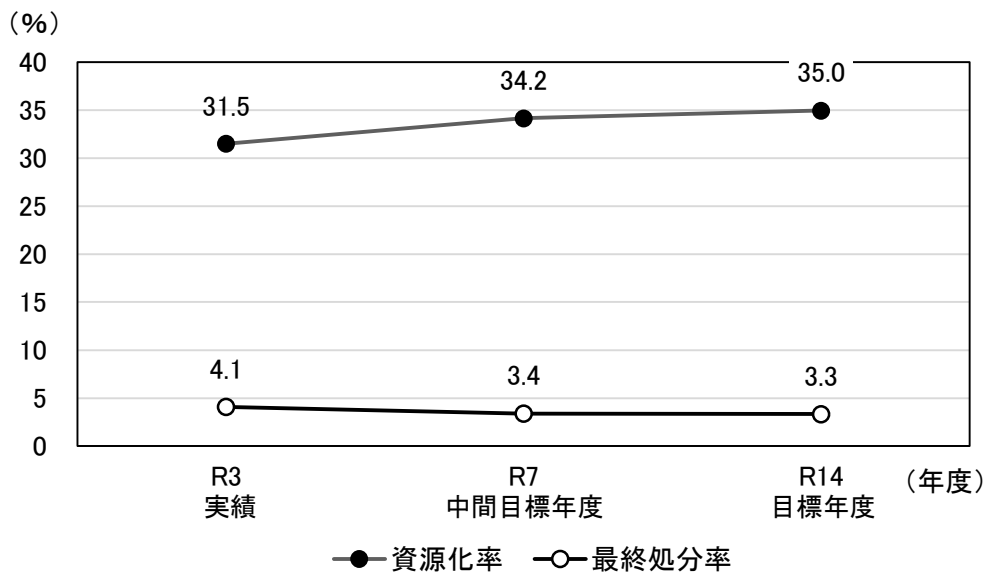


図 4-13 新たな施策を追加した場合の資源化率及び最終処分率の推移

## 7 各ケースの比較結果

各ケースの比較結果を示します。

〔ケース1〕現状の施策を継続した場合（P49-P52）

〔ケース2〕現状の施策を強化した場合（P53-P56）

〔ケース3〕新たな施策を追加した場合（P57-P60）

表 4-11 各ケースの比較

		単位	実績値	推計値	
			R3	R7	R14
1人1日当たり総排出量※	ケース1	g/人日	648.7	663.8	669.7
	ケース2			618.4	602.1
	ケース3			580.8	554.0
資源化率	ケース1	%	31.5	30.4	30.0
	ケース2			32.3	32.4
	ケース3			34.2	35.0
処分量	ケース1	t/年	1,009	940	907
	ケース2			878	817
	ケース3			770	703

※1人1日当たり総排出量は資源除く

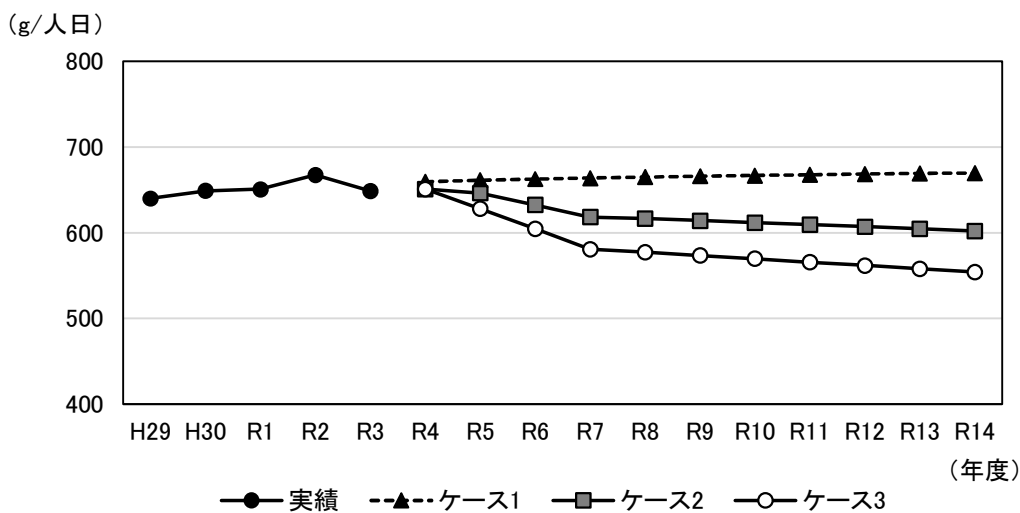


図 4-14 1人1日当たり総排出量（資源除く）の比較

以上より、ケース3において表3-19(P40)に示した前計画の目標値が達成される見通しです。よって、本計画の目標値を次のように設定します。

なお、中間目標年度では、前計画の中間目標値の達成を目指すこととします。

◆中間目標年度（令和7〔2025〕年度）における目標値

- ・1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3(2021)年度比で約39g/人日削減
- ・資源化率：34%
- ・最終処分量：令和3(2021)年度比で約200t/年削減

◆計画目標年度（令和14〔2032〕年度）における目標値

- ・1人1日当たり総排出量（資源除く）：令和3(2021)年度比で約95g/人日削減
- ・資源化率：35%
- ・最終処分量：令和3(2021)年度比で約306t/年削減

## 8 目標値の達成

表4-12に示すように、ケース3の採用により、目標値を達成できる見込みです。

表4-12 目標値を達成した場合の指標

	令和3年度 実績	令和7年度中間目標年度		令和14年度目標年度	
		目標値	ケース3予測値	目標値	ケース3予測値
1人1日当たり排出量 (資源除く)	648.7 g/人日	609.3 g/人日 (約39 g削減)	580.8 g/人日 (約68 g削減)	554.0 g/人日 (約95 g削減)	554.0 g/人日 (約95 g削減)
達成状況	—	—	○	—	○
資源化率	31.5%	34 %	34.2 %	35 %	35 %
達成状況	—	—	○	—	○
最終処分量	1,009 t/年	809 t/年 (200 t削減)	770 t/年 (239 t削減)	703 t/年 (306 t削減)	703 t/年 (306 t削減)
達成状況	—	—	○	—	○

### 第3節 発生抑制・排出抑制計画

令和3(2021)年度のごみ総排出量は、平成29(2017)年度以降で最も減少しましたが、目標値を達成するためには、改めて発生抑制、排出抑制の大切さを認識し、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら、市民・事業者・行政の三者が協力・連携することが大切です。小さなことを積み重ねていくことが『環境負荷の少ない資源循環型社会システムの構築』につながります。



#### 1 循環型社会の形成

##### ① 食品ロスの削減

日本では、本来食べられるのに廃棄されているもの、いわゆる「食品ロス」の排出量は、約600万t（平成30年度農林水産省推計）と推計されています。

令和元(2019)年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、東京都でも食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3(2021)年3月に策定しています。

組合で焼却している可燃ごみ中の生ごみ類の割合は16%程度（乾燥重量ベース）ですが、生ごみ類は水分を多く含んでいることから、実際には、生ごみ類が可燃ごみの3~4割程度を占めていると考えられます。

そこで、本市では、家庭での生ごみの堆肥化を推進するため、EM菌生ごみ処理容器の貸与、生ごみ堆肥化講習会などを行っていますが、そのほかにも次のような施策を検討し、実施できるよう努めます。

表4-13 食品ロスの削減に向けた施策（案）(1)

施策例	内容
食品ロス・食品廃棄物の削減対策の検討	可燃ごみに未利用食品、食べ残しがどの程度含まれているかを調査し、本市にそった対策を検討します。
生ごみ等の資源化方法の調査	先進的な生ごみ等の資源化方法を調査し、導入できるか検討を行います。
3010運動の周知	宴会や会食において、「最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」という3010運動を啓発します。
食べきり協力店の登録制度の紹介	食品ロス削減に取り組んでいる店舗、又はこれから取り組もうとしている店舗を「食べきり協力店」として登録し、その取組を応援します。
飲食店での食べ残しが少なくなる工夫のお願い	飲食店及び利用者に対して、食べ残しを減らすための啓発を行います。 また、飲食店に小盛メニューの導入、食べ残してしまった場合は、持ち帰りができるようお願いするとともに、市民にもこのような取組を紹介します。

表 4-13 食品ロスの削減に向けた施策（案）（2）

施策例	内容
買い物の際、すぐ食べる場合は 陳列順に購入する	すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入するよう、購入者へ呼びかけを行います。
食材を無駄にしないレシピ、 食品ロスゼロレシピの紹介	「食材をできるだけそのまま使用すること」又は「調理時に発生した廃棄部分を再利用すること」の方法で、なるべくごみが出ないように工夫したレシピを紹介しします。
フードバンク活動の紹介	品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄附を受けて生活困窮者や施設・団体に提供し、支援に役立てる活動を紹介しします。
フードドライブなどへの寄附	各家庭で余った食品を持ち寄り、それを必要とする人々にフードバンクなどを通じて寄附する活動です。イベントの開催時にフードドライブの実施を検討し寄附を募ります。
食育	施設見学会やごみに関する講座を開催する際に、給食の食べ残しを減らすように啓発しします。

## ② 広報・啓発活動

ごみ処理業務についての情報を、ホームページ等により定期的に発信することで、市民のごみに関する理解を深めていきます。

また、ごみ会議が発行するごみ情報誌「へらすぞう」等で、市民の暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルに関する事例等を紹介するとともに、市民の自発的・実践的な行動を推進していきます。

## ③ 「廃棄物減量等推進員」の運営・推進

市民・事業者・行政が協働して、ごみ発生抑制の推進及び資源循環型社会システムの構築を図るため、廃棄物減量等推進員（ごみ会議）を運営・推進していきます。

## ④ 生ごみの減量促進

家庭から出されるごみの3～4割を占めるといわれている生ごみの減量を促進するため、EM菌生ごみ処理容器の貸与、生ごみ堆肥化講習会の開催により市民の生ごみに対する意識改革を行います。また、更なる生ごみの減量について検討していきます。

**⑤ 落ち葉の堆肥化の推進**

有料袋などに入れて、ごみとして排出せず、木の根元などに置いて堆肥にしておくことをごみ情報誌「へらすぞう」などで周知・啓発していきます。

**⑥ 水切りの徹底**

可燃ごみの約 50%を占めている水分の減量化に努めることにより、減量化及び収集の効率化と、熱回収施設の燃焼効率の向上が図られます。このため、ごみ情報誌等の広報媒体を通じて、生ごみの水切りの徹底を啓発していきます。

**⑦ あきる野環境フェスティバルへの参加**

環境保全の取組のPRと普及啓発を図るイベントとして開催するあきる野環境フェスティバルに参加し、フリーマーケットによるリサイクル・リユースの推進、廃棄物減量等推進員（ごみ会議）による資源循環・リデュース啓発などを通して、3R推進のための情報発信を行います。

**⑧ 廃食油の有効利用の促進**

家庭等で不要になった廃食油を石けんとして有効利用することで、資源の循環と生活環境の向上を図ります。

**⑨ 省資源化・ロングライフ化の推進**

限りある資源を有効活用するため、買い物にマイバッグを持参したり、ばら売り・量り売りの商品や詰め替え用商品を購入するなど、ごみの発生抑制・地球温暖化対策に配慮した消費行動を啓発し、省資源化・ロングライフ化を推進していきます。

**⑩ グリーン購入の推進**

平成 12(2000)年 5 月に制定された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）を推進します。市では、グリーン購入率の向上を目指し、環境負荷の少ない商品の積極的な購入に努めています。グリーン購入に関する情報提供を行うことにより、同法の推進を図っていきます。

**⑪ 事業者へのごみ減量啓発**

ごみ減量啓発のために行っている事業用大規模建築物の所有者に対する「事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書」の提出を継続していくとともに、中小規模の事業所へのごみ減量啓発の実施を検討します。

**⑫ 資源分別の徹底**

組合において実施している乾燥重量ベースのごみの性状調査（表 3-5 P28）によ

ると、一番比率が高いのは紙類であり、その中には資源である紙類等が混入していることが想定できます。よって、資源分別の周知徹底を図り、ごみの資源化を図ります。

#### ⑬ ごみの戸別収集・有料化の継続

分別の徹底や排出者責任を明確にすることにより、ごみの減量化・資源化の推進やごみに対する市民・事業者の意識の向上などを図ることを目的とし、現在実施しているごみの戸別収集・有料化を引き続き実施していきます。

#### ⑭ 資源集団回収の推進

資源集団回収は、ごみの減量化及び資源の有効利用と、生活の中から排出される再生利用が可能な資源を市民団体等が積極的に回収・分別することにより、市民の分別・リサイクル意識の高揚及び地域コミュニティの活性化や環境教育の場の提供が期待できます。

この事業に対して、引き続き、奨励金の交付、優良団体の表彰を行い、資源集団回収を推進していきます。

#### ⑮ 資源回収の充実

現在、資源として収集している缶・金属類、びん類、古紙、布類、使用済小型電子機器、ペットボトル及び白色トレイに加え、プラスチック等の新たな資源化等、資源の回収システムの検討を進め、資源化率の向上を目指します。





## 2 適正処理・処分の推進

### ① 熱回収

溶融処理により発生する熱エネルギーで発電を行います（サーマルリサイクル）。

### ② 最終処分場再生

令和4(2022)年度まで、埋め立てられているごみを掘り起こし、最終処分場の再生事業に取り組んできました。また、熱回収施設で発生した溶融スラグを土木資材等として有効利用を図ることで、組合及び構成市町村の貴重な財産である最終処分場の延命、再生により循環型社会の構築を図ります。



## 3 生活環境・自然環境の確保

### ① 持込みごみの受入

平成28(2016)年4月より開始している持込みごみの受入れにより、ごみの排出量が増加しないように、今後も経過観察を行います。

### ② ごみ焼却に伴う環境負荷の低減

環境に配慮した処理を進めるため、構成市町村と協働で、環境基準に基づく有害物質の管理及びダイオキシン類による環境への負荷を低減し、これらの有害物質の発生抑制などの対策を講じていきます。

### ③ 清掃工場の適正管理

ごみ処理施設の適正管理については、「廃棄物処理法」第8条に基づく維持管理計画による機器の整備やメンテナンスを定期的を実施することにより、安定したごみ処理を行います。

### ④ 最終処分場の適正管理

最終処分場の適正管理については、「廃棄物処理法」第8条に基づく維持管理計画により適正管理します。



## 4 減量化・資源化のための役割分担

「環境負荷の少ない循環型社会システムの構築」を実現するためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが大切です。そこで、本市では、組合や構成市町村と協働で施策を展開し、役割分担を明確にした上でごみの減量化を図っていきます。

## 第4節 収集・運搬計画

### 1 収集対象区域

収集・運搬の範囲は現行どおり、本市の行政区域全域とします。

### 2 分別収集区分

組合の構成市町村の分別区分は同じですが、表 4-14 に示すように、木の枝はひもで束ねる方法と可燃ごみの指定袋に入れる方法があり、排出形態に違いがみられます。公平性や効率的な運営のためにも、統一に向けた検討を行います。

表 4-14 排出形態の違い

区分	あきる野市	日の出町	檜原村	奥多摩町
可燃ごみ	<b>指定袋</b> ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類	<b>指定袋</b> ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類	<b>指定袋</b> ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類 ・紙おむつ	<b>指定袋</b> ・生ごみ類 ・資源にならない紙類 ・衛生上焼却処分するもの ・生活用品(ちり紙、食用油等) ・葉、草、板、棒 ・プラスチック・発泡スチロール類 ・ゴム・ビニール類 ・アルミ箔類 ・皮革類 ・木の枝(50cm以下)
	<b>透明、半透明の袋</b> ・紙おむつ	<b>中身が見える袋</b> ・紙おむつ		
	<b>ひもで束ねる</b> ・木の枝(50cm以下)	<b>ひもで束ねる</b> ・木の枝(50cm以下)	<b>ひもで束ねる</b> ・木の枝(50cm以下)	<b>透明、半透明の袋</b> ・紙おむつ
不燃ごみ	<b>指定袋</b>	<b>指定袋</b>	<b>指定袋</b>	<b>指定袋</b>
資源	<b>容器</b> ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・使用済小型電子機器	<b>容器</b> ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・使用済小型電子機器	<b>コンテナ</b> ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・使用済小型電子機器	<b>透明、半透明の袋</b> ・缶・金属類 ・びん類 ・ペットボトル ・白色トレイ ・布類 <b>そのまま、透明の袋</b> ・使用済小型電子機器
	<b>ひもで束ねる</b> ・古紙 ・布類	<b>ひもで束ねる</b> ・紙類 ・布類	<b>ひもで束ねる</b> ・紙類 ・布類	<b>ひもで束ねる</b> ・紙類
有害ごみ	<b>透明の袋</b>	<b>容器</b>	<b>指定袋及びコンテナ</b>	<b>透明の袋、購入した際の箱</b>

また、表 3-20 (P42) に示したように、「ごみ処理基本計画策定指針」では、標準的な分別収集区分を類型Ⅰ～Ⅲの三段階に分類しています。現在、本市から排出されるプラスチック類は可燃ごみとして焼却していることから、類型Ⅰとなります。

### 3 収集・運搬量

家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物は、本市が委託した業者が収集・運搬を行います。また、臨時及び多量に排出される家庭系一般廃棄物は、排出者が直接搬入することを基本とし、事業系一般廃棄物は、排出者が収集運搬許可業者と契約し、処分することを基本とします。

収集・運搬量の将来推移（ケース3）を表 4-15 に示します。

**表 4-15 収集・運搬量の将来推移（ケース3）**

（単位:t/年）

	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R3	R7	R14
収集・運搬量	22,276	20,408	18,806
可燃ごみ	17,521	15,005	13,488
不燃ごみ	378	413	414
粗大ごみ	425	465	486
資源(有害ごみ)	3,952	4,525	4,418

### 4 資源化ルート

現在、組合の施設に搬入し、その後選別された資源は各資源化業者に引き渡し、資源化を実施していますが、今後もこの体制を継続します。

なお、集団回収により回収した資源については、資源回収業者から資源化業者に引き渡され、資源化しています。

## 第5節 プラスチック使用製品の再資源化

令和4(2022)年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行され、本市でも、プラスチックの適正な循環利用のあり方を検討することを目的として、ごみの組成分析調査や市民の意識・行動の把握等の実態調査・分析を行いました。

市民アンケート調査では、「プラスチックごみの分別収集を実施すべき」とする回答は66.1%、「実施すべきではない」とする回答は9.2%でした。この結果により、プラスチックの資源化へ一定の理解があることが分かりました。

一方、ごみの組成分析調査における試算では、本市がプラスチック分別収集を行った場合、助燃剤の役割を果たしていたプラスチックごみの減量に伴い、焼却施設における助燃剤の使用量の増加等が必要になり、リサイクルの手法によっては、CO<sub>2</sub>排出量が増加するという結果となりました。また、組合の構成市町村の全てがプラスチック分別収集を行った場合は、さらにCO<sub>2</sub>排出量が増加することになります。

この点について、廃棄物減量等推進審議会では、CO<sub>2</sub>排出量の増加に対する懸念、ごみ焼却で発生する熱エネルギーによる発電の有効性等から慎重に検討すべきとの意見がありました。

このように、プラスチック使用製品の再資源化には、CO<sub>2</sub>排出量の増加の問題があるほか、助燃剤の購入費やプラスチックの新たな分別収集にかかる委託料等、経費増加という課題もあり、現段階では開始時期を明確にはできない状況にあります。一方で、助燃剤のバイオ化など技術的な進展等により、CO<sub>2</sub>排出量の削減も考えられるため、今後、再資源化に向けてさらに研究を続け、これらの課題が解決された時点で、実施する方向で検討していきます。

## 第6節 中間処理計画

### 1 中間処理方法

これまでと同様、高尾清掃センターにおいて中間処理及び適正な管理を行い、今後も現体制を継続することとします。

### 2 中間処理量

高尾清掃センターにおける中間処理対象は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源及び有害ごみであり、その他掘り起こしごみの焼却処理も行っています。

中間処理量の将来推移（ケース3）を表4-16に示します。

表4-16 中間処理量の将来推移（ケース3）

（単位：t/年）

	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R3	R7	R14
熱回収施設搬入量 （不燃・粗大ごみ処理設備含む）	20,661	16,931	15,459
可燃ごみ	17,547	15,028	13,508
不燃ごみ	379	414	415
粗大ごみ	1,052	1,151	1,204
処理残渣	171	276	270
掘り起こしごみ	1,450	0	0
助燃剤	62	62	62
リサイクル施設搬入量	3,952	4,525	4,418
処理内訳			
処理残渣	171	276	270
資源物	3,673	4,206	4,106
選別有害物	37	43	42

## 第7節 最終処分計画

### 1 最終処分方法

これまでと同様、高尾清掃センターにおいて中間処理を行い、飛灰のみを埋立処分とします。また、適正な最終処分を実施し、最終処分場の延命化に努めます。

### 2 最終処分量

最終処分量の将来推移（ケース3）を表4-17に示します。

表4-17 最終処分量の将来推移（ケース3）

（単位:t/年）

	実績	中間目標年度	計画目標年度
	R3	R7	R14
埋立量	1,009	770	703
焼却残渣(飛灰)	1,009	770	703

## 第8節 その他の廃棄物対策

### 1 災害廃棄物に関する対策

災害発生時には、東京都、組合、構成市町村及び近隣市町と連携を図り、災害廃棄物処理に取り組むこととします。

また、国の災害廃棄物対策指針、東京都災害廃棄物処理計画及び構成市町村の地域防災計画等を踏まえ、災害廃棄物処理計画に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。

### 2 不法投棄対策

不法投棄は生活環境や自然環境に影響を及ぼすため、本計画の着実な実施を図るためにも、構成市町村が実施する不法投棄対策に協力することとします。

## 第5章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1 処理形態別人口の現状

##### (1) 国及び東京都の生活排水処理形態別人口

国及び東京都の生活排水処理形態別人口（令和2〔2020〕年度）を表5-1に示します。

生活雑排水（台所や風呂、洗濯等の排水）は、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等により処理され、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

令和2(2020)年度の国の生活排水処理率は88.3%、東京都が99.6%となっています。本市では96.0%であり、国の平均を上回りますが、東京都の平均よりは低くなっています。

表5-1 国及び東京都の生活排水処理形態別人口（令和2〔2020〕年度）

		全国	東京都	あきる野市
行政区域内人口(10月1日)		(人) 126,739,787	13,854,370	80,292
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人) 126,739,787	13,854,370	80,292
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 111,879,611	13,805,011	77,073
	(1)コミュニティ・プラント人口※1	(人) 258,825	2,353	0
	(2)合併処理浄化槽人口	(人) 14,420,961	27,565	2,326
	(3)公共下水道人口	(人) 97,199,825	13,775,093	74,747
	(4)農業集落排水施設人口	(人) ※2	※2	0
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 9,319,148	33,615	2,490
	4.非水洗化人口	(人) 5,541,028	15,744	729
	(1)汲み取り人口	(人) 5,480,653	15,677	724
	(2)自家処理	(人) 60,375	67	5
生活排水処理率 ※3		(%) 88.3%	99.6%	96.0%
水洗化率 ※4		(%) 95.6%	99.9%	99.1%

資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2 農業集落排水施設人口は合併処理浄化槽人口に含む

※3 生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※4 水洗化率＝(水洗化・生活雑排水処理人口＋水洗化・生活雑排水未処理人口)÷計画処理区域内人口×100

(2) 生活排水処理形態別人口

本市の処理形態別人口の実績を表 5-2 及び図 5-1 に示します。

表 5-2 処理形態別人口の実績

区分		H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口(10月1日)		(人) 81,133	80,854	80,686	80,292	80,149
生活排水処理形態別人口	1.計画処理区域内人口	(人) 81,133	80,854	80,686	80,292	80,149
	2.水洗化・生活雑排水処理人口	(人) 77,146	77,169	77,201	77,073	77,274
	(1)コミュニティ・プラント人口※1	(人) 0	0	0	0	0
	(2)合併処理浄化槽人口	(人) 2,581	2,554	2,384	2,326	2,255
	(3)公共下水道人口	(人) 74,565	74,615	74,817	74,747	75,019
	(4)農業集落排水施設人口	(人) 0	0	0	0	0
	3.水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	(人) 3,029	2,845	2,692	2,490	2,194
	4.非水洗化人口	(人) 958	840	793	729	681
	(1)汲み取り人口	(人) 952	835	788	724	677
	(2)自家処理	(人) 6	5	5	5	4
生活排水処理率※2		(%) 95.1%	95.4%	95.7%	96.0%	96.4%
水洗化率※3		(%) 98.8%	99.0%	99.0%	99.1%	99.2%

資料:環境省 一般廃棄物処理実態調査結果

※1 主に公共下水道未供用区域に設置される、小規模な地域集合下水処理施設

※2 生活排水処理率=水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※3 水洗化率=(水洗化・生活雑排水処理人口+水洗化・生活雑排水未処理人口)÷計画処理区域内人口×100

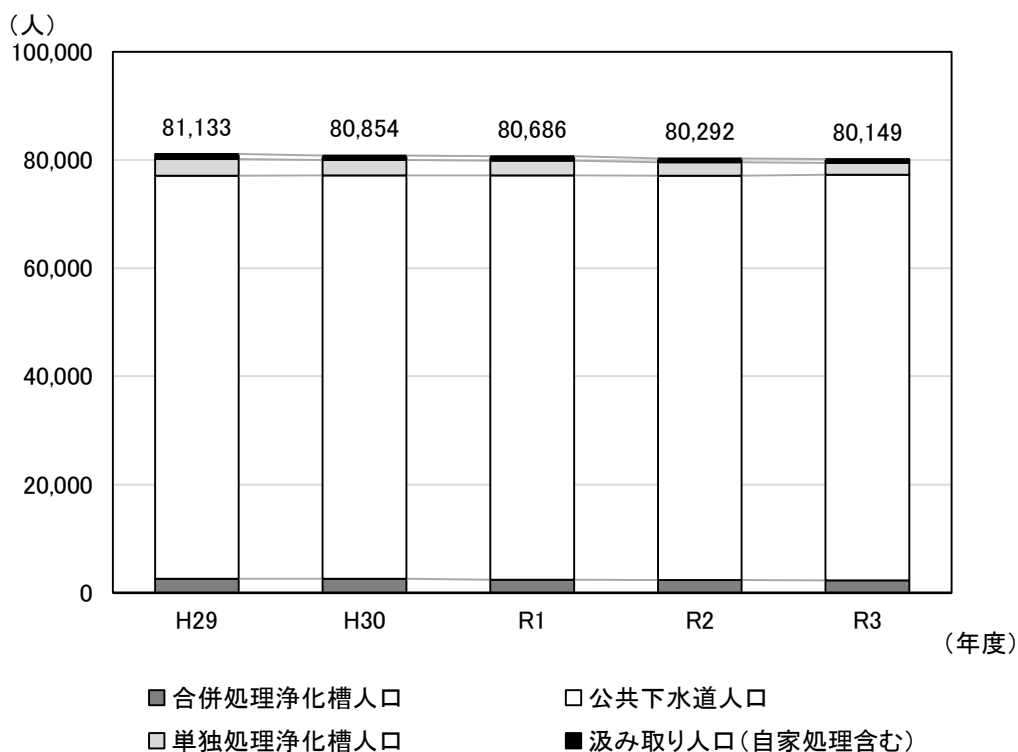


図 5-1 処理形態別人口の推移



## 2 し尿・浄化槽汚泥排出量の状況

し尿・浄化槽汚泥排出量の実績を表 5-3 及び図 5-2 に示します。

収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は汚泥再生処理センターで中間処理し、含水率 70% 以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用しています。

なお、単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の各原単位は実績が不明であるため、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（2006 改定版）」に示される原単位の単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の比率（単独処理浄化槽：0.75L/人・日、合併処理浄化槽：1.2L/人・日）を基に設定しています。

$$\text{単独+合併処理浄化槽汚泥量(kL/年)} = (a \times c + b \times d) \times 365 \text{日} \times 10^{-3}$$

単独処理浄化槽人口：a、合併処理浄化槽人口：b  
 単独処理浄化槽原単位：c、合併処理浄化槽原単位：d  
 c:d=0.75L/人・日:1.2L/人・日

表 5-3 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

区分\年度		H29	H30	R1	R2	R3
収集人口 (人)	し尿	952	835	788	724	677
	浄化槽汚泥	5,610	5,399	5,076	4,816	4,449
	単独処理浄化槽	3,029	2,845	2,692	2,490	2,194
	合併処理浄化槽	2,581	2,554	2,384	2,326	2,255
収集量 (kL/年)	し尿	2,271	2,244	2,274	1,473	1,469
	浄化槽汚泥	3,309	3,315	3,231	3,239	3,301
	計	5,580	5,559	5,505	4,712	4,770
原単位 (L/人日)	し尿	6.54	7.36	7.88	5.57	5.94
	浄化槽汚泥	1.62	1.68	1.74	1.84	2.03
	単独処理浄化槽	1.27	1.31	1.36	1.43	1.56
	合併処理浄化槽	2.03	2.10	2.17	2.29	2.49

資料：西秋川衛生組合「年間投入稼働実績年報（市町村別）」

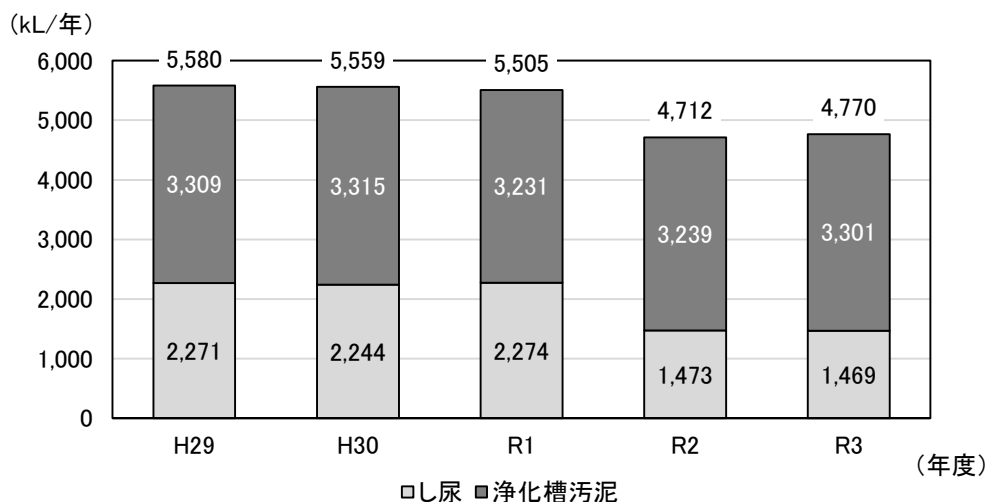


図 5-2 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績

### 3 処理主体

本市における生活排水の処理主体を表 5-4 に示します。

表 5-4 生活排水の処理主体

種類	対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	東京都 あきる野市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	西秋川衛生組合

### 4 収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 5-5 に示します。

本市では、し尿、浄化槽汚泥に区分して収集しています。し尿の収集は委託業者が随時実施しており、浄化槽汚泥の収集は許可業者が浄化槽の清掃時に行っています。

表 5-5 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集回数
し尿	委託	随時
浄化槽汚泥	許可業者	浄化槽清掃時

## 5 処理施設の概要

### (1) し尿処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、組合の汚泥再生処理センターで処理しています。

し尿処理施設の概要を表 5-6 に示します。

表 5-6 し尿処理施設の概要

施設名称	西秋川衛生組合汚泥再生処理センター
所在地	東京都あきる野市小川東一丁目 1 番地 1
竣工	平成 31 年 3 月
処理方式	主処理: 膜分離高負荷脱窒素処理方式 + 高度処理方式 資源化: 助燃剤化 (含水率 70% 以下)
処理能力	24kL/日 (し尿: 8kL、浄化槽汚泥: 16kL/日) 有機性廃棄物 (下水道濃縮汚泥): 0.1kL/日

### (2) 公共下水道の概要

本市で整備を行っている公共下水道の整備状況を表 5-7 に示します。

表 5-7 公共下水道の整備状況

(単位: ha)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
全体計画区域	2,182	2,182	2,182	2,182	2,182
都市計画決定面積	1,659	1,659	1,659	1,659	1,659
事業認可面積	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
整備済み面積	1,332.56	1,332.97	1,335.25	1,335.25	1,361.00
整備率 (%)	94.44	94.47	94.63	94.63	96.45

資料: あきる野市事務報告

整備率 = 整備済み面積 / 事業認可面積

## 6 合併処理浄化槽の補助状況

本市では、公共下水道を整備する区域以外の地域で、住宅に合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助金を交付し、その普及に努めています。

合併処理浄化槽の補助状況を表 5-8 に示します。

表 5-8 合併処理浄化槽の補助状況

(単: 基)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助実績	7	7	9	4	4

## 7 生活排水処理の課題

### (1) 生活排水処理全般における課題

生活排水処理率は、令和2(2020)年度において96.0%であり、全国平均の88.3%を上回っていますが、東京都平均の99.6%を下回っています。

そのため、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を推進し、生活排水による河川への汚濁負荷量を減少させる必要があります。

また、汚水処理施設が未整備の地区については、早期の整備完了を目指し、経済的かつ効率的な整備手法について、検討が必要です。

### (2) し尿及び浄化槽汚泥処理における課題

収集・運搬業務は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及に伴い、収集量が増えることから、効率的な収集体制の整備に努める必要があります。

また、組合の現施設は、平成31(2019)年3月に供用を開始し、今後も適正な維持管理に努める必要があります。

## 第2節 生活排水処理基本計画



### 1 基本方針

#### (1) 生活排水に係る理念、目標

豊かな自然環境の保全を進めていくためには、公共用水域の水質保全を図ることが必要です。水質を保全するためには、生活排水処理の役割が重要となっています。

そこで、生活排水を適正に処理し、公共用水域の汚濁による環境負荷の軽減を目指します。

#### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理は、公共下水道の整備による処理を基本としています。ただし、財政的に多大な負担がかかることや地理的条件などから、公共下水道で処理する区域と合併処理浄化槽で処理する区域に分けて整備を進めます。このうち、公共下水道が整備されない地域においては、合併処理浄化槽設置に対して、費用の一部を補助します。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、組合が管理・運営する汚泥再生処理センターで引き続き処理を行います。

なお、下水に流れるし尿は、東京都下水道局の「八王子水再生センター」で処理を行います。

### 2 目標年度

本計画の計画期間は、ごみ処理基本計画と同じく令和5(2023)年度を計画初年度、目標年度を令和14(2032)年度とします。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、概ね5年ごと又は本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとします。

### 3 生活排水処理形態別人口の見込み

生活排水処理形態別人口の予測結果を表 5-9 及び図 5-3 に示します。

表 5-9 生活排水処理形態別人口の予測結果

区 分		実績	予測	
		R3	R7	R14
行政区域内人口(10月1日) (人)		80,149	78,274	74,808
生活排水処理形態別人口	計画処理区域内人口 (人)	80,149	78,274	74,808
	水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	77,274	76,138	73,578
	コミュニティ・プラント人口 (人)	0	0	0
	合併処理浄化槽人口 (人)	2,255	2,169	2,062
	公共下水道人口 (人)	75,019	73,969	71,516
	農業集落排水施設人口 (人)	0	0	0
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口) (人)	2,194	1,651	958
	非水洗化人口 (人)	681	485	272
	汲み取り人口 (人)	677	482	270
	自家処理 (人)	4	3	2
生活排水処理率 (%)		96.4%	97.3%	98.4%
水洗化率 (%)		99.2%	99.4%	99.6%

※下水道整備に係る検討結果により、数値が変わることがあります。

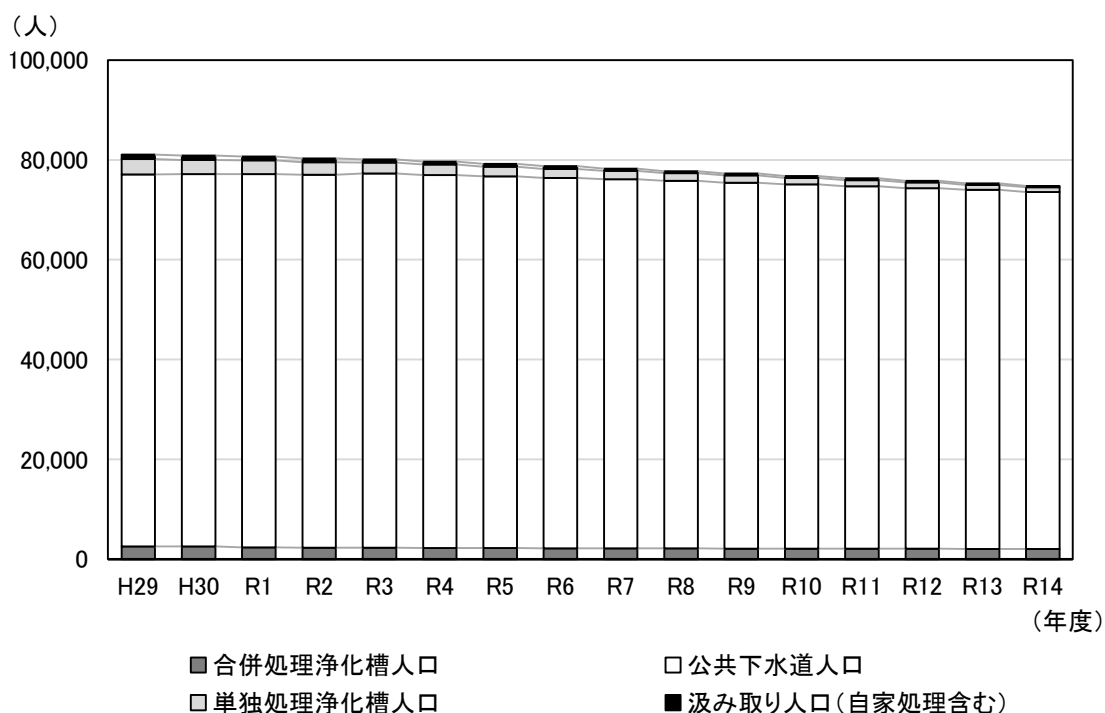


図 5-3 生活排水処理形態別人口の予測結果

#### 4 収集・運搬計画

収集・運搬の範囲は現行どおり、本市の行政区域全域とします。

また、し尿の収集・運搬は委託業者が行っており、浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者が行っています。今後も安定的かつ効率的な収集ができるよう現行体制を維持します。

収集・運搬量の将来推移を表 5-10 に示します。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の将来排出量は、各処理形態別人口の予測結果にし尿及び浄化槽汚泥原単位を乗じて算定しています。詳細は資料編に示します。

表 5-10 収集・運搬量の将来推移

区 分		実績	予測	
		R3	R7	R14
収集人口	し尿 (人)	677	482	270
	浄化槽汚泥 (人)	4,449	3,820	3,020
	単独処理浄化槽 (人)	2,194	1,651	958
	合併処理浄化槽 (人)	2,255	2,169	2,062
	計 (人)	5,126	4,302	3,290
収集量	し尿 (kL/年)	1,469	1,172	656
	浄化槽汚泥 (kL/年)	3,301	2,596	2,157
	単独処理浄化槽 (kL/年)	1,248	838	486
	合併処理浄化槽 (kL/年)	2,053	1,758	1,671
	計 (kL/年)	4,770	3,768	2,813
原単位	し尿 (L/人日)	5.94	6.66	6.66
	浄化槽汚泥 (L/人日)	2.03	1.86	1.96
	単独処理浄化槽 (L/人日)	1.56	1.39	1.39
	合併処理浄化槽 (L/人日)	2.49	2.22	2.22

#### 5 中間処理計画

現在、し尿・浄化槽汚泥は組合の汚泥再生処理センターで処理し、処理水は秋川に放流しています。今後も安定した処理ができるよう現行体制を維持します。

#### 6 資源化・有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥は、奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場（奥多摩町小河内浄化センター）から排出される濃縮汚泥とあわせて処理し、含水率 70%以下に脱水して助燃剤化し、高尾清掃センターの熱回収施設で有効利用します。

## 7 生活排水処理区域計画

本市では、公共下水道事業、合併処理浄化槽設置補助事業を実施しています。

また、現在、下水道部局により、公共下水道の未整備区域については、処理方式及び処理区域の検討を行っています。

## 8 その他検討すべき事項

### (1) 生活排水の汚濁負荷削減のための方策

非水洗化区域において、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を排水溝等に流さないように、市民への広報・啓発を行っています。本市では引き続き広報・啓発活動を積極的に行い、適切な生活排水処理の実現を目指します。

### (2) 合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽等の処理世帯では、未処理の生活雑排水が公共用水域へ排出されていることから、公共下水道の整備区域外の住宅で、単独処理浄化槽等を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を啓発しています。本市では引き続き合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

### (3) 市民に対する広報・啓発

市民に対し、生活排水処理対策の必要性について、引き続き、広報・啓発を行います。

また、公共用水域の水質汚濁の主な原因となる調理くずや廃食用油を流さないように啓発し、単独処理浄化槽等の処理世帯については、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

なお、浄化槽は適切な維持管理を行わなければ、処理能力が低下し、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることから、本市では引き続き広報等によりその必要性を啓発するとともに、浄化槽清掃料金の一部を補助し、市民の負担を軽減します。



# —資料編—

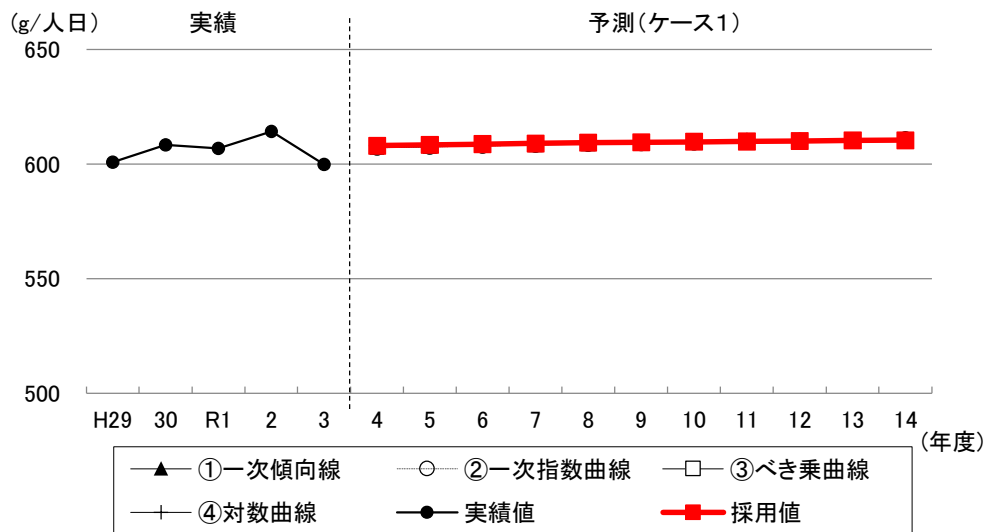


# 1 ごみ排出量のトレンド予測

## (1) 可燃ごみ

採用値	べき乗曲線
採用理由	令和3(2021)年度は減少したものの、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加するべき乗曲線を採用する。

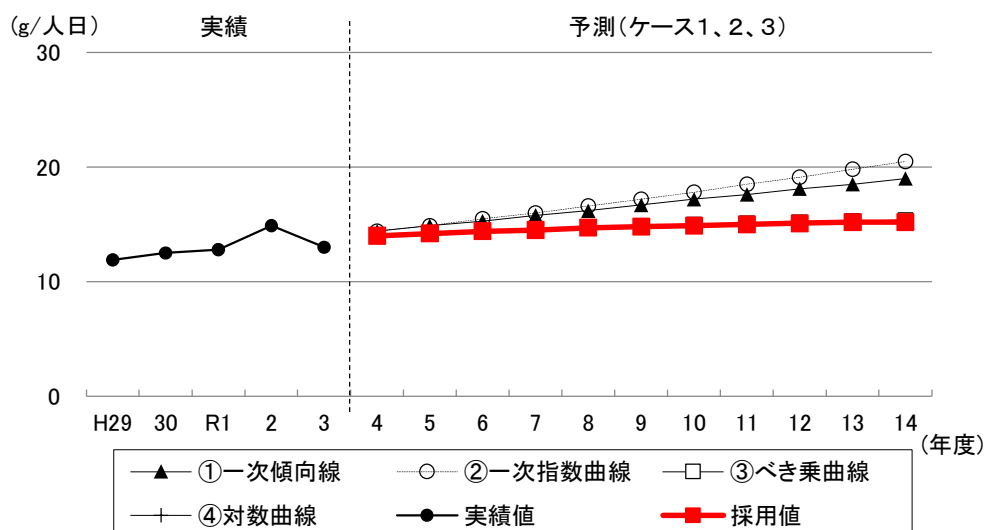
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	600.8					
30	608.3					
R1	606.9					
2	614.2					
3	599.8					
4		607.2	607.1	608.0	608.1	608.0
5		607.6	607.5	608.4	608.4	608.4
6		608.0	607.9	608.7	608.8	608.7
7		608.3	608.3	609.0	609.0	609.0
8		608.7	608.7	609.3	609.3	609.3
9		609.1	609.0	609.5	609.5	609.5
10		609.5	609.4	609.7	609.8	609.7
11		609.9	609.8	609.9	610.0	609.9
12		610.3	610.2	610.1	610.1	610.1
13		610.7	610.6	610.3	610.3	610.3
14		611.1	611.0	610.4	610.5	610.4
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	604.83000	604.82914	603.64043	603.64575	
	定数 b	0.39000	1.00063	0.00404	5.66149	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.01096	0.01089	0.07004	0.07035	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	1	2	4	3	



(2) 不燃ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	令和3(2021)年度は減少したものの、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

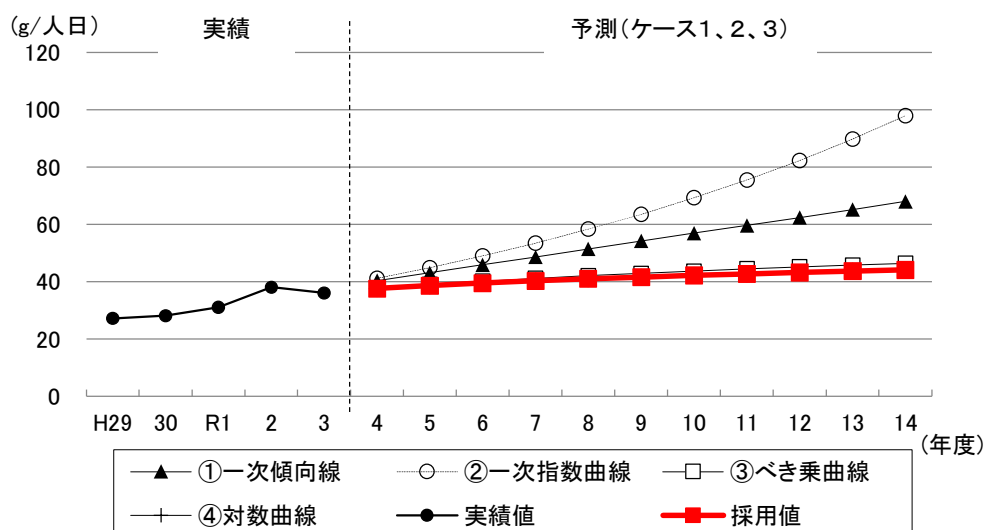
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	11.9					
30	12.5					
R1	12.8					
2	14.9					
3	13.0					
4		14.4	14.4	14.0	14.0	14.0
5		14.9	14.9	14.2	14.2	14.2
6		15.3	15.5	14.4	14.4	14.4
7		15.8	16.0	14.6	14.5	14.5
8		16.2	16.6	14.7	14.7	14.7
9		16.7	17.2	14.9	14.8	14.8
10		17.2	17.8	15.0	14.9	14.9
11		17.6	18.5	15.1	15.0	15.0
12		18.1	19.1	15.2	15.1	15.1
13		18.5	19.8	15.3	15.2	15.2
14		19.0	20.5	15.4	15.2	15.2
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	11.64000	11.67989	11.86881	11.85125	
	定数 b	0.46000	1.03587	0.09367	2.81060	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.41425	0.40382	0.46919	0.47122	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	2	1	3	4	



(3) 粗大ごみ

採用値	対数曲線
採用理由	実績は増加傾向にあることから、推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加する対数曲線を採用する。

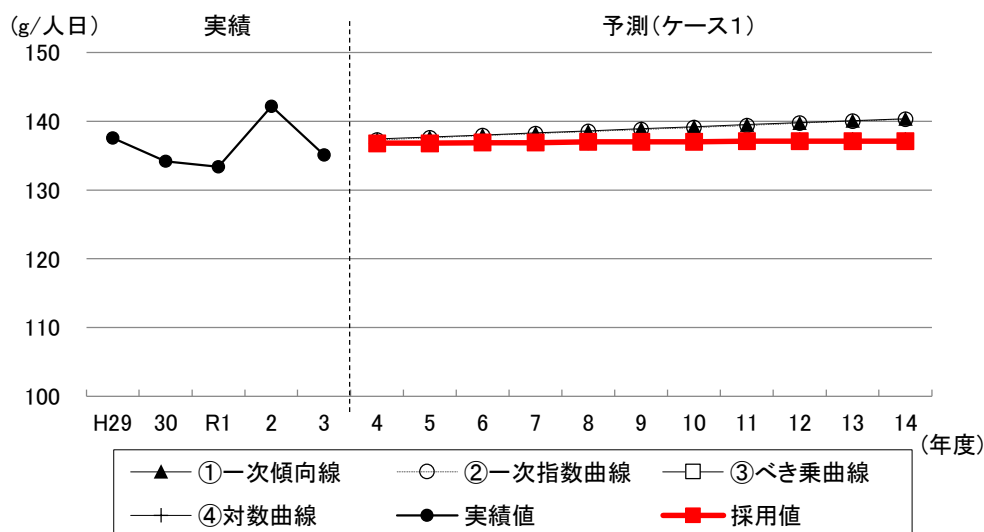
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	27.2					
30	28.1					
R1	31.0					
2	38.1					
3	36.0					
4		40.4	41.2	37.8	37.6	37.6
5		43.1	44.9	39.1	38.6	38.6
6		45.9	49.0	40.2	39.5	39.5
7		48.6	53.4	41.2	40.3	40.3
8		51.4	58.3	42.1	41.0	41.0
9		54.2	63.5	42.9	41.6	41.6
10		56.9	69.3	43.7	42.2	42.2
11		59.7	75.5	44.5	42.7	42.7
12		62.4	82.3	45.2	43.2	43.2
13		65.2	89.8	45.8	43.7	43.7
14		68.0	97.9	46.4	44.1	44.1
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	23.80000	24.52828	26.03776	25.73263	
	定数 b	2.76000	1.09036	0.20866	15.26410	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.82417	0.81639	0.78932	0.76809	
	決定係数順位	1	2	3	4	
	数値順位	2	1	3	4	



(4) 資源

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度にかけて減少したが、令和 2(2020)年度に増加、令和 3(2021)年度には減少と変動している。推計式は増加傾向を示した。本計画では、最も緩やかに増加するべき乗曲線を採用する。

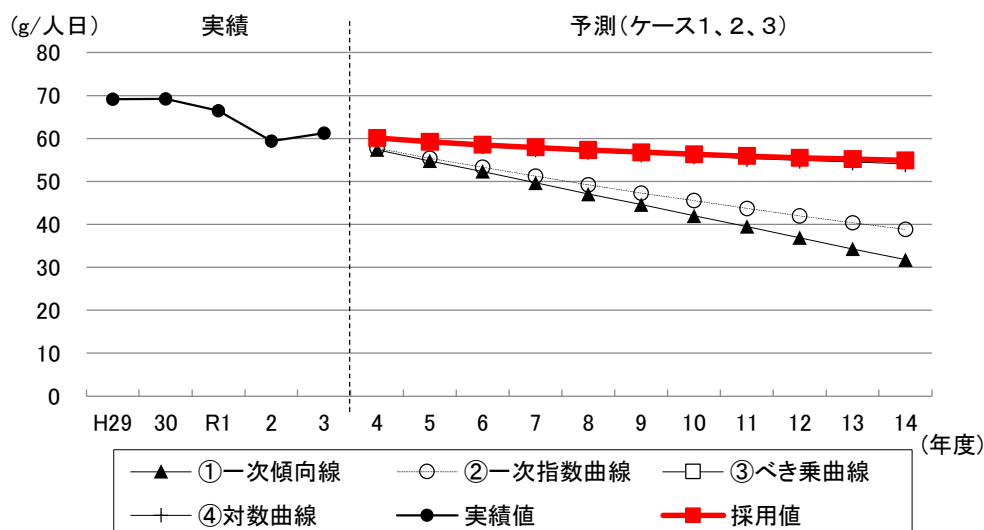
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	137.6					
30	134.2					
R1	133.4					
2	142.2					
3	135.1					
4		137.4	137.3	136.8	136.8	136.8
5		137.7	137.6	136.8	136.9	136.8
6		138.0	137.9	136.9	137.0	136.9
7		138.3	138.2	136.9	137.0	136.9
8		138.6	138.5	137.0	137.0	137.0
9		138.9	138.8	137.0	137.1	137.0
10		139.2	139.1	137.0	137.1	137.0
11		139.5	139.4	137.1	137.1	137.1
12		139.8	139.7	137.1	137.2	137.1
13		140.1	140.0	137.1	137.2	137.1
14		140.4	140.3	137.1	137.2	137.1
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	135.60000	135.59700	136.10914	136.11550	
	定数 b	0.30000	1.00213	0.00272	0.92464	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.01780	0.01783	0.00518	0.00515	
	決定係数順位	2	1	3	4	
	数値順位	1	2	4	3	



(5) 集団回収

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は過去5年間で減少していることから、推計式は減少傾向を示した。本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
H29	69.1					
30	69.2					
R1	66.4					
2	59.4					
3	61.2					
4		57.4	57.7	60.1	60.0	60.1
5		54.8	55.4	59.2	59.1	59.2
6		52.3	53.3	58.5	58.3	58.5
7		49.7	51.2	57.9	57.6	57.9
8		47.1	49.2	57.3	57.0	57.3
9		44.6	47.3	56.8	56.4	56.8
10		42.0	45.5	56.3	55.9	56.3
11		39.5	43.7	55.9	55.4	55.9
12		36.9	42.0	55.5	54.9	55.5
13		34.3	40.4	55.2	54.5	55.2
14		31.8	38.8	54.9	54.1	54.9
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	72.74000	73.11221	70.96975	70.81931	
	定数 b	-2.56000	0.96122	-0.09286	-13.84994	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.79735	0.79571	0.69791	0.71111	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	1	2	

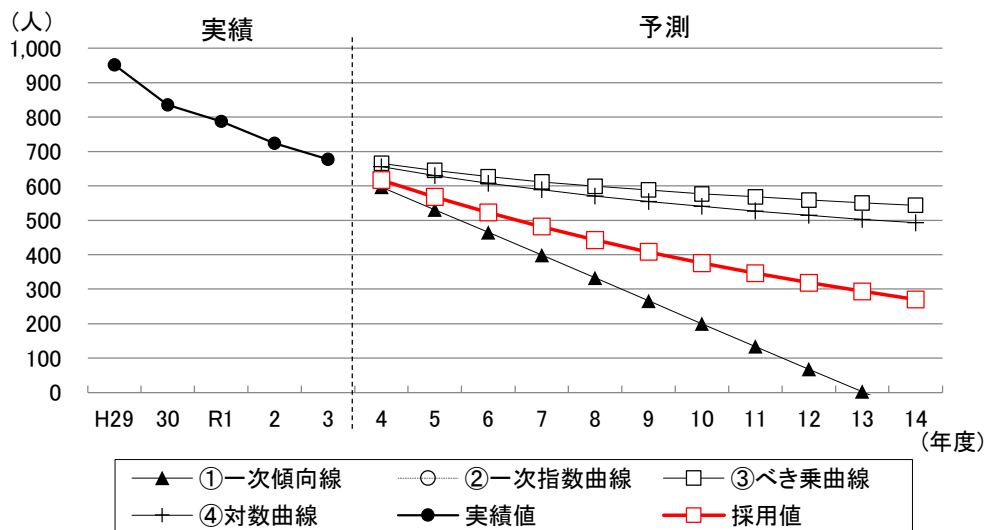


## 2 処理形態別人口のトレンド予測

### (1) し尿汲み取り人口

採用値	一次指数曲線
採用理由	政策論的な判断からし尿収集人口はなるべく早くなくなることが望ましいが、一次傾向線は減少幅が大き過ぎるため、次に減少幅が大きい一次指数曲線を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	952					
30	835					
R1	788					
2	724					
3	677					
4		597	617	665	656	617
5		531	568	645	630	568
6		465	523	627	608	523
7		399	482	612	589	482
8		333	443	599	571	443
9		266	408	588	555	408
10		200	376	577	541	376
11		134	346	568	527	346
12		68	319	559	515	319
13		2	294	551	503	294
14		-64	270	544	493	270
	推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$	
	定数 a	993.50000	1011.22714	961.17837	954.79154	
	定数 b	-66.10000	0.92086	-0.20529	-383.78457	
	収束値 k					
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.96530	0.97804	0.98450	0.99153	
	決定係数順位	4	3	2	1	
	数値順位	4	3	1	2	

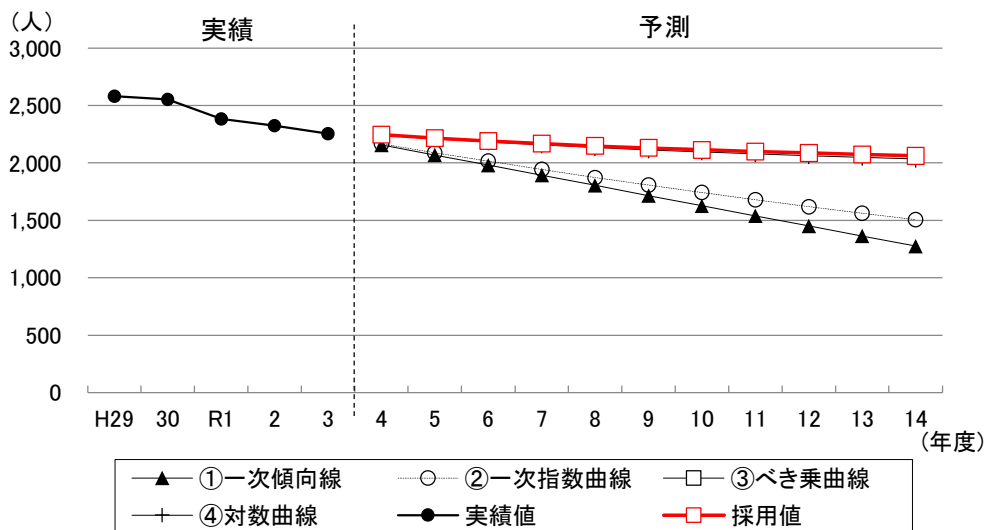




(2) 合併処理浄化槽人口

採用値	べき乗曲線
採用理由	実績は減少傾向で推移しているが、公共下水道を整備する区域以外の地域で、住宅に合併処理浄化槽を設置する市民に対して補助金を交付し、その普及に努めている。よって、本計画では、最も緩やかに減少するべき乗曲線を採用する。

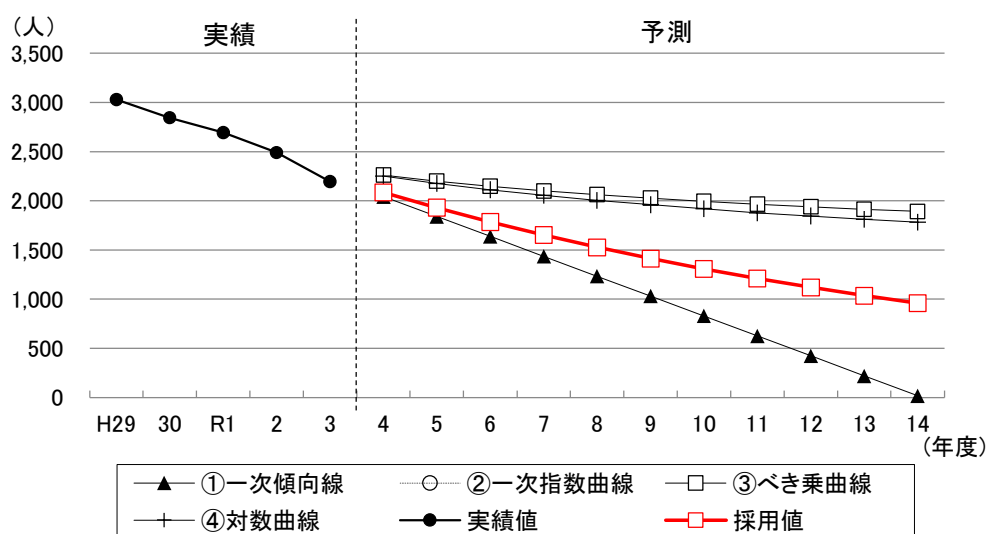
年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	2,581					
30	2,554					
R1	2,384					
2	2,326					
3	2,255					
4		2,156	2,167	2,247	2,243	2,247
5		2,068	2,090	2,217	2,210	2,217
6		1,980	2,015	2,191	2,182	2,191
7		1,892	1,943	2,169	2,157	2,169
8		1,804	1,874	2,149	2,135	2,149
9		1,716	1,807	2,131	2,115	2,131
10		1,628	1,742	2,115	2,096	2,115
11		1,540	1,680	2,100	2,079	2,100
12		1,452	1,620	2,087	2,063	2,087
13		1,364	1,562	2,074	2,049	2,074
14		1,276	1,506	2,062	2,035	2,062
推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$		
定数 a	2684.00000	2695.14733	2627.38607	2623.02141		
定数 b	-88.00000	0.96430	-0.08732	-488.22441		
収束値 k						
決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.95330	0.95372	0.88341	0.89407		
決定係数順位	2	1	4	3		
数値順位	4	3	1	2		



(3) 単独処理浄化槽人口

採用値	一次指数曲線
採用理由	政策論的な判断から単独処理浄化槽人口はなるべく早くなくなることが望ましいが、一次傾向線は減少幅が大き過ぎるため、次に減少幅が大きい一次指数曲線を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	3,029					
30	2,845					
R1	2,692					
2	2,490					
3	2,194					
4		2,043	2,085	2,262	2,250	2,085
5		1,840	1,929	2,200	2,176	1,929
6		1,638	1,785	2,147	2,112	1,785
7		1,435	1,651	2,101	2,056	1,651
8		1,233	1,527	2,061	2,005	1,527
9		1,030	1,413	2,026	1,960	1,413
10		828	1,307	1,994	1,918	1,307
11		625	1,209	1,965	1,879	1,209
12		423	1,119	1,939	1,844	1,119
13		220	1,035	1,914	1,811	1,035
14		18	958	1,892	1,780	958
推計式	$y=a+b \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a+b \cdot \log x$		
定数 a	3257.50000	3326.44986	3135.79057	3108.98912		
定数 b	-202.50000	0.92512	-0.18221	-1103.77370		
収束値 k						
決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.98344	0.97125	0.86432	0.89029		
決定係数順位	1	2	4	3		
数値順位	4	3	1	2		



(4) 自家処理人口

採用値	一次指数曲線
採用理由	政策論的な判断から自家処理人口はなるべく早くなくなることが望ましいが、一次傾向線は減少幅が大き過ぎるため、次に減少幅が大きい一次指数曲線を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数曲線	
29	6					
30	5					
R1	5					
2	5					
3	4					
4		4	4	4	4	4
5		3	4	4	4	4
6		3	3	4	4	3
7		3	3	4	4	3
8		2	3	4	4	3
9		2	3	4	4	3
10		1	2	4	3	2
11		1	2	4	3	2
12		1	2	4	3	2
13		0	2	4	3	2
14		0	2	3	3	2
推計式	$y=a+b\cdot x$	$y=a\cdot b^x$	$y=a\cdot x^b$	$y=a+b\cdot \log x$		
定数 a	6.20000	6.32527	5.99524	5.95391		
定数 b	-0.40000	0.92211	-0.19811	-2.29396		
収束値 k						
決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.80000	0.79921	0.79645	0.80170		
決定係数順位	2	3	4	1		
数値順位	4	3	1	1		

